

神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業
要求水準書及び提案の要件

令和5年2月
神戸市

【修正版（令和5年3月6日公表）】

目次

1章	総則	1
1-1	はじめに	1
1-2	本書の位置づけ	1
1-3	本事業の対象	1
1-4	関係法令等	2
(1)	関係法令	2
(2)	関係規格	8
(3)	関係法令に基づく許認可等申請、届出手続の協力	8
1-5	環境保全等	8
2章	基本方針	9
2-1	基本方針	9
2-2	コスト管理・工程管理	9
(1)	コスト管理・工程管理の考え方	9
(2)	設計期間中のコスト管理	9
(3)	施工期間中のコスト管理	10
(4)	コスト抑制	10
3章	業務に関する要件	11
3-1	業務に関する共通事項	11
(1)	知的財産権	11
(2)	資料の作成	12
(3)	近隣への説明と対応	12
(4)	その他共通事項	13
3-2	設計業務に関する事項	14
(1)	設計業務の範囲	14
(2)	設計業務計画書の作成	14
(3)	設計業務の進め方	14
(4)	その他の業務にかかる要件	17
3-3	工事監理に関する事項	18
(1)	工事監理業務の範囲	18
(2)	工事監理業務計画書の作成	18
(3)	工事監理業務にかかる要件	18

(4)	内装監理業務にかかる要件	20
(5)	その他業務にかかる要件	22
3-4	建設業務に関する事項	22
(1)	建設業務の範囲	22
(2)	施工計画書等の作成	23
(3)	建設業務にかかる要件	23
(4)	自主検査	26
(5)	契約不適合検査	26
(6)	その他	26
4章	施設整備に関する前提条件	29
4-1	敷地条件	29
(1)	事業場所	29
(2)	用地形状	29
(3)	用途地域等	29
(4)	インフラ	29
(5)	アクセス	30
(6)	地盤性状	30
(7)	土壌汚染対策	30
(8)	開発許可制度	30
(9)	消防水利	30
4-2	空港整備計画	30
(1)	エプロン計画	30
(2)	サブターミナル周辺計画	31
(3)	整備スケジュール	31
4-3	他工事との調整	31
5章	施設全体にかかる建築計画	32
5-1	共通事項	32
(1)	施設の構成と規模	32
(2)	運用について	32
(3)	耐震性能	33
(4)	耐用年数	34
(5)	耐風性能	34

(6)	防水性能.....	34
5-2	平面計画.....	34
5-3	断面・立面計画.....	34
5-4	動線計画.....	35
5-5	施設別要件.....	35
5-6	セキュリティ.....	44
5-7	仕上げ計画.....	45
(1)	外装計画.....	45
(2)	内装計画.....	45
(3)	建具関係.....	46
(4)	バイオフィリックデザイン.....	47
5-8	環境配慮計画.....	47
5-9	ユニバーサルデザイン.....	49
5-10	サイン計画.....	49
(1)	基本方針.....	49
(2)	主要サイン.....	50
5-11	構造計画・BCP.....	51
(1)	基本方針.....	51
(2)	基礎構造計画.....	51
(3)	上部構造計画.....	51
5-12	景観形成方針.....	52
(1)	都市景観形成の取り組み.....	52
(2)	景観形成の要件.....	52
5-13	外構計画.....	52
(1)	サブターミナル（仮称）周辺部.....	52
(2)	関係者用駐車場.....	53
(3)	立入禁止柵.....	53
(4)	雨水排水.....	54
5-14	建物及び周辺施設を含むランドスケープについて.....	54
(1)	一般事項.....	54
(2)	周辺施設の要件.....	54
6章	設備計画.....	56
6-1	サブターミナル（仮称）の設備設計及び建設に関わる性能要求.....	56

6-2	電気設備設計条件	56
(1)	一般事項	56
(2)	電気設備計画	58
6-3	機械設備設計条件	73
(1)	一般事項	73
(2)	機械設備計画	74
(3)	使用材料	79
6-4	昇降機設備設計条件	79
(1)	一般事項	79
(2)	昇降機設備計画	80
6-5	特殊設備設計条件	81
(1)	到着手荷物受取コンベア	81
(2)	出発手荷物搬送コンベア	82
(3)	フライト情報表示システム (FIDS)	82
(4)	保安検査機器	83
6-6	その他備品等設計条件	83
(1)	旅客用ベンチ	83
(2)	手荷物用カート	83
7章	CIQ 施設に関する要求水準等	85
8章	商業施設設置	86
8-1	基本方針	86
8-2	商業サービス施設の要件	86
8-3	その他	86
(1)	自動販売機	86
(2)	コインロッカー	86
(3)	銀行 ATM 及び外貨自動両替機	86
(4)	AED	87
(5)	公衆電話	87
(6)	SIM レンタル用・Wi-Fi 無人受取用 BOX	87
9章	維持管理計画	88
9-1	目的	88
9-2	一般事項	88

9 - 3	維持管理計画	88
(1)	建築・設備の概要、設計条件	88
(2)	短期維持保全計画	88
(3)	長期維持保全計画	88

添付資料リスト

資料名		取扱い
別添 1	神戸空港サブターミナル整備基本計画	HP 掲載
別添 2	設計成果品リスト	HP 掲載
別添 3	内装監理役割分担表	HP 掲載
別添 4	各室性能表	一部別途開示
別添 5	施設内工事区分表	HP 掲載
別添 6	外構工事区分表	HP 掲載
別添 7	地域防災計画	HP 掲載

参考資料リスト

資料名		取扱い
参考資料 1	事業実施予定地	HP 掲載
参考資料 2	周辺計画平面図	別途開示
参考資料 3	供給処理施設配置平面図	別途開示
参考資料 4	周辺敷地ボーリングデータ	別途開示
参考資料 5	地盤改良配置図	別途開示
参考資料 6	Naturalistic Landscaping ガイドライン(案)	別途開示
参考資料 7	エプロン計画図	HP 掲載
参考資料 8	想定ゾーニング図	別途開示

1章 総則

1-1 はじめに

新たなステージに進む神戸空港が、神戸経済の成長を担う観点から果たす役割は大きく、2025年大阪・関西万博、その先の航空需要の拡大を見据え、神戸空港の価値を向上させ、将来の神戸のまちの成長・発展につながる取り組みを進める。

神戸空港サブターミナル（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）では、令和7年の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠の拡大に向け、新たな神戸の空の玄関口にふさわしいターミナル施設（以下「本施設」という。）を整備する。

1-2 本書の位置づけ

本書は、本事業において神戸市（以下「市」という。）が本事業を実施する事業者に対して要求する施設整備等に関する要求水準及び入札参加者が事業者提案を行う際の提案の要件（提案の方向性）となる事項を示すものである。

なお、本書は、市が本事業を実施する事業者を選定するための入札説明書とあわせて交付する。

次に本書に係る基本事項を示す。

- ・ 要求水準書は、施設整備等に関する最低水準を規定するものであるから、これを下回るような事業者提案は失格となり、事業を進める中で適合しない状態となれば、契約解除等の対象となり得る。
- ・ 事業者は、要求水準書に適合するだけでなく、これと同等以上の水準を確保した施設整備等に関する事業者提案を行うものとする。

なお、入札時に決定していない具体的な手法や工法、仕様、機器などについては、要求水準書、事業者提案及び「神戸空港サブターミナル整備事業者選定委員会」の付帯意見（以下、「付帯意見」という。）に適合するよう、事業開始後、適切な時期に事業者が市に提案し、協議によって決定するものとする。市の意向により要求水準書又は事業者提案に係る変更が発生する場合は、事業者との協議により決定することとする。

- ・ 別添資料は、本書の内容を具体的に示した設定条件に関する資料であり、本書の一部として扱うものとする。

また、参考資料は、本書の内容に関連する資料であり、それらを踏まえて提案するものとする。

- ・ 本書に定めのない事項又は解釈に係る疑義が生じた場合、市と事業者との協議により定めるものとする。
- ・ 本書等の優先順位は、質疑回答書、入札説明書等（本書を除く）、本書、付帯意見、事業者提案書類、その他関係資料の順とする。

1-3 本事業の対象

事業者は、要求水準書に従って本施設の設計・施工業務を行うこと。本事業の対象業務（以

下「業務」という。)は次のとおりであり、詳細については、3章以降を参照すること。

- ① 基本設計・実施設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）
- ② 工事監理業務
- ③ 内装監理業務
- ④ 建設業務（工事及び必要となる調査、手続き等）
- ⑤ 本施設に係るランドスケープの提案（基本設計まで）
- ⑥ その他事業実施に必要な業務

1-4 関係法令等

(1) 関係法令

本事業の実施にあたっては、提案内容に応じて関連する法令及びその関連施行令、施行規則、条例、規則などを遵守するとともに、要綱、その他各種基準指針、解説版、ガイドライン等についても、本事業の要求水準と照らし合わせ、適宜参考にすること。

また、適用法令及び適用基準は、各業務の開始時における最新のものを採用すること。
なお、本事業に関して遵守すべき主な関係法令、条例、基準等は次のとおりとする。

1) 法令

- ・ 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）
- ・ 大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）
- ・ 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- ・ 水道法（昭和32年6月15日法律第77号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- ・ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- ・ 電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号）
- ・ ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（昭和12年5月31日法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（昭和3年4月26日法律第48号）
- ・ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）
- ・ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年1月27日法律第127号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）
- ・ 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年7月8日法律第53号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）
- ・ 屋外広告物法（昭和24年6月3日法律第89号）
- ・ 景観法（平成16年6月18日法律第110号）
- ・ 電気工事士法（昭和35年8月1日法律第139号）
- ・ 電波法（昭和25年5月2日法律第31号）
- ・ 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- ・ 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）
- ・ 計量法（平成4年5月20日法律第51号）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年2月7日法律第147号）
- ・ その他関連する法令等

2) 条例等

- ・ 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県 平成7年7月18日条例第28号）
- ・ 福祉のまちづくり条例（兵庫県 平成4年10月9日条例第37号）

- ・ 神戸市都市景観条例（神戸市 昭和 53 年 10 月 20 日条例第 59 号）
- ・ 神戸市建築基準法施行細則（神戸市 昭和 37 年 4 月 30 日規則第 25 号）
- ・ 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（神戸市 平成 20 年 4 月 1 日条例第 1 号）
- ・ 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（神戸市 平成 24 年 3 月 30 日条例第 45 号）
- ・ 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（神戸市 平成 6 年 3 月 31 日条例第 51 号）
- ・ 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（神戸市 昭和 42 年 3 月 28 日条例第 54 号）
- ・ 神戸市水道条例（神戸市 昭和 39 年 3 月 19 日条例第 46 号）
- ・ 神戸市下水道条例（神戸市 昭和 50 年 10 月 29 日条例第 40 号）
- ・ 神戸市屋外広告物条例（神戸市 平成 12 年 1 月 11 日条例第 50 号）
- ・ 神戸市火災予防条例（神戸市 昭和 37 年 4 月 1 日条例第 6 号）
- ・ 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（神戸市 平成 5 年 3 月 31 日条例第 57 号）
- ・ 神戸市個人情報保護条例（神戸市 平成 9 年 10 月 9 日条例第 40 号）
- ・ 神戸市情報セキュリティポリシー
- ・ 神戸市民の環境をまもる条例（神戸市 平成 6 年 3 月 31 日条例第 52 号）
- ・ 神戸市民の福祉をまもる条例（神戸市 昭和 52 年 1 月 10 日条例第 62 号）
- ・ 神戸市環境影響評価等に関する条例（神戸市 平成 9 年 10 月 1 日条例第 29 号）
- ・ その他関連する条例、規程等

3) 参考基準等

- ・ Airport Development Reference Manual :Edition12 (IATA)
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（発行：一般社団法人公共建築協会 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の津波防災診断指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）

- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備計画基準（発行：一般社団法人公共建築協会 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 建築設備設計基準（発行：一般社団法人公共建築協会 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事積算基準（発行：一般財団法人建築コスト管理システム研究所 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築、設備各工事編）（発行：一般財団法人建築コスト管理システム研究所 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築数量積算基準・同解説（発行：一般財団法人建築コスト管理システム研究所 制定：建築工事建築数量積算研究会）
- ・ 公共建築設備数量積算基準・同解説（発行：一般財団法人建築コスト管理システム研究所 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）・同解説（発行：一般財団法人建築コスト管理システム研究所 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建設リサイクル推進計画 2014（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 建設リサイクルガイドライン（国土交通省）
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的想定方法について（平成 12 年 6 月 30 日生衛発第 1093 号厚生省生活衛生局長通知）
- ・ ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和 61 年 5 月 31 日建設省住指発第 116 号住宅局建築指導課長通達）

- ・ 昇降機技術基準の解説（発行：一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会 編集協力：国土交通省住宅局建築指導課）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（発行：一般社団法人日本建築センター 監修：独立行政法人）
- ・ 建築基礎構造設計基準・同解説（日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説（日本建築学会）
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説（日本建築学会）
- ・ 鋼構造設計基準（日本建築学会）
- ・ 鋼構造接合部設計指針（日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリート柱・鉄骨梁混合構造の設計と施工（日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリートのひび割れ対策（設計・施工）指針・同解説（日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説（日本建築学会）
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説（日本建築学会）
- ・ コンクリート施工指針・同解説（各種コンクリート）（日本建築学会）
- ・ 建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説（日本建築学会）
- ・ 室内の臭気に関する対策・維持管理規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 環境負荷低減に配慮した塗装・吹付け工事に関する技術資料（日本建築学会）
- ・ ホルムアルデヒドによる室内空気汚染に関する設計・施工等規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 建築工事監理指針（発行：一般社団法人公共建築協会監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 電気設備工事監理指針（発行：一般社団法人公共建築協会監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 機械設備工事監理指針（発行：一般社団法人公共建築協会監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き（一般社団法人公共建築協会）
- ・ 空気調和・衛生工学会規格（公益財団法人空気調和・衛生工学会）
- ・ 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（日本ガス機器検査協会）
- ・ 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（国土交通省）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省資源エネルギー庁）
- ・ 光警報装置の設置に係るガイドライン（総務省消防庁）
- ・ 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（国土交通省）

- ・ 神戸市消防用設備等技術基準（神戸市消防局）
- ・ 建築物荷重指針・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・ 免震建築物の耐風設計指針（一般社団法人日本免震構造協会）
- ・ 建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説（一般社団法人日本建築学会）
- ・ 空港脱炭素化事業推進のためのマニュアル（国土交通省航空局）
- ・ 空港脱炭素化事業推進のためのマニュアル〔空港建築施設編〕（国土交通省航空局）
- ・ みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（国土交通省航空局、平成 30 年 10 月）
- ・ 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国土交通省）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（発行：一般社団法人公共建築協会 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（発行：一般社団法人公共建築協会 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 環境物品等の調達に関する基本方針（環境省）
- ・ 神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針（神戸市）
- ・ 神戸市事業系廃棄物保管場所等設置技術基準（神戸市）
- ・ 神戸らしい緑化ガイドライン（神戸市）
- ・ 内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 工事写真 撮影ガイドブック（一般社団法人公共建築協会）
- ・ 建築工事特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 建築工事補足標準仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 電気設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 昇降機設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 機械設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 機械設備工事 給排水設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 機械設備工事 空気調和設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ ガス設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）
- ・ 神戸市給水装置工事施行基準（神戸市水道局）
- ・ 想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図（兵庫県）
- ・ 兵庫県 CG ハザードマップ（兵庫県）
- ・ 神戸市ハザードマップ（神戸市）
- ・ その他関連する基準・指針等

なお、市において定める基準等については、以下を参照すること。

①神戸市建築工事特記仕様書等

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/sekkai.html>

②神戸市機械・電気設備工事特記仕様書等

<https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>

③神戸市建築工事監督技術基準

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/koujikanri.html>

(2) 関係規格

原則として、使用材料及び機器類は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、国際標準化機構 (ISO)、日本産業規格 (JIS)、日本電気工業会 (JEM)、日本水道協会 (JWWA)、空気調和・衛生工学会規格 (HASS)、日本塗料工事規格 (JPMS)、日本農林規格 (JAS) 等の規格が定められているものはこれらの規格品とする。

(3) 関係法令に基づく許認可等申請、届出手続の協力

- ・ 事業者は、関係法令に基づき関係官庁等へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合は、速やかに手続きを行い、市に報告すること。
- ・ 保安計画においては国土交通省航空局と市が協議を行うため、事業者は資料作成に協力し、打合せに同行すること。
また、その指導に従うこと。
- ・ 市が関係官庁等へ認可申請、報告、届出等を必要とする場合、事業者は代理人として協議を行い、必要な書類を作成し、手続きを実施すること。手続きに際しては、あらかじめ市に書類を提出し承諾を受けること。
- ・ 計画通知にかかる申請手数料は、市が負担する。

1-5 環境保全等

- ・ ポートアイランドにおける工事車両・工事関係車両の通行ルートは、ポートアイランド内西側臨港道路を通行し、居住地区への影響を最小限にすること。
詳細な通行ルートについては、今後、実施設計時に市の指示により設定する。
- ・ 本事業の周辺では工事が輻輳しているため、工事の円滑な施工を目的とした「(仮称)神戸空港工事連絡協議会」に加入すること。
また、月1回程度開催される協議会に参加し、空港関係者や他工事業者などと工程等の情報共有及び調整を行い、災害防止、環境保全に努め、工程の遅延が生じないように、工事の円滑な執行を図ること。

2章 基本方針

2-1 基本方針

神戸空港サブターミナル整備基本計画（以下「基本計画」という。）の“海に浮かび、森を感じる。”施設整備は、サステナビリティを目指し、

- ① 自然・歴史・文化との調和
- ② おもてなしの心とにぎわいを大切にする空間
- ③ 利用者に優しくストレスフリーで健康な旅
- ④ 地域木材の活用、カーボンニュートラルへの対応
- ⑤ 災害対策拠点となる防災機能の確保

を主たるコンセプトとして掲げ、その実現に向けた具体的な提案を求めるものである。

また、本事業では、神戸空港の現行ターミナルの施設利用や他空港（国内外）の意匠を含む施設利用状況とともに最新の知見や技術を踏まえ、神戸空港として現行ターミナル施設と連携した運用ができるように計画すること。

本事業の目的を十分理解し、エプロン拡張工事などの関連事業と円滑に調整を進め、効率かつ効果的に本事業の目的を達成できるよう、主体的に事業全体の調整及び管理を行うこと。

なお、基本計画の詳細は【別添 1】「神戸空港サブターミナル整備基本計画」を参照すること。

2-2 コスト管理・工程管理

(1) コスト管理・工程管理の考え方

- ・ 資材・機材の流通や経済状況などを適切に把握し、選定にあたり合理的な構造、施工性などを総合的に勘案した最適なコストで、要求される工期を遵守した提案を行うこと。
- ・ 事業契約締結から引渡しまで、要求水準書の明確な変更が無い限り、事業者提案の内容を守りながら、契約金額を上限としたコスト管理を実施すること。
なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、契約金額を上限としたコスト管理を行うための提案を行い、市と協議すること。
- ・ 事業契約締結から引渡しまで、要求水準書の明確な変更が無い限り、事業者は提案した工程を遵守し業務を遂行すること。
なお、事業者は事業期間内に建物の引渡しりが完了しないなど、遅延が生じた場合は、契約書のとおり遅延損害金を支払うものとする。

(2) 設計期間中のコスト管理

- ・ 提案時に提出した見積書を基に、基本設計図書の作成が完了するまでに、工事費概算書を市に提出し、確認を受けること。

- ・ 実施設計完了時に、実施設計図書に基づいて契約金額に対する工事費内訳書・数量調書を作成し、市に提出し、確認を受けること。
- ・ 工事費内訳書・数量調書作成に先立ち、単価表を作成して市に提出し、確認を受けること。

(3) 施工期間中のコスト管理

- ・ 工事費内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。
- ・ 市より、要求水準書の範囲を逸脱しない設計変更の提案を行った場合、事業者は契約金額を上限としたコスト管理を行い対応すること。
なお、本事業の実施に影響を与える可能性がある場合は、実施の要否について市と協議すること。

(4) コスト抑制

事業者は、事業の効率的遂行の観点から、材料の選定や、施工性に優れた工法、構造設計など、コスト抑制につながる提案を行い、実施すること。

3章 業務に関する要件

3-1 業務に関する共通事項

(1) 知的財産権

1) 第三者が保有する知的財産権

① 著作権

事業者は、市に対し、著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

万一、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、事業者において、市が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応する。

上述の紛争により、市が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、事業者が自らの責任及び費用において、市に代わりこれを履行する。

② 特許権等

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。なお、上記使用に要する費用は、事業契約において定める委託料に含まれるものとし、事業者は追加の費用を市に請求することはできない。

万一、上述の紛争により、市が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、事業者が自らの責任及び費用において、市に代わりこれを履行する。

2) 事業者が保有する知的財産権

① 著作権

事業者は、本事業の推進に関して提出する書類等（設計図書を含むがこれに限らない。）が著作権法（昭和45年第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち事業者に帰属するものを当該書類等の引き渡し時に甲に譲渡する。

また、本事業の推進に関して市と共同して作成した書類等が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権等のうち事業者に帰属する持分を当該書類等の作成と同時に甲に譲渡する。

なお、上述の場合において、事業者は、著作物について、市（市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者を含む。）に対し、著作者人格権を

行使しない。

② 意匠権

事業者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、市に対し、その成果物によって表現される建築物ないし施設等に係る意匠の実施を承諾する。

上述の場合、事業者は、市に対し、当該意匠の実施に関する対価を請求しない。

また、事業者は、本事業に関して取得する意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利の一切を甲に無償で譲渡する。

(2) 資料の作成

1) 工程表の作成

- 事業者は、事業者提案書類で提出した工程表を基に、事業契約締結後速やかに総合工程表（設計、建設）を市に提出し、確認を受けること。ただし、市が承認した場合を除き、原則として事業者提案の内容からの変更は認められない。
- 事業者は、実施工程表を作成し、事業の進捗状況を確認し、工程管理を行うこと。
また、市に報告すること。

2) 体制表の作成

事業者は事業者提案書類で提出した体制表を基に、事業契約締結後速やかに体制表を市に提出し、市の確認を受けること。体制表には各技術者及びその役割、資格、実績等について記載すること。

また、資材・機材の調達方法や下請け業者などがわかる施工体制表を提出し、市の確認を受けること。

3) 施設整備の説明用資料

事業者は、本事業を市民等に説明するために必要となる、施設整備内容をまとめたスライド資料及び完成イメージを伝えるための完成イメージパースを作成すること。

(3) 近隣への説明と対応

- 事業者は工事を実施するにあたり、周辺企業の安全な企業活動や、安全な航空機の航行を確保するために、市と連携し周辺企業等に対して工事の内容を十分周知すること。
- 周辺企業を含む第三者からの苦情などに対しては、迅速かつ的確に対応し、その解決を図ること。
また、その内容を市に速やかに報告すること。
- 事業者は、神戸空港を運営する関西エアポート神戸（株）（以下「関西エアポート神戸」という。）に、工事の施工に関する情報を密に共有し、空港運営に支障をきたすことがないように十分に留意すること。

(4) その他共通事項

1) 関係機関の検査

事業者は、業務を実施するための関係機関が行う検査に対しては資料の提供、現場立会等を行い真摯に対応し、その内容を書面により市に報告すること。

なお、検査において指摘等があった場合は、速やかに対応すること。

2) 市が行う検査

市が行う完成検査、出来高を確認するために行う出来高検査などの検査に対しては、資料の提供、現場立会等を行い真摯に対応すること。

なお、検査において指摘等があった場合は、速やかに対応すること。

3) 市が行う見学会への協力

市民や関係者などへの見学会を市が行う場合、事業者は協力すること。ただし、現場の施工などに影響を与える可能性がある場合は、市と協議し、見学方法を調整することとする。

4) 運用開始までの手直し

建物の引渡しからサブターミナルの運用開始までの間に、事業者の責めによらない是正や手直しが生じた場合において、事業者は市の依頼に応じ、真摯に協力すること。

5) 地元雇用・地元企業の活用

本業務の実施に当たり、可能な限り地元雇用や市所在の地元企業を活用し、工事や資材の調達等に配慮すること。

6) 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金への対応

本事業の木材利用について、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の申請等にかかる手続きは市が実施する。事業者は、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」の市が行う申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

7) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）への対応

本事業における ZEB に資するシステム・設備機器等の導入について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の申請等にかかる手続きは市が実施する。事業者は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の市が行う申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

8) 「(仮称) 神戸空港案内サイン調整協議会」

現行ターミナル施設、周辺施設及び周辺道路における、本事業に関連して整備される案内サインについて、利用者の利便性及びアクセス性の向上のため、市は関係者との調整の場として「(仮称) 神戸空港案内サイン調整協議会」を設ける。事業者は、この協

議会に参加するとともに開催を補助し、必要な調整、協議を行うこと。

なお、会場および WEB 会議に必要な設備は事業者が用意し、協議に必要な資料及び議事録を作成すること。

3-2 設計業務に関する事項

(1) 設計業務の範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、対象施設の建設工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・ 設計のための地盤調査、事前調査業務
- ・ 本事業に係る本施設の新築工事の基本設計・実施設計業務（設計図書の作成）
なお、設計における、税関・出入国管理・検疫所（Customs・Immigration・Quarantine 以下「CIQ」という。）、警察、航空会社、商業施設及びその他関係者との調整を含む。
- ・ 本施設に係るランドスケープ基本設計業務
- ・ 完成イメージパースの作成（鳥瞰、外観、内観（エントランス、にぎわい空間、チェックインロビー、保安検査場、ホールディングルーム、搭乗口、到着ロビー）など、その他施設の完成イメージを伝えるために必要となる箇所）
また、パースの作成においては、3D モデリングなどにより多角的に完成イメージが確認できるようにすること。
- ・ その他、付随する業務（調査、報告、確認申請などの各種申請、各検査等。
なお、調査業務には市との調整を含む。）
- ・ 施設保全計画作成業務

(2) 設計業務計画書の作成

設計者は、設計業務着手前に詳細な設計工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承諾を得ること。

また着手届兼業務計画書、業務工程表、管理技術者通知書、技術者の経歴等を所定の書式にて提出すること。

(3) 設計業務の進め方

1) 設計体制及び管理技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す技術者を配置すること。

① 管理技術者

事業者は、業務遂行にあたり、設計業務を主として行う企業に所属する意匠担当の中から、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得ること。管理技術者は、延床面積が 10,000 m²以上の新築工事の設計を完了した実績を有している者を選定しなければな

らない。ただし、当該業務につき主たる設計者として業務を遂行した場合に限るものとし、他の設計事業者から当該業務の一部を請け負った場合は実績に含まれないものとする。

管理技術者は、設計において、事業主旨・内容を総括的に反映できるように、一級建築士とする。

なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

② 設計担当者

事業者は、管理技術者の下、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備、積算の各業務の主任担当技術者、次に示す資格・知識を有する者、その他必要な職能及び適切な人員配置に基づく設計業務体制を構築すること。

なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると市がみなした場合は、事業者は速やかに適正な措置を講じること。

- ・ 設計担当者は、神戸空港の現行ターミナルの施設利用の理解や他空港（国内外）の意匠を含む施設利用状況とともに最新の知見や技術について知識を有し、また「Airport Development Reference Manual :Edition12 (IATA)」を理解する者。
- ・ 植栽を含むランドスケープについては、専門的な知見から設計できる者。
- ・ 夜間景観における照明デザインを専門的な知見から設計できる者。

③ デザイン等の監修者

監修者は、市の基本計画及び要求水準書等に基づき、よりデザイン性の高い施設の具現化に向け、調整等を行うこと。

なお、監修者は設計者とは別の者とし、設計者が所属する企業には所属していないこと。

2) 設計内容の協議、報告

設計者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。市との打合せ内容について都度書面に記録し、相互に確認の上、市に提出すること。

また、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うこと。

3) 設計関連会議の開催及び調整

- ・ 管理技術者は、設計関連の会議体を設置し、設計者主催により事業者（施工者を含む）及び市、関係者が参加する定例又は臨時会議を行うこと。
なお、会場準備及びWEB会議の設定を行うこと。
- ・ 定例会議の開催頻度は実情に合わせるが原則隔週とすること。
- ・ その他、双方の必要に応じて臨時会議を開催するものとする。

- ・ 各会議後3日以内に議事録を作成し、市に提出すること。
- ・ 詳細は市と協議し決定するものとする。

4) 設計

次に示すとおり業務を遂行すること。

なお、各業務完了時には業務完了通知書と共に、【別添2】「設計成果品リスト」に示す成果品と要求水準書の各項目について達成していることを設計者が自らチェックした要求水準確認リストを、市に提出し、承諾を得ること。

また、BIM (Building Information Modeling) などを積極的に活用し、設計、施工から完工後の維持管理まで活用できるようなデータ作成に努めること。

① 基本設計

- ・ 業務内容は「国土交通省告示第98号」別添一の第1項第1号イによる。
- ・ 事業者による提案を基に、本書を満たし、基本計画に沿った設計をすること。
 なお、基本設計完了後においても、事業者提案及び要求水準書等の内容を満たしていない事が判明した場合には、事業者の責において充足するように対応すること。
- ・ 5章 施設全体にかかる建築計画 5-1 共通事項 (2) 運用についてにて示す条件に対し、キャパシティー分析を行い、基本設計においてどのように反映させたか、算定根拠を市に説明し、設計方針の承諾を得ること。
- ・ 工事費概算を算定すること。
- ・ 基本設計完了までに兵庫県の『バリアフリー チェック&アドバイス制度』(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendotoshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html) (以下「チェック&アドバイス制度」という。) の点検・助言を受け、報告のあった内容を設計に反映させること。

② 実施設計

- ・ 業務内容は「国土交通省告示第98号」別添一の第1項第2号イによる。
- ・ 実施設計は、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。
- ・ 実施設計完了後においても、事業者提案及び要求水準書等の内容を満たしていない事が判明した場合には、事業者の責において充足するように対応すること。

③ 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務

- ・ 業務内容は「国土交通省告示第98号」別添一の第2項第1号による業務の他、本章 3-3 (4) 内装監理業務に係る仕様に含まれる内装設計指針書や内装区画図の作成補助と確認並びに航空会社及び商業施設入居者 (以下「テナント」という。) の作成する内装図の確認を行うこと。

④ 施設の維持管理計画作成

- ・ 9章 維持管理計画を参考に、本施設の維持管理計画を作成すること。
- ・ 作成にあたっては、竣工予定の機器、仕様等を反映したものとすること。

5) 申請及び手続き等

設計者は、工事着工に必要な協議、申請及び手続き等を行う。

なお、協議、申請及び手続き等に必要な費用は原則、事業者が負担する。申請には、工事途中にテナントが行う内装工事の決定に伴う、計画変更の申請及び手続きを含む。

ただし、計画通知にかかる申請費用は市が負担する。

また、計画変更に係るテナント図面や必要な仕様・性能の収集や指導は本章 3-3 (4) 内装監理業務を含む。

6) 工事費積算・内訳書作成業務

- ・ 実施設計図書に基づき詳細積算を行い、工事費内訳書を作成すること。
- ・ 工事費内訳書は事前に項目と構成を市に確認の上、作成すること。
- ・ 工事費の内訳書の数量積算は「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量 積算基準」を適用し、積算に使用するシステムは、営繕積算システム RIBC2、Excel など、市でも修正など行うことのできる形式とすること。
- ・ 単価は事業者の単価をシステムに入力のこと。

7) 設計成果品

本事業における設計者が提出する設計成果品・積算関係資料等は、【別添 2】「設計成果品リスト」に示す。

なお、提出方法は以下のとおりとする。

- ・ 設計成果品は用紙サイズ、A3 とする。
- ・ A4 製本で 10 部、データ化したものを CD-R 又は DVD-R 等で提出すること。
- ・ 実施設計図書のデータは、CAD (dwg 形式、dxf 形式) と、PDF 及びその他形式 (word、Excel 等) で提出とすること。
なお、BIM を使用した場合は、そのデータも提出すること。
- ・ 完成イメージパースは、3D パースのデータも提出すること。

(4) その他の業務にかかる要件

- ・ 工事監理業務にて行う総合図の調整に協力すること。
- ・ 消防計画作成等、市が行う使用開始に伴う各種届出や申請書類作成の助言、協力を行うこと。
- ・ 建設予定地における上下水道、ガス、電力、通信等は、【参考資料 3】「周辺インフラ

敷設状況」のとおり。ただし、設計に先立ち事業者において供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。

3-3 工事監理に関する事項

(1) 工事監理業務の範囲

- ・ 工事監理業務の範囲は、本施設建設の工事監理業務及びテナント区画において、テナントが施工する内装工事計画の指導調整、施工推進及び本体工事との調整を行う内装監理業務とする。
- ・ 事業者は、要求水準書等に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、市と協議すること。
- ・ 工事監理業務は常駐の監理者（建築）を1名以上配置し、各工種を総括して監理すること。
- ・ 事業者は、建築基準法及び「建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）」（以下「建築士法」という。）による工事監理者となるものを選任すること。

(2) 工事監理業務計画書の作成

- ・ 工事監理業務着手前に、工事監理業務計画書を市に提出し、確認を受けること。
- ・ 工事監理の方法に変更の必要が生じた場合は市と協議すること。

(3) 工事監理業務にかかる要件

1) 工事監理体制

事業者は、工事監理業務を遂行するにあたっては、次に示す技術者を配置し、工事施工者の工事管理体制から独立した工事監理業務体制を構築して工事監理業務を行うこと。

① 管理技術者

工事監理業務を主として行う企業に所属し、国、地方公共団体、その他外郭団体、国公立大学、国公立病院、その他の大学病院等が発注する延床面積が10,000㎡以上の新築工事監理業務を完了した実績及び地盤変形のある海上埋立地敷地における新築工事監理業務を完了した実績を有している者を選定しなければならない。ただし、当該業務につき主たる工事監理者として業務を遂行した場合に限るものとし、他の工事監理事業者から当業務の一部を請け負った場合は実績に含まれないものとする。

なお、管理技術者は、一級建築士とする。

また、工事監理業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

② 工事監理担当者

管理技術者の他に、職能ごとに必要な工事監理業務担当者を選定すること。

なお、工事監理業務の履行期間中において、工事監理担当者が業務を担当するにあた

り、著しく不適當であると市がみなした場合、事業者は速やかに適正な措置を講じること。

2) 一般監理業務

① 設計図書の内容の把握など

- ・ 工事監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、設計担当者を確認し、市に報告すること。
- ・ 工事監理者は、施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて設計担当者を確認のうえ、回答を施工者に通知すること。

② 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

- ・ 工事監理者は、設計図書の定めにより、施工者が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているかを検討し、市に報告すること。
- ・ 工事監理者は、設計図書の定めにより、施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書などの内容に適合しているかについて検討し、市に報告すること。

③ 施工と設計図書との照合及び確認

- ・ 工事監理者は、施工者の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、工事に応じた合理的方法により確認し、市に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として、必要な手続等を行うこと。

④ 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

- ・ 工事監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合、直ちに施工者に対してその旨を指摘するとともに、修正を求めるべき事項等を検討し、市に報告すること。
- ・ 施工者が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を市に報告すること。

なお、設計図書のとおり施工できない理由について、施工者があらかじめ書面で報告した場合においては、工事監理者は必要な事項を検討し、施工者と協議すること。

⑤ 工事監理状況の報告

- ・ 工事監理者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、市に提出すること。工事監理業務報告書は、工事が設計図書に適合していることが確認できる内容

とすること。

- ・ 工事監理者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の 5 日までに、監理月報により市に報告すること。
- ・ 工事監理者は、施工者が提出する施工報告書、工事月報の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を市に報告すること。

⑥ 工事監理業務における会議等への対応

- ・ 工事監理者は、施工者が開催する現場定例会議及び必要な分科会等に参加し、工事施工業務の状況や課題等を把握、確認すること。その他、工事監理業務の遂行上必要となる市や関係者との会議体を適切に設定し、運営すること。

⑦ 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。ただし、材料検査及び製品検査は、現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ・ 工事監理者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行うこと。
- ・ 工事監理者は、施工者が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。
- ・ 工事監理者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、市に報告すること。

(4) 内装監理業務にかかる要件

1) 内装監理体制

事業者は内装監理業務を行うものを選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得ること。

2) 内装監理業務の実施

① 内装設計総括監理

- ・ 内装設計指針の策定
- ・ 区画図、店舗設備容量、工事工程の策定・調整、及び各種工事への提示資料のとりまとめ、作成

② テナントとの内装設計調整、指導

- ・ 内装設計図書及び提出書類の受付
- ・ 内装設計図書に基づく建築、設備等の確認、調整、指導
- ・ 内装設計図書に対する工事区分取合い調整

- ・ 内装設計図書に対する諸官庁指導事項の確認、調整、指導
- ・ 内装設計図書の承認

③ 内装工事総括管理

- ・ 内装施工指針の策定
- ・ テナントとの内装工事調整、指導
- ・ 内装施工に関する施工監理規定等の作成、及び施工状況の確認
- ・ 施工説明会の開催
- ・ 施工図及び提出書類の受付
- ・ A・B・C 工事取合い部工事調整
- ・ 内装施工に対する他工事との工程調整
- ・ 内装竣工図の監修、集約、提出（計画通知の計画変更手続に必要な資料作成含む）
- ・ 諸官庁検査調整、立会い
- ・ 3章 業務に関する要件 3-4 建設業務に関する事項 (3) 建設業務にかかる要件に定める、現場定例会議への参加
- ・ 開業準備フォロー
- ・ 市への説明・承諾確認

3) 一般要件

① 関係法規の遵守

設計、施工にあたっては、関連諸法規に従うこと。

② 疑義

仕様その他に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、市と協議すること。

③ 説明・承諾

テナントが施工する工事の施工に先立って、次の資料を必要に応じて提出し、仕様に適合していることを市に説明し承諾を受けること。

- ・ 仕様書、平面図、平面詳細図、天井伏図、断面図、各室展開図、仕上表、面積表、設備関係図面、防水区画図、什器図、パース、カラースキム、その他市が指示する必要資料

4) 役割分担

市と事業者との内装監理役割分担は、【別添 3】「内装監理役割分担表」に示す。

(5) その他業務にかかる要件

1) 要求水準の履行確認

工事監理者は工事施工中において本要求水準の確実な履行を確認すること。

2) 工事工程表及び施工図工程表（ものぎめ 工程表）の確認

工事監理者は、工事施工者が作成・提出する工事工程表及び施工図工程表（ものぎめ工程表）を確認し、市の決定が必要な事項、市が別途発注する工事との関係等を含めて管理・調整すること。

3) 官公庁検査の立会い等

工事監理者は、建築基準法等の法令や各種条例等に基づき官公庁等の検査に必要な書類を作成、提出、及び検査立会いを行うこと。

4) 完成図の確認

工事監理者は、工事施工者の作成する完成図及び竣工図書等が施工結果を反映したものであるか確認すること。

3-4 建設業務に関する事項

(1) 建設業務の範囲

- ・ 事業者は、本書、事業者提案等により、設計業務において作成した設計図書に基づき、本事業に含まれる建設工事を行うこと。
なお、本書で定める事項を除いて、質疑回答書、神戸市建築工事特記仕様書及び補足標準仕様書、神戸市機械設備工事特記仕様書及び補足標準仕様書、神戸市電気設備工事特記仕様書及び補足標準仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書の優先順位で準用すること。
- ・ 工事用電力・水道・ガス等を必要とする場合は、事業者が手続きを行い、敷設するものとする。費用は事業者の負担とする。
- ・ 工事に当たって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行う。
- ・ 工事の施工に際し、樹木、排水溝等の既存物の移設が必要となる場合には、関係法令等を遵守のうえ、事業者が自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。
- ・ 事業者は本業務の設計に基づき施工を行うが、事業者提案及び要求水準書等の内容を満たしていない事が判明した場合には、事業者の責において充足するように対応すること。

(2) 施工計画書等の作成

施工者は、総合施工計画書、各工種の施工計画書、品質管理計画書、工事進捗報告書、施工報告書を作成すること。

なお、施工計画書及び品質管理計画書は、工事監理者の承諾を受けた上で、原則として該当する工事着手の7日前までに、市に提出すること。

(3) 建設業務にかかる要件

1) 施工体制及び技術者の配置

① 現場代理人

現場代理人は、主として建設を行う企業（共同企業体の場合はその代表者）と恒常的な雇用関係にある者でなければならない。より良い施設の具現化に向け、事業者提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。

なお、現場代理人は専任とすること。

② 監理技術者

監理技術者は、建設業務全体の取りまとめ及び建設業務を行うこと。

なお、監理技術者は専任とすること。

2) 工程表及び工事進捗報告書の作成

- ・ 次に示す建設業務に関する工程表を適切な時期に作成し市に提出すること。

なお、設計に関する工程及び別途工事に関する工程と調整を行い、建設業務に関する工程に反映すること。

① 全体施工工程表

② 月間工程表

③ 週間工程表

④ 工種別工程表

⑤ 生産計画工程表

（調達時期、総合図作成期間、主要製作図作成期間、市の確認期間）など

- ・ 工事進捗報告書を毎月末ごとに作成し工事監理者を通して、市に提出すること。

3) 施工時間

- ・ 空港運用に支障が出る恐れのある作業は、空港運用時間中の7時～23時に作業することができないため、作業可能時間は運用時間外23時～6時（準備工、後片付け、撤収作業を含む）とする。市及び関西エアポート神戸と協議の上、承諾を得て実施すること。

なお、空港運用時間については、天候その他の事情により最大1時間延長する可能性がある。空港運用時間が延長した場合の作業時間は運用終了後～6時（準備工、

後片付け、撤収作業を含む)とする。

- ・ 空港運用時間中の7時～23時に作業を行う場合、常に関西エアポート神戸と連絡が取れるようにし、事故があったときなどは空港運営に支障をきたさないよう、即時対応できる体制を確保すること。

4) 各種図面の作成

- ・ 総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

5) 仮設計画図の作成

- ・ 建設業務着手に先立ち仮設計画図を作成すること。
- ・ 工事中の仮囲い等については、景観上の配慮に取り組むとともに、空港を訪れた方々を楽しませるイメージアップを行うこと。
- ・ 空港の運営に支障をきたすことの無いよう、関西エアポート神戸と協議の上、十分配慮した計画とすること。
- ・ 工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、事業者の責任で安全の確保に配慮すること。
- ・ 工事事務所は、市監督員詰め所としての利用（打合せスペースを含む）を想定し、市監督員用仮設事務所は6名が執務できる面積を確保すること。

なお、仮設事務所は、事業者の工事事務所との合棟でもよい。市監督員用仮設事務所には、給排水設備、空調設備、電気設備及び電話（LAN対応）を設け、光熱水費、電話料金等は事業者の負担とする。

また、執務に必要な図書、検査用具、事務機器・机・椅子等も事業者が用意すること。

6) 統括安全衛生管理義務者の指名

事業者は代表企業から、本施設建設にかかる労働安全衛生法第30条第2項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者を指名する。

なお、本施設内における、航空会社及び商業施設（いわゆるC工事）等の関連工事が完了するまでの期間を担うものとする。

7) 工事事務所用地及び作業ヤードについて

- ・ 工事事務所用地については、市所管地を希望する場合は、市が指定する場所において有償で貸与するものとする。
- ・ 作業ヤードは、事業者が計画した計画通知の敷地設定の範囲内においては無償貸与とするが、本工事作業以外に使用してはならない。
- ・ 仮設のために市が提供する用地については、4章 施設整備に関する前提条件 4-2 空港整備計画に示すスケジュールのとおり他工事を実施する。事業者は示されたスケジュールまでに、使用した用地を原状復旧し、市に返還すること。

なお、市が認めた場合、原状復旧は不要とする。

- ・ 仮設建設物は工事完了後遅滞なく撤去すること。
また、市の都合や、周辺設備工事により仮設建設物及び作業ヤードの移転を求めることがあった場合、速やかに移転しなければならない。
なお、移転に要する費用は、事業者の負担とする。

8) 工事により発生する廃材・廃棄物・建設発生土等の処理

- ・ 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・ 工事により発生する廃材等について、再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ・ あらかじめ、廃材等が少ない材料の選定に積極的に努めること。

9) 外装・内装モックアップの作成及び確認

- ・ 外装デザインの検証を行うため、下地を含む原寸の外装モックアップを屋外に作成すること。
また、主な内装についてもモックアップを作成すること。
なお、デザインの検討においては、市が立ち会って確認するものとする。
- ・ 外壁仕上げは、サッシ、ガラス、パネル、シール材等の比較ができるようにすること。サッシやガラス、パネル等は、部分的に交換しながら比較検討できるようにすること。
- ・ モックアップ作成に先立ち、各部分の見本を複数準備すること。

10) 現場定例会議の開催及び調整

工程の進捗確認、施工図の承認等工事期間中のさまざまな事柄について、確認、調整、協議、決定を行うための現場定例会議を主催し調整すること。会議には市が出席するほか工事監理者、必要に応じ別途工事施工者や関係者も出席する。

また、会場及び Web 会議を実施する場合に必要な設備は、施工者が用意すること。現場定例会議は、原則、毎週一回現場にて行う。

なお、工事施工者は各会議後 3 日以内に議事録を提出する。

11) 取扱説明会の開催

完成図等引渡しに先立ち、取扱説明会を開催すること。

12) 完成写真

外観及び屋内主要室等、市の指示する箇所（約 40 カット、航空写真約 5 カット）。写真はキャビネットサイズをタイトル入りアルバム製本にして、3 部提出すること。写真データは市の指示する書式・画像形式（JPEG 形式・キャビネサイズ・400dpi 以上）

で整理し、CD-R 又は DVD-R 等で提出すること。

1 3) 完成図等の作成

- ・ 完成図等を作成すること。
- ・ 完成図等とあわせて不可視部分の施工記録も提出し、確認を受けること。提出方法は、電子納品の他、紙面を納品すること。

(4) 自主検査

市による検査に先立ち、要求水準書・設計図書等に定める仕様を満たしていることを確認する自主検査を行うこと。

(5) 契約不適合検査

契約不適合検査とは、要求水準及び事業者提案への適合状況の確認、発生している不具合（予兆を含む）の原因確認、工事における瑕疵による不具合の有無及び是正、その他の不具合に係る対応方法の提案を行うことをいう。引渡し後 6 ヶ月、1 年、2 年後に契約不適合点検（瑕疵担保検査）を行うこと。当該点検の結果を踏まえて、不具合があった場合は、対応方法を提案し、市の確認を受けた上で対応すること。

(6) その他

神戸市建築工事特記仕様書に定める以下の項目については、特に留意すること。

1) 施工体制台帳及び施工体系図

下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。

また、施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。

2) 工事実績情報の登録

工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、市の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター（JACIC）に登録を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を市に提出する。

3) 過積載防止対策

工事の施工に当たり、市の「過積載防止対策要領」に基づき、適切に工事を行うものとする。

4) 中間技術検査

本事業は、市の中間技術検査の実施を予定しているため、次に定める時期に受検すること。

- ・ 市が定める中間技術検査の実施時期は、出来高の検査時期又は次の各号の時期とす

る。

- ① 基礎配筋完了時
- ② 建て方完了時又は躯体完了時
- ③ その他市の判断により有効と思われる時期

なお、中間技術検査の実施回数は、2回程度とする。

5) グリーン調達に関する資料の作成

「国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に市に提出する。

6) 室内空気汚染対策

建築基準法第 28 条の 2 の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたものを屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS 規格）以上とする。

7) 化学物質の濃度測定

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の化学物質について室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、測定結果報告書を市に 1 部提出する。測定方法は厚生労働省の標準的測定方法とし、測定箇所は 20 か所程度とする。具体的な測定箇所については市との協議による。

8) ゴム製品の品質等

市の補足標準仕様書「1.4.2 ゴム製品等の品質等」に従ってゴム製品等の品質管理を行うこと。

9) 損害保険等

本施設の施工に際しては、以下に示す条件を満たす保険に加入すること。

① 保険種目

- ・ 建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」
- ・ 第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」

② 被保険者

発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）

③ 保険期間

工事着手時から契約期間末日までの期間とする。

④ 保険金額又は填補限度額

- ・ 建設工事保険又は組立保険は請負金額全額
- ・ 請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故5億円以上、対物賠償保険金額は1事故1億円以上とする。

⑤ 以下の特約条項を付帯すること。

- ・ 建設工事保険又は組立保険 は「水災危険担保特約条項」
- ・ 請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項 Bothway」及び「請負業者管理者特約条項 管理下財物に関する特約」

4章 施設整備に関する前提条件

4-1 敷地条件

(1) 事業場所

住所：神戸市中央区神戸空港1の一部、8-1の一部及び13の一部

(2) 用地形状

本事業における事業用地は【参考資料1】「事業実施予定地」を参照すること。

計画通知における敷地設定は、【参考資料8】「想定ゾーニング図」を参考に、事業者の提案による。

なお、接道は、【参考資料8】「想定ゾーニング図」に示す建築基準法第42条第1項第5号道路とすること。

(3) 用途地域等

① 用途地域等：準工業地域

② 景観計画地域：眺望景観形成地域（ビーナステラス／区域①）地域

③ 建ぺい率：60%

④ 容積率：200%

⑤ 建物高さ制限：航空法による転移表面（法第49条）

⑥ その他：大規模集客施設制限地区、防火地域指定なし、高度地区指定なし

(4) インフラ

下記インフラの各設備は、本施設用地北側道路に埋設されており、【参考資料3】「供給処理施設配置平面図」を参照すること。

事業区域最寄りの各本管より分岐引き込みを行うことを基本とし、インフラの接続箇所は各インフラ供給事業者との協議、確認を含め、事業者において行うこと。

なお、インフラの接続箇所は各インフラ供給事業者との協議結果や事業者提案を基に市と協議の上、決定すること。

また、本事業の実施に支障のある外灯等の設備については、道路管理者及び電力供給事業者などと協議の上、適宜対応すること。

- ・ 上水道：神戸市上水道本管から
- ・ 中水道：神戸市中水道本管から
- ・ 下水道：神戸市下水道本管から
- ・ 雨水：神戸市雨水本管から
- ・ 都市ガス：大阪ガス（低圧・中圧とも）本管から
- ・ 電気：関西電力高圧線から

- ・ 電 話 : NTT 西日本通信線から

(5) アクセス

- ・ 車両 : ポートアイランドから連絡橋(4車線)で空港島に接続。
観光バス、貸切バス、路線バス・リムジンバス、島内巡回バス、タクシー、一般車両等での乗降を想定
- ・ 鉄道 : ポートライナー「神戸空港」駅。「神戸空港」駅から、本施設までは無料の巡回バスにて周回輸送予定
- ・ 船舶 : 空港島北側の「神戸-関空ベイ・シャトル」乗船場

(6) 地盤性状

空港島は面積約272haの人工島であり、本施設用地については、埋立が完了してから約17年が経過している。本事業において必要な調査は、設計業務実施時に事業者の費用負担で適宜実施すること。ただし、地盤調査を実施する場合は、調査方法及び調査位置について、事前に市に協議し承諾を得た上で実施すること。

なお、提案時の構造の検討においては、【参考資料4】「周辺敷地ボーリングデータ」及び【参考資料5】「地盤改良範囲図」を参考としてもよい。

(7) 土壌汚染対策

本事業の事業用地における、土壌汚染対策法の規定による届出は、市にて手続き済みであるため、本事業においては届出不要。

(8) 開発許可制度

本施設は、都市計画法第29条第3項、都市計画法施行令第21条第9項に該当する。ただし、計画通知にかかる事前確認届の提出に先立ち、「開発行為の事前確認書」(都市局都市計画課)を申請すること。

(9) 消防水利

本施設の計画通知における敷地は、市にて今後整備する消防水利にて包含する予定である。

4-2 空港整備計画

(1) エプロン計画

【参考資料7】「エプロン計画図」

整備スケジュール

令和5年5月末着手、令和7年3月供用開始予定

(2) サブターミナル周辺計画

1) 道路整備 (サブターミナル予定地北側・西側)

令和5年(2023年)度に整備予定

2) 駐車場・構内道路

令和5年(2023年)度下半期、令和6年(2024年)度に整備予定

(3) 整備スケジュール

- ・ 神戸空港サブターミナル(仮称)は、令和7年(2025年)夏ダイヤ(令和7年(2025年)3月最終日曜日)から供用開始予定。
- ・ 本施設は、令和7年(2025年)2月28日までの引渡しを完了させること。ただし、賃貸にかかる諸室は、運用開始直前までC工事を実施していることが想定されるため、内装監理業務等は本事業契約期間中継続して実施すること。
なお、計画通知などの検査は引渡しまでに完了させることを原則とするが、C工事に関連する検査などは、市と協議のうえこの限りではない。
- ・ 次に示す区画は、引渡し前C工事を予定しているため、事業者は示されたスケジュールにC工事が着手できるようにすること。

① CIQ区画	令和7年 1月末
② 航空会社区画	令和6年12月末
③ 商業施設区画	令和6年12月末
④ 市にて特殊設備等を設置する区画	令和6年12月中旬

4-3 他工事との調整

- ・ 事業者は、市にて実施する周辺施設等の整備工事と相互に工程確認を行い、双方の施工に必要な調整を真摯に行うこと。
- ・ 事業者は、本施設の工事期間中に市が施設内で行う特殊設備工事等と相互に工程確認を行い、双方の施工に必要な調整を真摯に行うこと。特に大型機器の搬出などにおいては、双方の施工方法や搬入ルートなどを密に調整すること。

5章 施設全体にかかる建築計画

5-1 共通事項

本事業で整備する施設は、国内線及び国際線の出発・到着機能を担う内際一体型ターミナルである。

なお、国際線に必要となる CIQ 機能も含む。

基本計画を実現する施設となるように、自然との調和、木材の利用及び環境配慮の取組み等には、特に配慮して整備を行うこと。

(1) 施設の構成と規模

- ・ 階 層 : 原則、2階建て（一部、平屋又は3階建も可とする）
原則、地下階は計画しないこと。
なお、設備機器等の納まりでやむを得ない場合は、市と協議のうえ決定すること。
- ・ 延床面積 : 約 17,000 m²程度とする
- ・ 必要機能
 - ① 旅客取扱施設 : チェックインロビー、出発・到着ロビー、搭乗待合室、コンコース、保安検査場、CIQ 検査場、手荷物受取所、荷捌所など
 - ② 旅客取扱支援施設 : 航空会社事務所、チェックインカウンター、中央監視室、保税蔵置場、建物管理者事務所、CIQ 事務室、空港警備派出所（警察）、商業施設、にぎわい空間、有料ラウンジ、VIP ルーム、トイレ、機械室、ごみ庫など
- ・ サービス目標（FAST TRAVEL の推進）
 - 出発動線 : 出発ロビーから搭乗待合エリアまで、搭乗に係る手続きに要する時間を約 10～15 分
 - 到着動線 : 降機から到着ロビーまでに要する時間を 30 分以内

(2) 運用について

整備にあたっては、以下の運用条件を前提に計画すること。

- ・ 空港の運用時間は 7 時～23 時
- ・ 施設を運用しながら、設備機器等の保守ができるように計画すること。
- ・ 乗降方法は、バスハンドリングを基本とする。
- ・ 国内・国際線のピーク時旅客数は同時刻帯で次のとおり想定し、これを基に各施設の所要面積を算出すること。
なお、基本設計の際、市に所要面積の算定根拠を提示し、承諾を得ること。

国内線ピーク時便数、旅客数（想定） ※小型機（コード C）4機

項目/機材	B737-800	B737-800	B737-800	ERJ-175
機材別提供座席数	165 席	165 席	165 席	84 席
提供座席数 計	579 席			
ロードファクター	80%			
便数	1 便	1 便	1 便	1 便
ピーク時旅客数（片側）	132 人	132 人	132 人	68 人
ピーク時旅客数 計	464 人			

国際線ピーク時便数、旅客数（想定）

※大型機（コード E）1機もしくは小型機（コード C）2機の受入れを想定

項目/機材	B777-200ER	A320neo	B737-800
機材別提供座席数	312 席	146 席	144 席
提供座席数 計	312 席	290 席	
ロードファクター	100%	100%	100%
便数	1 便	1 便	1 便
ピーク時旅客数（片側）	312 人	146 人	144 人
ピーク時旅客数 計	312 人	290 人	

(3) 耐震性能

耐震性能については「官庁施設の総合耐震・対津波対策基準」、「官庁施設の総合耐震計画基準同解説」、「建築構造設計基準及び同解説」に準拠し、設計すること。

耐震レベルの要件は以下のとおりとする。

- 1) 構造体の耐震安全性：建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条の 3 に規定する構造計算において、1.25 をそれぞれ乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とする。
- 2) 建築非構造部材の耐震安全性：A 類
大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上で、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
- 3) 建築設備：甲類
大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

(4) 耐用年数

耐用年数は50年と想定する。

本施設が沿岸部であることを踏まえ、耐塩性のある材料・機器等を選定すること。

(5) 耐風性能

本施設が海上空港である特性を踏まえ、台風など、強風の継続時間が長い場合に備え、建物の構造体、外装材などの部材が損傷しないよう適切に計画すること。

(6) 防水性能

- ・ 外部から建物内に雨水等が侵入しないよう建物周りに、排水又は立ち上がり等の侵入防止策を講じること。荷捌き場などの人の動線となる排水側溝には、グレーチング蓋（SUS製）を設置すること。
- ・ 豪雨等による浸水による影響を及ぼさないように、重要な設備室等については、原則、2階への設置とする。

5-2 平面計画

- ・ 施設全体として、各機能の配置や動線、セキュリティなどを効率的に配置することでシンプルな平面となるよう計画すること
- ・ エントランスは建物北側を基本とする。
- ・ ポートライナー神戸空港駅や現行ターミナルから本施設への徒歩などによるアクセスに配慮し、東側に徒歩利用者の入口を設けても良い。
- ・ 災害時や非常時に避難や救助活動、復旧作業を円滑に行えるよう考慮した計画とすること。
- ・ 旅客にとって空の玄関口となるロビーは、開放感と、神戸のアイデンティティが感じられる空間となるように計画すること。
- ・ 航空機への搭乗・降機にかかるバスハンドリングは、ビル西側を基本とすること。

5-3 断面・立面計画

- ・ エントランスとなる出発・到着ロビーなど、本施設において利用者に特に印象を与える空間においては、外部等への開放性を確保するとともに、吹き抜け等による建物内外及び上下階へのつながりなど、空間同士の連続性や相互の関係性を意識した計画とすること。
- ・ 屋根は、経済性を考慮した形状とすること。
- ・ 屋根の排水計画は、周辺地域の過去の降水量の記録等を踏まえ、適切に排水されるように計画すること。
- ・ 雨水立て管及び横引き管については、目隠しルーバーを設置するなど、外観の意匠を考慮した配置や仕様とすること。

5-4 動線計画

- ・ シンプルかつスムーズで明快な動線を基本とする。
- ・ 避難動線を適切に確保すること。避難時には平常時の動線によらず、誰もが避難可能となるよう計画すること。ただし、国際線エリアにおいては、出入国の区分による避難を計画すること。
- ・ CIQ 諸室からエプロンサイドおよびカーブサイドへ一般旅客と区分しアクセスできる動線を計画すること。これは職員専用動線と兼ねることもできる。
- ・ VIP 旅客対応として、一般旅客と交わることなく、建物出入口から搭乗口付近までアクセスできる動線を計画すること
- ・ 大型の検査機器等が設置される諸室は、機器の入替えを想定し、建物出入口からの通路幅や建具の幅・高さ等に配慮すること。

5-5 施設別要件

施設名	施設要件	備品
出発ロビー (国内線、国際線 共用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客にもっとも印象を与える空間として、本施設から見える景観との調和を生かし、神戸のアイデンティティを感じさせる空間とすること。 ・ チェックイン待ち旅客等が利用できるようにベンチの配置を計画とすること（ベンチは別発注とする）。 ・ 旅客が利用する出入口には、風除室の設置など風対策を講じること。 ・ インフォメーションカウンターの主な機能は到着ロビーに設置する施設と兼ねることとし、出発ロビーにおいては、案内機能のみとする。 ・ 出発ロビーから出発審査場や保安検査場を経ずに CIQ 関連諸室まで移動できる裏動線を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフォメーションカウンター ・ デジタルサイネージ
到着ロビー (国内線、国際線 共用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎者等が着席できるベンチと十分な通路幅が確保できる計画とすること（ベンチは別発注とする）。 ・ 旅客が利用する出入口には、風除室の設置など風対策を講じること。 ・ インフォメーションカウンターを 1 か所配置すること。取扱業務は、総合案内、レンタカー受付、宅配便受付、バス及び神戸-関空 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフォメーションカウンター ・ デジタルサイネージ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベイ・シャトル乗車券販売を想定すること。 ・ 到着ロビーから到着手荷物受取所や入国税関を経ずに CIQ 関連施設まで移動できる裏動線を設けること。 	
チェックインカウンター（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンター前にはセルフチェックイン Kiosk が設置できるように配置を計画すること。（セルフチェックイン Kiosk は別発注とする。） ・ カウンター上部には、案内用吊行灯等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種カウンター ・ 案内用吊行灯
セキュリティチェック（保安検査場、国内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空間構成は、各メーカーの機材が設置可能となるようにすること。 ・ 十分な旅客の順番待ちのスペースを見込むこと。 ・ 航空需要に応じた対応ができるよう、国際線とスイングで使用できるような計画とすること。 ・ 将来の機器更新などに対応できるよう、柱をできるかぎり設けないこと。 ・ 警備員、警察官用の控室を設置すること。 ・ 保安検査場の入口付近には、不要な飲料などを廃棄できるように流し台を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台 ・ ピクチャーレール
ホールディングルーム（搭乗待合室、国内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピーク時旅客数から想定される必要な座席数のベンチと十分な通路幅が確保できる計画とすること（ベンチは別発注とする）。 	
コンコース（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発客と到着客が接触できないように、構造的に分離した計画であること。 	
ウィケット（搭乗改札口、国内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搭乗改札口は、4 か所とする。 ・ 各搭乗改札口とも航空会社が共用することを想定し、改札機を 1 か所当り 2 基設置できるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウィケットカウンター
出発手荷物荷捌所（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 連式のコンテナドーリーが接車して作業できるように寄付長さを確保すること。 ・ 到着手荷物荷捌所と兼ねてもよい。 ・ 国際線の受託手荷物と混在することが無いよう、手荷物荷捌所（国際線）とは構造的に空間を分けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突防止パイプ
出発手荷物搬送コ	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンベアは各航空会社共用で使用すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャットウォーク

コンベア（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> とする。 遮音・振動対策をすること。 受託手荷物の検査方法はインラインスクリーニング方式とする。検査機器の設置場所及び再検査の実施場所、モニター室、荷物の展開確認室をコンベアからアクセスしやすい場所に配置すること。詳細については、6-5 特殊設備設計条件を参照すること。 	
到着手荷物受取所（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> 到着客の逆流を防止するため、出口にはフラッパーゲート等を設置するなど、対策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> カートブロック 航空会社カウンター
到着手荷物荷捌所（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> 4 連式のコンテナドーリーが接車して作業できるように寄付長さを確保すること。 出発手荷物荷捌所と兼ねてもよい。 国際線の受託手荷物と混在することが無いよう、手荷物荷捌所（国際線）とは構造的に空間を分けること 	
到着手荷物受取コンベア（国内線）	<ul style="list-style-type: none"> コンベアの増設対応の方策を提案すること。 コンベアが階を跨いで設置される場合は、コンベア点検用のキャットウォークを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> キャットウォーク
チェックインカウンター（国際線）	<ul style="list-style-type: none"> カウンター前にはセルフチェックイン Kiosk が設置できるように配置を計画すること。（セルフチェックイン Kiosk は別発注とする。） カウンター上部には、案内用吊灯等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種カウンター 案内用吊行灯
セキュリティチェック（保安検査場、国際線）	<ul style="list-style-type: none"> 空間構成は、各メーカーの機材が設置可能となるようにすること。 十分な旅客の順番待ちのスペースを見込むこと。 航空需要に応じた対応ができるよう、国内線とスイングで使用できるような計画とすること。 将来の機器更新などに対応できるよう、柱をできるかぎり設けないこと。 警備員、警察官用の控室を設置すること。 保安検査場の入口付近には、不要な飲料な 	<ul style="list-style-type: none"> 流し台 ピクチャーレール

	<p>どを廃棄できるように流し台を設置すること。</p>	
ホールディングルーム（搭乗待合室、国際線）	<ul style="list-style-type: none"> ピーク時旅客数から想定される必要な座席数のベンチと十分な通路幅が確保できる計画とすること（ベンチは別発注とする）。 	
コンコース（国際線）	<ul style="list-style-type: none"> 出発客と到着客が接触できないように、構造的に分離した計画であること。 到着旅客が検疫前に滞留する可能性があるため、スペースを確保すること。 	
ウィケット（搭乗改札口、国際線）	<ul style="list-style-type: none"> 搭乗改札口は2か所とする。その内1か所は国内線とスイングできる構造とすること。 各搭乗改札口とも航空会社が共用することを想定し、改札機を1か所当り2基設置できるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ウィケットカウンター
出発手荷物荷捌所（国際線）	<ul style="list-style-type: none"> 4連式のコンテナドーリーが接車して作業できるように寄付長さを確保すること。 到着荷物荷捌所と兼ねることは可とするが、出発手荷物と到着手荷物が混在しないよう、動線は明確に分離すること。 国内線の受託手荷物と混在することが無いよう、手荷物荷捌所（国内線）とは構造的に空間を分けること 	
出発手荷物搬送コンベア（国際線）	<ul style="list-style-type: none"> コンベアは各航空会社共用で使用することとする。 遮音・振動対策をすること。 受託手荷物の検査方法はインラインスクリーニング方式とする。検査機器の設置場所及び再検査の実施場所、モニター室、荷物の展開確認室をコンベアからアクセスしやすい場所に配置すること。詳細については、6-5 特殊設備設計条件を参照すること。 	<ul style="list-style-type: none"> キャットウォーク
到着手荷物受取所（国際線）	<ul style="list-style-type: none"> 税関検査ブースやパーサー事務室からの視認性を確保するよう、可能な限り、柱を設置しないこと。 また、ターンテーブル近くに柱を設置する場合は、可能な限り、ターンテーブル内に設置すること。 トイレの配置は、出入口が入国税関（税関検 	

	査ブース) から確認しやすい位置に配置すること。	
到着手荷物荷捌所 (国際線)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 連式のコンテナドローリーが接車して作業できるように寄付長さを確保すること。 ・ 出発手荷物荷捌所兼ねることは可とするが、出発手荷物と到着手荷物が混在しないよう、動線は明確に分離すること。 ・ 到着手荷物受取所へ音が漏れないよう遮音性能を確保すること。 ・ トラック型車両 (H285×※W224×L585) 及びバン車両 (H199×W171×L499) が到着手荷物荷捌所に寄り付ける停車スペースを設けること。(※左右の扉を開いて作業するため W540 程度を想定すること) ・ 到着手荷物受取所へ職員の出入り及び長尺預り荷物の搬入ができる出入口を設けること。 ・ 国内線の受託手荷物と混在することが無いよう、手荷物荷捌所 (国内線) とは構造的に空間を分けること。 ・ コンコースや地上エプロンを通過する旅客や乗組員、その他通行者から内部での作業が見えないように、壁などの遮蔽板を設けること。 	
到着手荷物受取コンベア (国際線)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増設対応の方策も提案すること。 ・ コンベアが階を跨いで設置される場合は、コンベア点検用のキャットウォークを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャットウォーク
CIQ 施設	7 章 CIQ 施設に関する要求水準等に記載	
中央監視室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の出入りが管理できる配置に計画すること。そのためのカウンターも設置すること。 ・ 室内にシャワーブースと、仮眠室を設けること ・ 鍵 BOX を設置できるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンター ・ シャワーブース
保税蔵置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60 m²程度とする。 ・ 荷捌き及び入国税関検査場に近い配置とする。 	
航空会社事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内線航空会社は、グランドハンドリング、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面化粧台

	<p>整備等の事務室を併設し、エプロン側に面した位置に配置し、500 m²程度とし、航空会社数に応じて間仕切れるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材庫（1 か所あたり 60 m²程度）はエプロン側に面した位置に配置し、機材庫に併設して油脂庫（1 か所当り 20 m²程度）を配置すること。 ・ 国際線航空会社は、100 m²程度とし、航空会社数に応じて間仕切れるようにする。 ・ 洗面化粧台を 6 か所設置すること。 ・ 間仕切り数及び洗面化粧台の配置は、市の指示による。 	
空港警備派出所 (警察)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 130 m²程度とする。 ・ 警察官が 24 時間常駐できるように、本施設の営業時間外における外部への動線を確保すること。 ・ 取調室、専用トイレを設置すること。 ・ 通信機器が設置できるようにすること。 ・ 駐車している警察車両が目視できる位置（ビル 1 階）に配置すること。 ・ 警察車両は、パトカー 2 台分を確保すること。 ・ 資機材保管スペースとして、有事の際の増員用スペースを確保すること。 	
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発・到着ロビー、及び国内線・国際線ホールディングルームにおいて、物販店及び飲食店の商業施設の配置を計画すること。 ・ 店舗に必要なインフラは、本事業にて整備すること。 	
にぎわい空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港利用者のみならず、施設を訪れた方も楽しむことのできる空間を計画すること。 ・ 利用者へのおもてなしを表し、日本らしさ、神戸らしさが感じられる印象的な空間となるように配置や仕様を工夫すること。 ・ 施設から見える神戸の景色を楽しむことができる展望機能を備えること。 また、屋外空間の床仕上げは、ウッドデッキとする。 ・ 音楽の生演奏やアートの展示、地産品の催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井吊りワイヤー

	<p>事、イベント開催など、多目的に活用できる空間を確保することを想定し、音響システムや投影設備、スポット照明や、配線ピット、音響用反射板の設置用吊りワイヤーなどを設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> にぎわい空間は、出発、到着ロビーと兼ねることもできる。 大型のモニュメント（H4.0m×W2.5m×D4.2m程度）の展示を想定しているため、これを想定した空間を計画すること。 また、このもモニュメントが屋外に出し入れできるように開口及び扉もしくはシャッターを設けること。 なお、搬出入の動線は、旅客動線と交わらないように計画し、外観の意匠にも配慮すること。 	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 旅客用トイレは、出発ロビー、到着ロビー、ホールディングルーム（国内・国際）、到着手荷物受取所内、国際線においては検疫通過後の入国審査前にそれぞれ配置すること。 出発ロビー、到着ロビー、ホールディングルーム（国内・国際）女性トイレには、パウダーコーナーを設けること。 洋式便座は、洗浄装置付のものとする。 オストメイト、おむつ交換用ベッド、ベビーチェア、チェンジングボード、収納型大型ベッドを設置する。 なお、旅客の様々なニーズに対応できるよう、分散させて設置すること。 トイレのブースは、トランクなどの荷物を持つ旅客に配慮した広さを計画すること。 各トイレ設置場所には車いす対応トイレ、オールジェンダートイレを設置すること。 なお、これらのトイレは機能を兼ねてもよい。 一般旅客用トイレとは別に、航空会社職員及びCIQ職員の専用トイレを、職員専用エリア内に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換台 ベビーチェア チェンジングボード 収納型大型ベッド オストメイト

ベビールーム	<ul style="list-style-type: none"> 男女とも利用できる計画とする。ただし、授乳スペースは、鍵付きのパーテーションで仕切るなど、女性のみが利用できるように区画すること。 調乳用の流し台と給湯設備を設け、おむつ交換用ベッド、チェンジングボード、ベビーチェアを設置すること。 出発ロビー、到着ロビー、ホールディングルーム（国内・国際）にそれぞれ1か所以上設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 流し台 おむつ交換用ベッド チェンジングボード ベビーチェア パーテーション
カームダウン室	<ul style="list-style-type: none"> 制限エリア外及び制限エリア内（国内・国際）にそれぞれ1か所以上設置すること。 外部の音が遮断される空間とすること 扉は設けずカーテン等、容易に開閉できる方法で空間を仕切ること。 照明は調光機能を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> カーテンレール カーテン
祈祷室	<ul style="list-style-type: none"> 様々な宗教に対応できる仕様とすること 施設内に1か所以上とし、多数の旅客が使用しやすい場所に設置すること 足などを洗うことのできる洗い場と水栓を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 足洗い場
救護室	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に1か所設けること。救急搬送を想定し、外部までアクセスしやすい配置とすること。 面積は、おおむね20㎡以上とすること。 	
喫煙室	<ul style="list-style-type: none"> ホールディングルーム（国内・国際）にそれぞれ配置すること。 15㎡程度とする。 SUS製腰掛けを設置すること。 隣接する非喫煙場所と壁等により完全に遮断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛け
機械室・電気室	4章の仕様を満たす室を適宜配置すること。	
商業施設従業員用休憩室	<ul style="list-style-type: none"> 保安区域外に設けること。 50㎡程度とする。 流し台1か所、洗面化粧台1か所を設置すること。 自販機の設置スペースを確保すること。 休憩室内に区画された喫煙スペースを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 流し台 洗面化粧台

商業施設従業員用ロッカー室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設従業員の共用ロッカー室を、男女別で設けること。 ・ 男・女各室内に洗面化粧台 1 台設置すること。 ・ 男・女各室 20 m²程度とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面化粧台
清掃員控室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安区域内及び外の両方に設けること。 ・ 1 か所あたり 30 m²程度とする。 ・ 洗濯パン 1 か所、洗面化粧台 1 か所、流し台 1 か所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯パン ・ 洗面化粧台 ・ 流し台
警備員等詰所	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランに応じた最適な配置を想定し、保安検査場及び、保安区域内・外、国際線エリアの各 1 か所（計 4 か所）程度設置すること。 ・ 流し台 1 か所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台
警察官詰所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安検査場（国内・国際）付近に各 1 箇所ずつ設置すること。 	
VIP ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 m²程度とし、国際・国内に各 1 か所設けること。 ・ 室内に専用トイレを設置すること。 ・ 内装材はハイクラスの仕様を選定すること。 ・ VIP 旅客の動線上に配置すること。 	
有料ラウンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際・国内に各 1 か所設けること。 ・ 室内に専用トイレ（男・女）各 1 ブースを設置すること。 ・ 内装材はハイクラスの仕様を選定すること。 	
バス運転手控室	<ul style="list-style-type: none"> ・ エプロンにアクセスしやすい配置とすること。 ・ 流し台 1 か所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事務所に隣接して設ける。セキュリティ区画などを考慮し、利用しやすい配置で複数個所計画すること。 ・ 各社共用での使用を想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台
ごみ保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内から出る廃棄物を収集までの間一時保管できるスペースとし、資源化ごみ置場と一般ごみ置場の 2 部屋とする。 ・ 外部からアクセスしやすい配置とする。ただし旅客の視界に入らないよう配置や目隠しをするなどの配慮をすること。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外に臭いが漏れないよう防臭対応とすること。 ・ 建物内での設置、別棟での設置のいずれでも可とする。 	
その他	<p>(広告掲載スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画(設置場所、設置数、広告掲載方法等)を提案すること。 <p>(自動販売機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画(設置場所、設置数等)を提案すること。 ・ 出発ロビー、到着ロビー、ホールディングルーム(国際・国内)各1か所以上想定すること。 <p>(コインロッカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出発ロビー及び到着ロビーに各1か所設置スペースを提案すること。 <p>(銀行ATM及び外貨自動両替機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 到着ロビー及び到着手荷物荷捌所内に各1か所設置スペースを提案すること。 <p>(公衆電話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置計画(設置場所、設置数等)を提案すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電話設置台

5-6 セキュリティ

安全な航空輸送のため、航空機への不法な接近の防止と空港自体の安全を確保することを目的として、以下の項目に留意した計画とする。

- ・ 保安区域内において、国内線及び国際線ともに、出発旅客と到着旅客は、人の進入や物の投げ入れができないように構造的に分離すること。
- ・ 手荷物受取所出口(国内・国際)には逆流防止装置(フラッパーゲート)等を設けて、到着旅客が逆流しないようにするとともに、残留者を発見しやすい計画とする。
- ・ 旅客入口以外の従業員通路等、制限区域への通路については、立入禁止を表示し、一般旅客等の進入を制限する。さらに、セキュリティレベルの高い室や立入禁止区域への通路扉については、電子錠等、関係者以外の開扉が不可能とすること。
- ・ 一般旅客の進入を制限する出入口や、セキュリティレベルの高い室や立入禁止区域への通路扉には、監視カメラを設置し、入退室者が確認できるようにすること。
- ・ エプロンへの距離が近く、人の進入や物の投げ入れが可能な個所は、防止する柵等を設置する。

- ・ 本施設からエプロンへの出入口は、必要最低限で計画し、出入口では保安上必要となる検査ができるスペースや電源等を整備すること。
また、荷捌き場（国内・国際）への出入口についても、保安上必要となる検査ができるスペースや電源等を整備すること。

[用語の定義]

- 1) 保安区域 : 制限区域のうち、航空旅客取扱施設内の出発旅客動線（旅客保安検査場入口からエプロンへの出口又は固定橋、可動橋を通過し、航空機搭乗口に至る区域）及び到着旅客動線（航空機搭乗口又はエプロンからの入口から到着手荷物受取場を経てロビーへの出口に至る区域）
- 2) 立入禁止区域 : 航空法第 53 条第 3 項により立入が禁止されている着陸帯、誘導路、エプロン及び格納庫区域
- 3) 制限区域 : 地方公共団体が管理する空港にあっては、空港法第 12 条第 1 項の規定に基づき空港設置管理者が定めた空港供用規程において、空港管理規則第 5 条の規定に準じて定める区域。運営権者が運営等を行う空港にあっては、統合法第 32 条第 1 項又は民活空港運営法第 8 条第 2 項、第 13 条若しくは附則第 7 条第 2 項により適用される空港法第 12 条第 1 項の規定に基づき、運営権者が策定する空港共用規定において運営権者が標示する区域

5-7 仕上げ計画

(1) 外装計画

- ・ 沿岸部という立地状況を考慮し、メンテナンス等維持管理面に配慮し、耐久性のある材料を選定すること。
- ・ 鋼製の材料は、下地も含め防錆処理を行うこと。
- ・ 外装材は、周辺に整備されている建物や景観と調和のとれた材料を選定すること。
- ・ 耐久性（耐火性能・不燃性を含む）と美観維持に配慮した上で、木材を積極的かつ効果的に利用すること。
また、可能な限り神戸市産木材又は兵庫県産木材の利用に努めるものとし、これら地域産材の利用が困難な場合は国産木材を積極的に利用すること。

(2) 内装計画

- ・ 木材を積極的かつ効果的に利用すること。
なお、耐久性（耐火性能・不燃性を含む）やメンテナンス性、コスト等を勘案した上で利用場所や方法は検討すること。
また、可能な限り神戸市産木材又は兵庫県産木材の利用に努めるものとし、これら地域産材の利用が困難な場合は国産木材を積極的に利用すること。

- ・ 旅客の目に触れるエリアの仕上げは、コンセプトに沿った統一感のあるデザイン計画とすること。
- ・ 施設の特性上、旅客エリア、職員専用エリア共に、荷物の搬送が多いため、各エリアに応じた衝突防止策を壁面や柱周り、建具などに講じること。
- ・ 抗菌・抗ウイルス素材を積極的に採用すること。
- ・ トイレの床は乾式（ドライ）で汚れにくく清掃しやすい仕上げとすること。
- ・ 各諸室に求められる性能は、【別添 4】「各室性能表」のとおりとする。
- ・ テナントに引き渡す各諸室の仕上げは、【別添 5】「施設内工事区分表」を参照すること。

（3） 建具関係

1) 共通

- ・ 各諸室の使用内容に応じた計画とし、数量、開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様は使用目的、条件を考慮し設定すること。
- ・ 不特定多数が利用する出入口の建具については、非接触対応や抗菌・抗ウイルス素材の採用などの対応をとること。
- ・ 建具は、日常行動、交通、物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきがないこと。経年によるその発生がないこと。
- ・ 開口部の可動な窓等には施錠の他、落下防止対策を講じること。
- ・ カーテンウォールの目地は、維持管理に配慮した計画とすること。
- ・ 各諸室と廊下等との間の間仕切りや室内の間仕切り並びに扉等はガラス等の透過性のある素材を原則とするが、会議室にはブラインド等を設置したり、更衣室やトイレやロッカー室には目隠しフィルムを貼る等、プライバシーに配慮すること。
- ・ 各室の性能が確保できる水密性、機能性、遮音性を確保すること。
- ・ セキュリティ計画を反映し、電気錠や物理錠などによる制御を適切に計画すること。
- ・ 物理錠はマスターキーシステム方式を採用し、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮した計画とし、市の承諾を得ること。
また、鍵の保管に必要となる鍵 BOX も本業務にて準備すること。
- ・ 避難経路や消防隊の進入経路などに設置する電気錠は、停電や火災時等において、電気錠が解錠されるような仕組みとすること。
- ・ 鋼製のものは、下地を含め防錆処理を行うこと。
- ・ 建具高さ、意匠などは周囲の壁仕上、色彩、グレード感などと整合したものとすること。

- ・ 建具はできるだけ壁面から突出しない納まりとすること。

2) 各室出入口

各諸室の機能や規模及び空港のオペレーションの動線に応じ、収納家具、備品、搬出入品及び設備機器などが搬出入可能な有効寸法を確保すること。

3) 外部窓

- ・ 結露防止対策に配慮するとともに、結露水が室内に及ばないようにすること。
- ・ 窓を開放して使用することが想定される室や、ガラリなどには防虫対策を講じること。
- ・ 自然光を有効に取り入れられるような窓の配置を計画すること。
- ・ 建物の高断熱化として、断熱性の高い Low-E ガラスや窓枠を使用し、外部からの熱の流出入を抑制するように努めること。
- ・ 外部に面する建具には、原則、遮音性能 T-3 以上を採用すること。
- ・ 各種検査機器や、5 章 施設全体にかかる建築計画 5-5 にぎわい空間に示すモニュメントなどの大型物品を搬出入するための建具は、美観に配慮するとともに、耐久性、耐風性を確保すること。

4) その他の建具及び点検口など

- ・ トイレの個室ブースは天井までとすること。
- ・ 点検口の数量及び性能は、設置目的の機能を満足した計画とすること。
その際、設置目的の点検、作業が無理なく行えるサイズ、位置にすること。

5) 建具廻り

各種事務室の外部に面する窓については、ブラインドボックスと手動ブラインドを設置すること。

(4) バイオフィリックデザイン

基本計画の主旨に基づき、自然との調和に配慮し、建物の配置及び内外装デザイン、材料の選定などにバイオフィリックデザインを取り入れ、利用者のストレス低減や居心地の良い空間を整備すること。

5-8 環境配慮計画

- ・ カーボンニュートラルに資する取り組みを積極的に提案すること。
- ・ 木材利用やエネルギー消費効率の優れた機器など、環境配慮に関する取組みは、効果を数値化して市に提示すること。
- ・ 施設全体として、一定以上の外皮性能とエネルギー消費性能を確保すること。具体的には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」に

基づき「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 5 号）」第 10 条に規定される「建築物エネルギー消費性能誘導基準」以上の性能を確保すること。

- ・ 「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日神戸市条例第 45 号）」に基づく神戸市建築物総合環境評価制度（CASBEE 神戸）による評価結果として A ランク以上の性能を確保すること。
- ・ 「建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針、平成 28 年国土交通省告示第 489 号）」に基づく、「BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）」などの第三者認証により、「ZEB Ready」と同等以上の性能を確保できる計画とすること。
- ・ 各種設備機器の選定やシステムの採用においては、ライフサイクルコストや維持管理の容易性を考慮し、シンプルかつ効果的・効率的なものを採用すること。
また、エネルギー管理システム（BEMS）を導入するなど運用段階における省エネルギーの取り組みにも配慮した計画とすること。
- ・ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づくトップランナー制度など、エネルギー消費効率の優れた機種を選定すること。
- ・ 自然採光や、自然通風による換気システムを導入するなど、自然エネルギーの利用を行い、省エネルギーを実現しつつ、快適な室環境を確保すること。
- ・ 節水トイレの採用など、省資源に寄与する取り組みを行うこと。
- ・ 施工時においては、積極的にエコマテリアルを活用すること。
- ・ 樹木等により周辺環境との調和を図り、建物への直接的な日射も軽減する緑化を計画すること。
また、維持管理の容易性に配慮しつつ屋内の積極的な緑化や、屋根・屋上等への緑化にも努めること。
なお、屋根、屋上の緑化においては、適切に管理できる管理通路なども整備すること。
- ・ 雨水等を利用する場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）」第 4 条に基づく特定建築物の環境性能衛生管理基準に準拠し、誤飲・誤用のないように水栓・配管等での識別管理ができるようにすること。
- ・ 次世代型太陽電池や有機薄膜太陽電池の活用など再生可能エネルギーの積極的な導入を検討すること。
- ・ 市において空港島の周辺施設との面的エネルギー融通等の取り組みを検討する予定であるため、市との協議に参画すること。
- ・ 省エネルギーや環境配慮に係る取り組みは、実用性を確保するとともに、施設利用者への環境啓発として「見える化」にも役立つようにすること。
- ・ 本施設内の快適性や生産性が低下するような環境配慮や省エネルギーに係る取り組み

ではなく、その相乗効果や波及効果として、快適性や生産性などの向上につながる取り組みとなるよう計画すること。

5-9 ユニバーサルデザイン

- ・ 本施設の計画においては、「高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」（以下「バリアフリー法」という。）及び「兵庫県福祉のまちづくり条例（平成4年10月9日条例第37号）」（以下「兵庫県福祉のまちづくり条例」という。）をはじめ関係法令等に適合する性能を確保するとともに、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（平成30年10月、国土交通省航空局）を参考に、だれもが快適で使いやすいものとなるよう施設の構造・配置・誘導案内等ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。
- ・ 事業者は、設計時及び整備完了前に「チェック&アドバイス制度」の点検・助言を受け、報告のあった内容を整備に反映させること。

5-10 サイン計画

（1）基本方針

- ・ 誰にでもわかりやすく動線を誘導するため、ウェイファインディングの考え方を取り入れ、施設全体の動線計画の中で適切にサインを配置とすること。必要最小限で視認性に優れた効果的なサイン計画とすること。
- ・ 表示は大きめの文字や漢字、ひらがな、ピクトグラムを組み合わせで分かりやすいデザインのものとし、弱視や色弱の方に配慮して、背景色との色及び明度の差を考慮し、反射しない素材の選定、照明の配置なども考慮すること。
また、カラー電子ペーパー、ディスプレイ及びプロジェクターを用いたサイン計画も積極的に提案すること。
- ・ 言語は最低4ヶ国語（日本語、英語、韓国語、中国語（簡体・繁体））に対応すること。
なお、多言語を表示するサインについては、デジタル可変案内サインとし、一定間隔で言語を切り替えて表示すること。
- ・ ピクトグラムはJISZ8210（案内用図記号）による他、国際シンボルマークを遵守すること。ただし、該当する規格がない場合はこの限りではない。
- ・ サインの配置、色彩、大きさなどの具体的な内容については市と協議の上、決定すること。
なお、その際、市が利用者などアドバイザーの意見をヒアリングする可能性があるが、事業者はヒアリングに協力し、意見を整備内容に反映させるために、市と調整を行うこと。
- ・ 「チェック&アドバイス制度」の点検・助言を受け、報告のあった内容を整備に反映させること。

- ・ 「（仮称）神戸空港案内サイン調整協議会」に参加するとともに開催を補助し、必要な調整、協議を行うとともに、協議に必要な資料及び議事録を作成すること。
- ・ 天井からの吊りサインについては、振れ止めを設置する等、耐震の検討と耐震補強を行い、セーフティワイヤー等を設置して落下防止処置を施すこと。

（２） 主要サイン

主要なサイン項目について以下に記す。

１） 固定サイン

- ① 建物表示サイン 建物名称を表示するために、外部に設置するサイン
- ② 案内サイン
 - ・ 施設全体の案内
 - ・ 国際線、国内線案内
 - ・ 航空会社案内
 - ・ 搭乗口案内
 - ・ CIQ案内
 - ・ バス、タクシー、ポートライナー乗場等案内
- ③ 誘導サイン
 - ・ 出発／到着の振分
 - ・ 航空会社の振分
 - ・ 出発口誘導
 - ・ CIQ事務所等誘導
 - ・ インフォメーションカウンター誘導
 - ・ トイレ誘導
 - ・ 商業施設誘導
 - ・ 搭乗口誘導
 - ・ 到着口誘導
 - ・ 到着手荷物受取場誘導
 - ・ 喫煙スペース誘導
 - ・ 駅誘導
 - ・ 駐車場誘導
 - ・ バス、タクシー誘導
 - ・ 空港警備派出所誘導
- ④ 規制サイン
 - ・ 旅客進入禁止区域へ通じるドアに設置
- ⑤ 室名サイン
 - ・ 各室出入口ドアに設置

２） 点字サイン

触知式の点字案内を、案内サイン・位置サインに併記して各施設出入口付近等に表示する。

３） 音声案内

案内板等に併設する押し釦等により作動する音声案内を案内サインに併設する。

４） デジタル可変案内サイン

カラー電子ペーパーサイネージ、ディスプレイ及びプロジェクターなどに表示されたサインが一定間隔で別のサインに切り替わるものとする。

5) デジタルサイネージ

各インフォメーションカウンター（出発ロビー及び到着ロビー）及び公共交通運行情報案内用に建物出入口付近に設置すること。

5-1-1 構造計画・BCP

(1) 基本方針

- ・ 明快な架構計画や入手しやすい材料の選定により、合理的かつ施工性に優れた構造とし、コスト抑制と工期短縮を図ること。
- ・ 今後の航空需要の変化に応じて、間仕切りの変更など施設の改修が可能となるような可変性・拡張性をもつ構造とすること。
また、設備配管などが納まるように地下ピットを設けること。
- ・ 埋立地に立地する環境条件を考慮した、耐久性の高い構造、荷重のバランスを良くするため建物は原則、成形にするなど、地盤変状を含む地盤の変状に考慮した構造とすること。
- ・ 災害時には活動拠点となる施設であることを考慮し、耐震性に優れたバランスの良い平面計画、架構計画により、安全性の高い構造とすること。
- ・ 高所に設置する部材や設備機器については、落下防止措置を講じること。
また、外部においてはバルコニーの設置、緑地帯の設置など、それらが万一落下した場合を想定した安全対策を講じること。
- ・ 設備機器、配管等は地震による移動、転倒、脱落及び破損等が発生しないように耐震固定を行うこと。
また、構造形式に応じた適切な設備対応を行うこと
- ・ 電気室及び機械室などの重要諸室、重要設備は、豪雨等の浸水による影響を及ぼさないように対策を講じ、BCP 対策に考慮した計画とすること。

(2) 基礎構造計画

- ・ 本施設用地については、埋立が完了してから約 17 年が経過している。本事業において必要な調査は、設計業務実施時に事業者の費用負担で適宜実施すること。ただし、地盤調査を実施する場合は、調査方法及び調査位置について、事前に市に協議し承諾を得た上で実施すること。
なお、参考として周辺の地盤調査結果の概要を【参考資料 4】「周辺敷地のボーリングデータ」に添付する。
- ・ 基礎の選定にあたっては、地盤条件、建物規模、重量を考慮し、各種工法の優劣を比較した上で、優位な案を提案すること。

(3) 上部構造計画

空港旅客ターミナルビルの特徴として、チェックインロビー、ホールディングルーム等、

スパンの大きな空間が要求される。従って、柱・壁などの配置をできる限り大きなスパンとし、かつ合理的で経済的な構造となるよう計画すること。

5-1-2 景観形成方針

(1) 都市景観形成の取り組み

市では、昭和53年に全国でも先駆けて「都市景観条例」を制定するとともに、昭和57年には都市景観形成基本計画を策定し、これに基づいてさまざまな景観施策の推進を図ってきた。

本事業においても、神戸らしい都市景観の形成を目指し、「神戸市都市景観形成基本計画」に沿った計画をすること。

「神戸市都市景観形成基本計画」

https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/02_kihonkeikaku/index.html

(2) 景観形成の要件

- ・ 本施設は、神戸を訪れる旅客にとっての玄関口、また広域輸送ネットワークの拠点となる。そのため神戸のアイデンティティが感じられる外観とし、遠景及び近景からの本施設の見え方や、海・山などの自然や市街地との調和を大切にしたい計画とすること。
- ・ おもてなし施設に相応しい地域の象徴となるようなデザインを計画すること。
- ・ 太陽光発電など脱炭素化の取り組みを、神戸らしい洗練されたデザインにより可視化すること。
- ・ 本施設周辺のランドスケープも含めて、コンセプトを明確に表現すること。
- ・ 空港島の夜間景観を新しく形成する施設として、夜間照明の演出も計画すること。
なお、遠景及び近景からの本施設の見え方や、市街地の夜間景観との調和を大切にしたい計画とすること。

5-1-3 外構計画

(1) サブターミナル（仮称）周辺部

- ・ 本事業での外構工事の実施範囲は【別添2】「建物周辺工事区分表」に示す範囲とし、範囲外の外構及びエプロン整備は別途工事とする。ただし、本施設の敷地のみならず、建物との調和を考慮した、周辺のランドスケープについても提案すること。
- ・ 原則、一般旅客と別の動線で CIQ 事務室から関係者用駐車場までアクセスできるようにすること。
- ・ 関係者用駐車場は、本施設の動線計画を踏まえ、運用の効率性と利用者からの見た目に配慮した配置とすること。
- ・ 植栽計画は「Living Nature Kobe」（【参考資料6】Naturalistic Landscaping ガイドラ

イン(案)) の考え方に沿って、利用者が水や緑など神戸の自然との共生が感じられるよう整備すること。ただし空港運営に支障がないよう配置や樹種の選定には十分に配慮すること。

(2) 関係者用駐車場

- ・ 本施設の敷地内に、以下に示す運営のための関係者用駐車場・サービスヤードを配置すること。

なお、一般旅客用駐車場は本事業用地の西側に市にて別途設ける予定。

- ・ 関係者用駐車場への車両のアクセスは、本施設北側の空港島 1-1 号線からのアクセスを基本とし、円滑な寄りつきが可能となるよう提案すること。

1) 駐車台数	・ CIQ 関連施設用駐車場	12 台
	税関 普通車	8 台
	大型車 (マイクロバス)	1 台
	入国管理局 普通車	2 台
	人検疫所	1 台
	動物検疫所 普通車	1 台
	植物検疫所 普通車	1 台
	・ 警察 (パトカー)	2 台
	・ テナント用駐車場	10 台
	・ 業務用搬出入駐車場 (大型車)	4 台

2) サービスヤード

本施設計画に合わせ搬入業者、ごみ収集業者及び VIP 客等の利用を目的とした停車及び荷下ろしスペースを計画すること。

3) その他

- ・ 駐車スペースの規模・形状等はその用途に適切なものであること。
- ・ 車寄せは荷下ろしスペースとして、雨に濡れることなく荷物等を搬出入できるよう、庇の設置などを計画すること。
- ・ 到着荷捌き場に隣接した位置に駐車場を 1 台確保すること。

(3) 立入禁止柵

本施設の計画に合わせて、建物周辺の立入禁止区域 (制限区域) を区分する立入禁止柵 (制限フェンス) を適切な位置に計画すること。

なお、フェンスの設置については、別途工事予定。

(4) 雨水排水

建物周辺の関連する工事と調整の上、本施設の敷地における雨水排水を計画し、事業者において整備すること。

5-14 建物及び周辺施設を含むランドスケープについて

(1) 一般事項

事業者は、本施設の敷地のみならず、以下に示す要件を参考として、敷地周辺に必要なカーブサイドやランドスケープなどを、本施設計画との調和に配慮して提案を行うこと。

なお、本事業に含む工事实施の区分は、【別添 2】「建物周辺工事区分表」のとおりとする。

(2) 周辺施設の要件

1) カーブサイド

- ・ カーブサイドへの車両のアクセスは、本施設北側の空港島 1-1 号線からのアクセスを基本とし、円滑な寄りつきが可能となるよう提案すること。
- ・ 以下に示す必要機能を、本施設の計画と合わせて旅客が利用しやすい配置で計画すること。

➤ 巡回バス停車スペース	2 台程度
➤ 路線バス・リムジンバス乗降スペース	5 台程度
➤ タクシー乗り場待機スペース	5 台程度
➤ タクシー降り場	2 台程度
➤ 身体障害者用乗降スペース	2 台程度

なお、これらの乗降スペースは、利用者が雨に濡れることなく本施設の出入口まで移動できるよう利便性に配慮した計画とすること。本施設の庇などを利用してよい。

2) 歩行者用通路

周辺施設である一般旅客用駐車場内にある身障者用駐車場から本施設の出入口まで、旅客が雨に濡れることなく移動ができるよう利便性に配慮した計画とすること。本施設の庇などを利用してよい。

3) 周辺広場

- ・ ポートライナー神戸空港駅や現行ターミナルから本施設への徒歩によるアクセスに配慮し、本施設東側に広場などの快適な歩行者空間を計画すること。
- ・ 植栽計画は「Living Nature Kobe」(【参考資料 6】「Naturalistic Landscaping ガイドライン (案)」) の考え方に沿って、利用者が水や緑など神戸の自然との共生が感じられるよう計画すること。ただし、空港運営に支障がないよう配置や樹種の選定に

は十分に配慮すること。

6章 設備計画

6-1 サブターミナル（仮称）の設備設計及び建設に関わる性能要求

- ・ 各設備機器は修繕、更新時などの搬入出経路（昇降機が利用できない場合の揚重機械等の設置スペース含む）など、維持管理を容易に行うことができる作業用スペースを考慮した配置、計画とすること。
- ・ 将来の改修や更新などが容易に行えるよう、機器、配管等の予備スペース、梁や床など躯体への予備スリーブの確保を考慮した計画とすること。
- ・ EPSの配置については、修繕、更新、保守及び維持管理が適切に行える動線・点検スペースを確保すること。
また、EPSの点検扉の大きさについても配慮すること。
- ・ 設備機器を設置する諸室には、当該諸室に不必要な給排水管及び吸排気ダクト等を横断又は設置しないこと。
また、水を扱う室の直下階に配置しないこと。
- ・ テナントの業態や区画面積は変更されることが想定されるため、テナント要望にフレキシブルに対応できる設備計画とする。
- ・ 建物導入部の給水、排水、ガス、電力、通信の配管については地盤変状対策を行うこと。
- ・ 将来の建物間のエネルギー（熱、電気）融通を可能とするように、外部からそれぞれの配管を本施設に取り込むことが容易にできる計画とすること。
- ・ カーボンニュートラルを目指すため、ZEB（Zero Energy Building）の考え方等、環境負荷の低減に配慮した設備機能の検討を行い、ZEB-Readyを取得できる仕様とすること。
なお、取得にあたり必要な資料を作成すること。

6-2 電気設備設計条件

(1) 一般事項

- ・ 共用エリアと専有エリアの系統分けを行うこと。
- ・ 保安区域と非保安区域の系統分けを行うこと。
- ・ 各設備機器は、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。
- ・ 機器及びシステムは、導入時点で最新・高水準の仕様とすること。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に市と十分協議すること。
- ・ 顔認証技術や AI など先端技術を活用し、旅客の利便性向上に寄与する提案を積極的に行うこと。

- ・ 事業継続性（BCP）に十分配慮し、施設災拠点として、レジリエンス性の高いシステムの構築・導入を積極的に計画すること。
- ・ ガスコージェネレーションシステム（以下「CGS」という。）などによるエネルギーの分散化や多様化など、大規模災害時のライフラインの確保に配慮した設備計画とすること。
- ・ 屋上などに設置する設備機器の基礎などは、機器更新時や防水更新時に共連れ工事が発生しないよう、高床の架台とするなど更新性に配慮した計画とすること。
- ・ 屋外に設置する設備機器、器具、ボックス、配管及びケーブルラック等は全て耐塩害仕様とすること。
 - ・ なお、直接風雨にさらされるものについては、重耐塩仕様とすること。
- ・ 利用者の視界に入る機器や建物の外観に影響を及ぼす機器は、必ず目隠しなどを設置し、景観に配慮すること。
- ・ 各設備機器は、リスク分散、冗長性を考慮した計画とし、故障時にも速やかな修理対応を可能とすること。
 - ・ また、交換・保守部品が、容易に入手可能であるものにする。
- ・ 24 時間以上の連続稼働が想定される機器は、それに対応した仕様のもので選定すること。
- ・ 設備機器の軽微な変更、増設等を考慮し、配管、配線、ダクト等のスペースを確保すること。
- ・ 設備機器の軽微な変更、増設等が可能な拡張性を持った設備システムとし、システム規模の余裕も見込むこと。
- ・ 配管配線ルートについては、基本的に共用部を通すこと。
 - ・ なお、各諸室には諸室ごとに必要なもののみ通し、当該諸室以外のものを通過させないこと。
 - ・ また、諸室にまたがって配管ルートを計画しないこと。
- ・ 天井がある諸室については、容易にアクセス可能な位置に点検口を設けること。
- ・ 使用する電線・ケーブル類は、原則、エコマテリアル電線及びエコマテリアルケーブルを使用すること。
- ・ 屋外で自立又は壁に取り付ける支柱等は風圧対策を行うこと。
- ・ 地中に配管を埋設する場合は、GL から 600mm 以上深くなるように敷設すること。
- ・ 地中埋設管ルートには、埋設深さ半分の位置に埋設標識シート（2 倍長）を設けること。
 - ・ また、必要に応じて埋設標を設けること。
- ・ 建物と外部とを接続する地中埋設配管は、地盤変状対策を行うこと。

- ・ 地中埋設配管ルートには、適切な箇所に点検スペースも含めた適切な大きさのハンドホール又はマンホールを設けること。
 なお、蓋は周囲の意匠に配慮すること。
 また、車両通行部分のハンドホールは、重耐重蓋とすること。
- ・ 屋外配管は、ケーブル更新が可能となるように予備配管を設けること。
- ・ 配線には、用途、行き先、径間、負荷分類、回路種別、ケーブル種別、電圧を経年劣化で消えないように表示すること。配線の表示は、必要と見込まれる箇所すべてに設置すること。
- ・ 接地は統合接地方式とすること。
- ・ 各航空会社及び警察無線アンテナに対する干渉を考慮すること。
- ・ 設備機器設置後、試験調整を実施し、品質、性能が確保されていることを確認すること。
- ・ 航空会社事務室、CIQ 事務所、空港警備派出所（警察）及び商業施設が使用した光熱水費を個別で計量・計算できるシステムを計画すること。
 なお、それぞれの子メーターは検定付きのものとすること。
- ・ 各種計算書等、設計根拠を記した書類を作成すること。
 なお、設計照度、幹線・分岐ケーブル（電線を含む）のサイズ、受変電機器の容量、発電機器の容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格直流電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子電圧など機器の選定に係わる計算は、「建築設備設計基準」の計算方法により性能を満たすこと。
- ・ 本事業において、官公庁等への必要な諸手続は遅滞なく行うこと。
 なお、これらの手続きに関する資料作成などの費用は、事業者の負担とする。

（２） 電気設備計画

１） 受変電設備

- ・ 関西電力から高圧受電を行い、電源供給すること。
- ・ 高圧引込ケーブル用配管は、契約電力 2000kW まで対応可能とすること。
- ・ 幹線ケーブルの敷設を容易にするため、屋上に設置し、幹線ケーブル長が短くなるように計画すること。
- ・ 電力引込の位置、方法等については、関西電力送配電株式会社と協議、確認を行い、協議結果や事業者提案を基に市と協議の上、決定すること。
- ・ 受電方式は、高圧 1 回線受電とする。
- ・ 高圧変圧器は、屋内キュービクルに収納する場合はモールド式、屋外キュービクルに収納する場合は油入式を選定すること。

- ・ 高圧変圧器は、低負荷時の省エネルギーに配慮した超高効率仕様とする。
 なお、変圧器の容量及び構成は、負荷容量・電気方式・保守性・経済性を総合的に検討し、決定すること。
- ・ 高圧変圧器の容量は、将来の負荷増加に対応できるように、負荷容量の30%以上の余裕を見込み計画すること。
- ・ 受電力率改善のため自動力率制御装置、進相コンデンサを設置すること。
 なお、コンデンサは力率98%を目標に改善できる容量とし、直列リアクトルの容量はコンデンサ容量の6%を基本とする。
- ・ 変圧器、リアクトル等は、騒音と振動に配慮した機器とし、必要に応じ防震装置などの設置を検討すること。
- ・ 漏電、絶縁、デマンド、警報・状態、計測値を中央監視制御設備で監視できるようにすること。
- ・ 低圧配電盤の配線用遮断器は、短絡電流を十分遮断できるものとし、トリップ時警報（AL）接点付きとすること。
- ・ 低圧配電盤は、将来の負荷増加に対応できるように、開閉器設置スペースを見込み計画すること。
- ・ 盤内照明はLEDとすること。
- ・ 高圧絶縁監視装置を設けること。
- ・ 変圧器の低圧側は幹線ごとに低圧絶縁監視を行うこと。
- ・ 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に基づき高調波対策を行うこと。
- ・ 系統連携を行うものは逆潮流なしとすること。
- ・ 屋外に高圧キュービクルを設置する場合は、強風による雨水等の侵入対策を施すこととし、設置スペース上部には屋根を設けること。
 また、必要に応じ、関係者以外が容易に立入できないよう、周囲に高さ2.0m程度のフェンスを設置すること。
 なお、このフェンスが利用者の視界に入る場合や建物の外観に影響を及ぼす場合は、景観に配慮すること。

2) 非常用発電設備

- ・ 系統電力停電時に、本施設の機能維持と利用者の安全性が確保できる容量の非常用発電機を設置すること。
- ・ 非常用発電機とCGSを組み合わせ、系統電力停電時には、非常用発電機から防災負荷、空港機能の維持及び保安上必要な負荷（以下「保安負荷」という。）に、CGSから保安負荷に給電すること。

- ・ 原動機は、ガスタービン（一軸）を選定すること。
- ・ 発電機は高圧発電機とすること。
- ・ 断水に備え、冷却水が不要な方式を採用すること。
- ・ 連続運転時間は 72 時間以上とすること。
- ・ 燃料は軽油とし、備蓄料は 72 時間分とすること。
 なお、小出し槽を含む各燃料槽は満杯にして引き渡すこと。
- ・ 始動用蓄電池は、鉛蓄電池長寿命 MSE 形とすること。
- ・ 騒音、振動及び排気（大気汚染）等の抑制に配慮、対策すること。
- ・ 騒音レベルは配管出口で 75 dB以下とすること。
- ・ 状態・故障表示、計測表示を中央監視制御設備で監視できるようにすること。
- ・ 非常用発電機を屋外に設置する場合は、強風による雨水等の侵入対策を施すこととし、設置スペース上部には屋根を設けること。
 また、設置スペース上部に屋根を設け、関係者以外が容易に立入できないよう周囲に高さ 2.0m 程度のフェンスを設置すること。
 なお、このフェンスが利用者の視界に入る場合や建物の外観に影響を及ぼす場合は、景観に配慮すること。

3) 直流電源設備

- ・ 受変電設備の制御用電源として、直流電源装置を設けること。ただし、非常照明及び誘導灯の直流電源としての兼用も可能とすること。
- ・ 直流電源装置の容量は、十分な余裕を見込むこと。
- ・ 蓄電池は鉛蓄電池長寿命 MSE 形にすること。

4) 幹線設備

- ・ 各設備へ安全に安定した電力供給や通信を行うことができ、拡張性、保全性を考慮した計画とすること。
- ・ 階層別、用途別、電源種別など幹線系統を明確に区分し、管理・点検を容易に行うことができるようにすること。
- ・ 幹線の経路は、関係者以外が容易に触れることがない計画とすること。
- ・ 幹線設備は、負荷電流及び電圧降下に対して十分なものを選定すること。
- ・ 航空会社事務室、空港警備派出所（分室）、運営権者事務所、商業施設は単独の分電盤を設置すること。
- ・ 幹線用 EPS はターミナルを 2 分割し、各 2 か所以上に配置すること。
- ・ 原則、幹線ケーブル配線の中間接続は行わないこと。

- ・ キュービクルから電灯分電盤・動力制御盤まで幹線ケーブルを敷設すること。
- ・ 配線方式は主要部分をケーブル+ケーブルラック方式とし、ケーブルの敷設が容易に行えるものとする。
- ・ ケーブルラック及び保護管の防火区画貫通処理部は、大臣認定工法とし、将来増設に配慮した工法を検討すること。
- ・ 幹線用のケーブルラック、保護管等は、敷設する配線・ケーブルの20%以上の余裕を見込んだ寸法又は数とする。
- ・ 高圧幹線を保護する配管、ケーブルラック等には、高圧幹線である旨の表示を要所に行うこと。
- ・ 外壁等の壁貫通が生じる場合、必要な防水処理を行うこと。
- ・ 原則、強電、弱電のプルボックスは共用しないこと。共用する場合はセパレータを設け接地を行うこと。

5) 動力設備

- ・ 動力負荷への電源供給及び制御を行うため、動力制御盤を設置すること。
- ・ 動力制御盤は、負荷に近接し、機械室及びEPSなど、保守・点検が容易な場所に設置すること。
- ・ 動力制御盤から各動力負荷へラック又は配管により、配線を行うこと。
- ・ 動力制御盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。
- ・ 分岐回路は、原則として電動機等の負荷1台ごとに専用の分岐回路とし、漏電遮断器で保護すること。
- ・ 動力制御盤と同室に無い動力負荷への電源供給は、負荷直近に手元開閉器を設けること。
- ・ 分岐回路は、負荷容量(特性)、始動方式、運転方式等を考慮して、適切な機器の運転及び制御が行えること。
- ・ 動力設備の監視制御は動力制御盤盤面で行えるものとし、中央監視制御設備からの監視制御も可能なように対応すること。
- ・ 動力制御盤にパルス発信装置付積算電力計を設置し、電力の計測(空調設備、ポンプ等)が可能な回路構成とすること。
- ・ 保安検査場の検査機器等への電源送りは、レーンごとに回路を区分すること。

6) 電灯設備

① 電灯分電盤

- ・ 照明・コンセント等へ電力を供給するため、電灯分電盤を設置すること。

- ・ 電灯分電盤から照明器具、スイッチ、コンセント、OA 機器等への配管、配線を行うこと。
- ・ 電灯分電盤は、エリアごとの維持管理がし易い場所に設置すること。
- ・ 航空会社事務室、CIQ 事務所、空港警備派出所（警察）及び商業施設は単独の分電盤を設置すること。
- ・ 電灯分電盤は、実装する予備回路、将来対応用の増設スペースについて十分な余裕を見込むこと。
- ・ 電灯分電盤は、適切な負荷容量及び分岐回路数となるように考慮すること。
- ・ 分岐回路は、負荷用途、特性に応じて、配線用遮断器又は漏電遮断器で保護すること。
- ・ 電灯設備の監視及び制御は、必要に応じ、安全性及び保全性を考慮して、必要となる動作、警報表示等が行えるものとする。
- ・ 電灯分電盤は、パルス発信付積算電力計を設置し、電力量の計量が可能な回路構成とすること。

② 照明器具

- ・ 照明器具は LED 仕様とする。
 なお、型式は公共施設用器具型式を参考とするとともに、各室の用途、施設利用者の活動内容等に応じた適切な光環境を確保すること。
 また、省エネルギー性、メンテナンス性、デザイン性なども考慮し、適切な機器の選定等、電灯設備の計画を行うこと。
- ・ 照度については、【添付 4】「各室性能表」を参照のこと。
 なお、関係者用駐車場は平均照度 20lx を確保すること。
- ・ 照明方式は、アンビエント方式を標準とするが、各事務室はタスク・アンビエント照明の想定とする。その場合、アンビエント照明のみで【添付 4】「各室性能表」で要求する照度を確保することが可能な設備とし、調光による減光が可能な設備とすること。
- ・ 人感センサー制御、昼光利用制御、スケジュール制御、パターン制御、自動点滅制御等の照明制御方式を積極的に採用すること。
- ・ 外灯はソーラータイマー及び昼光センサー制御とし、省エネルギー化を図ること。
- ・ 照明点滅回路は、スイッチを含めレイアウト変更などに対応できる点滅区分とすること。
 また、事務室は、1 台ずつアドレス設定が可能で、調光及び消灯ができるものとし、任意のグループエリア設定ができること。
- ・ 建屋内の照明器具は、中央監視室で監視制御できるようにすること。

- ・ 照明制御システムは、将来の制御回路増設に対応可能な容量、系統数を見込むこと。
- ・ 照明制御設備は、オープンプロトコルの通信機能を持ち、中央監視制御設備との連携、統合が可能な設備とすること。
- ・ 照明制御装置や照明点滅に必要な設備（リモコントランス等）は保安負荷とすること。
- ・ 本施設をライトアップし、夜間景観を形成すること。
また、にぎわい空間に設置するモニュメントに対してもライトアップを施すこと。
- ・ 非常照明及び誘導灯は LED 仕様とし、関連法令等に基づき設置すること。
なお、器具は、電源別置型を選定すること。
- ・ 高天井に設置する照明器具は、容易に維持管理ができるよう考慮すると共に、落下防止対策を講じること。
- ・ 内照式サインを設置する場合は、LED 内照式とし、運用時間内のみ点灯するよう制御を行うこと。

③ コンセント設備

- ・ コンセントは、供給する電圧、電流及び相数並びに使用環境に応じた形式とすること。
- ・ コンセントは、原則、接地端子付又は接地ターミナル付とすること。
なお、壁コンセントは原則 2 個口とすること。
- ・ OA フロアは、壁付コンセントを設置すると共に、床下にハーネスジョイントボックスを設け、床コンセント及び OA タップを設置すること。
- ・ 機器専用及び特殊設備用コンセントは一般コンセント回路とは別回路とする。
なお、コンセントは、抜け止め、接地端子付とすること。
- ・ コンセントは、一般回路、発電機回路などの電源種別ごとに色分けを行い、容易に識別、確認できるようにする。
- ・ 旅客動線に影響がない位置にコンセントを設置すること。
- ・ 水回りや屋外に設置するコンセント回路は漏電ブレーカーとする。
- ・ 屋外コンセントは、防水錠付とし、保守点検上、必要な箇所に整備すること。
- ・ 昇降路内部にメンテナンスに必要なコンセントを設置すること。
- ・ 屋外設備機器置場に、メンテナンスに必要なコンセント（防雨型）を設置すること。
- ・ 各トイレ、商業施設（飲食店舗想定）付近には、污水配管内高圧洗浄用の作業電源（AC200V）を設けること。
- ・ 搭乗待合室（国内・国際）及び VIP ラウンジ、有料ラウンジなどには、PC 及びス

スマートフォンなどの充電用として、コンセント・USBポートを設置できる計画とすること。

7) 構内交換設備

- ・ 通信事業者と協議のうえ、本施設全体で利用する構内交換設備の適切な容量及び予備の容量を見込み、主配線盤（MDF 盤）を設けること。
- ・ MDF 室までの局線引き込み配管、主配線盤（MDF 盤）から各端子盤（IDF 盤）及びこれ以降の配線用配管を行うこと。
- ・ 引込については複数の埋設管経路を確保するものとし、光ケーブル及びメタルケーブルの引込ができるものとする。
- ・ 主配線盤の局線数は、1 m²当り 0.02 回線として算出すること。
- ・ 内線数は、局線数の 3 倍程度を見込むこと。
- ・ 本施設の内線用、外線用として IP-PBX を設置すること。
なお、冗長化するなど安定性・信頼性の向上を図ること。
- ・ 保守管理用の PC を納入すること。
- ・ 必要なネットワーク機器を整備すること。
- ・ IP 多機能電話機を必要台数設置し、本施設内の各諸室との内線による相互連絡を可能とすること。
また、現行ターミナルビルの各諸室、管制塔、消防庁舎へも内線による連絡ができること。
- ・ IP-PBX の停電補償は 3 時間以上とすること。
- ・ 着信方式はダイヤルイン方式とすること。
- ・ 通話者が通話中の相手に対して、任意に保留音の送出手続きができる機能を設けること。
- ・ 受話器外し及びダイヤル途中放棄の場合、一定時間経過後に自動的に警報音の送出手続きを当該内線電話機にて行う機能を設けること。
- ・ 内線で呼出す場合、当該内線が通話中であれば、グループ内の空き電話機に自動的に転送し呼出しを行う機能を設けること。
- ・ グループ内のいずれかの内線電話機へ着信があった場合、グループ内の他の内線電話機から応答できる機能を設けること。
- ・ 着信した外線にて通話中の通話者が、任意の電話機にその外線通話を転送し、転送先の電話機で継続して通話を行える機能を設けること。
- ・ リダイヤル機能を設けること。
- ・ 電話機から拡声設備を通じて呼出ができるよう、ページング機能を設けること。

- ・ 時間外の電話の応対として、オートアナウンス機能を設けること。
- ・ 電話機ごとに外線番号及び内線番号の登録・変更が容易にできる機能を設けること。

8) 構内情報通信網設備

- ・ ローカル 5G などの最先端の通信規格に適応したネットワーク構成及び利用法を提案すること。
- ・ 本施設全体で利用する構内情報通信網設備の適切な容量及び予備の容量を見込み、MDF 室に主光配線盤 (PT 盤) を設けること。
- ・ MDF 室までの局線引き込み用配管、主光配線盤 (PT 盤) から各光端子盤 (PD 盤) 及びこれ以降の配管配線を行うこと。
- ・ 必要なネットワーク機器を整備すること。
- ・ 各階に通信専用の EPS を設置し、MDF 室から各 EPS 間及び EPS 相互間に弱電用ケーブルラックを設置すること。
- ・ 必要に応じ、各 EPS 内にネットワーク機器収容 19 インチラックを設置すること。
- ・ インターネットの接続には、十分なセキュリティ対策を施すこと。
- ・ UTP ケーブルの性能は、特に指定のないものについて、幹線系はカテゴリ-6A 以上とし、それ以外はカテゴリ-6 以上とすること。
- ・ UTP ケーブルは用途ごとにケーブルの色を分けること。
- ・ 旅客用として、本施設内にフリーWi-Fiを整備すること。
 なお、多くの旅客が大容量の通信を同時に行っても快適性を損なわないよう適切な容量を確保すること。
- ・ アクセスポイントは、HUB (POE++) 給電を基本とすること。
- ・ 無線 LAN の規格は 802.11ax (Wi-Fi 6) とすること。
- ・ 無線ネットワークのセキュリティは、総務省の「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」に準拠したものにする。
- ・ 既存ターミナルなどの外部施設と本施設間の通信は、ローカル 5G 又は VPN (Virtual Private Network) などを利用すること。
- ・ 外部施設のシステムとのデータ通信に対して、ファイアウォールやフィルターを設置し、本施設のシステムのサーバや PC 等の機器への通信接続を制限すること。
 また、必要に応じてデータの暗号化等を行い、情報漏洩の防止対策を行うこと。
- ・ 各種システムのネットワーク構成図や IP アドレスなどの情報を記した、ネットワーク管理台帳を作成すること。
- ・ 複数の外部通信キャリア (想定は 3 社程度) と協議し、携帯電話の不感対策として、携帯電話中継設備が設置可能な機器設置スペース、配線ルート及び電源を確保する

こと。

9) 放送設備

- ・ 旅客案内放送用及び非常放送用アンプ架を中央監視室の設備総合列盤に設置し、各共用部に設置する主装置（アンプ架）と接続すること。
- ・ 消防法施行令第24条により、消防法に準拠するよう非常放送設備を設置し、自動火災報知設備と連動すること。
- ・ 放送区域の区分（全館、共用エリア、旅客エリア、商業・事務所エリア、CIQ 関連施設など）を行い指定したエリアに放送を流すことができること。
- ・ 非常放送設備起動時は、ローカル放送をカットする機能を設けること。
また、店舗等に流すBGM等の電源をカットする機能を設けること。
- ・ FIDSと連動し自動放送設備を計画すること。
- ・ 事務室やカウンター及びCIQブース、保税蔵置場にIPインターカムを設置し、旅客案内放送を行えるようにすること。
なお、IPインターカム相互での通話が可能であること。
また、税関検査ブースの出口側で、表示灯などを用いて発信表示を行い、呼び出しを行っているブースがわかるようにすること。
- ・ 業務・非常放送アンプ架は、4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）以上が放送可能な仕様とすること。

10) 電気時計設備

- ・ 正確な日本標準時刻が把握できるように、電気時計設備を計画すること。
- ・ 中央監視室の設備総合列盤に親時計を設置し、ロビー、ホールディングルーム及び事務室等に子時計を設置するとともに、全体共用部と同一の時刻を表示し、確認できるようにシステムを連携させるなど配慮すること。
なお、共用エリア、旅客エリアに設置する子時計は、旅客が見渡すことができる範囲ごとに適宜設置すること。
- ・ 時刻補正は、GPS衛星電波により行うこと。
- ・ SNTP/NTPサーバ機能を有する機器に対して時刻同期を行うタイムサーバーを設置すること。

11) 情報表示設備

- ・ 様々な情報を表示するための表示装置及びそれらを統合管理するシステム（デジタルサイネージ等）を計画し、整備すること。
- ・ 発信する情報は、施設案内、施設内混雑状況、災害等緊急情報、イベント情報、観光・特産品情報、環境配慮情報、フライト情報、交通アクセス情報などを想定して

いる。

- ・ 表示装置に必要な電源工事、配管配線工事を行うこと。
- ・ 表示装置に表示する内容は、専用端末から操作、変更を可能とし、表示する情報を作成支援するソフトウェアを含むこと。
- ・ 専用端末については、中央監視室に設置すること。
- ・ 各表示装置へは、太陽光発電設備、中央監視制御設備（BEMS）、FIDS などから映像、音響を取りまとめて表示可能な設備とし、それらの映像は表示装置ごとに、表示時間と内容をプログラム可能な設備とすること。
- ・ 自動火災報知設備から、火災信号を受信し、各表示装置に火災情報、避難情報を自動で表示できるようにすること。
- ・ ディスプレイのサイズ、型式、配置、数量、構成は提案によるものとする。
なお、標準的なディスプレイの他に、薄型、フレキシブル型、巻き取り型、透過型、シート型及び反射型などを積極的に採用した提案とすること。
また、プロジェクターの使用も可とする。
- ・ ディスプレイの電源は、任意に入切りできること。
また、運用時間内のみ電源が入になるよう制御を行うこと。
- ・ AI を活用した非対面、非接触、多言語対応が可能な旅客案内用のサイネージを1台以上設置すること。
- ・ AI 音声翻訳システム搭載ディスプレイをインフォメーションカウンターに設置すること。

1 2) 誘導支援設備

- ・ 本施設を利用する誰もが迷うことなく、安心・安全に使えるようにユニバーサルデザインにも配慮した誘導支援設備（音声誘導装置、トイレ呼出）を計画すること。
- ・ 視覚障害者への支援として、検出方式、設置範囲などを検討し、音声誘導装置を設けること。
- ・ 利用者の安全対策としてバリアフリートイレ及び授乳室に非常呼び出しが可能な緊急呼出装置を設置すること。
なお、呼出ボタン（ひも付き）は、手元及び足元に各2か所ずつ設置すること。
また、表示灯、復旧ボタンを設置すること。
- ・ 当該トイレ、授乳室及び中央監視室で警報確認が可能な設備とすること。
なお、トイレ呼出の表示装置は十分な表示数を確保し、余裕を見込むこと。
- ・ バリアフリートイレには設備説明用の音声案内装置を設置すること。

1 3) インターホン設備

- ・ 必要な箇所に外部受付用 IP インターホンを計画すること。
- ・ インターホンはモニター付き、ドアホンはカメラ付とすること。
- ・ 外部受付用インターホンは親子式とすること。
- ・ 外部受付用インターホンの親機は中央監視室、子機は出入口に設置すること。
なお、親機は、入退室管理設備と連動し、電気錠の施解錠操作が可能な設備とすること。
- ・ EV 制御盤と中央監視室間に EV インターホン用の配管及び配線を敷設すること。
- ・ CIQ (税関) 及び CIQ (出入国管理) それぞれのエリアごとに通話が可能な、IP インターホンを設置すること。

1 4) テレビ共同受信設備

- ・ 地上デジタル放送、BS、CS、FM 等の各種アンテナ (4K 対応以上) を設置すること。
- ・ アンテナ以降テレビ共聴機器を経由して各室に設置する直列ユニットに分岐すること。
- ・ 各機器は、HDTV 放送、4K 放送、8K 放送に対応したシステムとすること。

1 5) 監視カメラ設備

- ・ 本施設内及び周辺の状態把握、空港保安用及び警備用として、監視カメラを必要な箇所に、保安上死角がないよう設置すること。
- ・ 監視カメラ設備は、保安上の拡張性を考慮し、ONVIF 等の標準規格対応のネットワークカメラ方式とすること。
- ・ 機器収容架及びリモートコントローラを中央監視室の設備総合列盤に設置すること。
- ・ 現行ターミナル管理事務所及び中央監視室で、セキュリティチェック以外のすべての監視が行えるように、それぞれ 32 インチ以上のモニターを 4 台以上整備し、大画面で監視が可能な設備とすること。
- ・ 空港警備派出所 (警察) 及び VIP ルーム (国際) に、23 インチ以上のモニターを 1 台以上整備し、監視、操作が可能な設備とすること。
- ・ 監視映像は分割表示、個別表示等を可能とすること。
- ・ 録画映像の記録時間は、全ての監視カメラの映像を、フレームレート約 5fps、最高画質で 1 ヶ月以上録画できるものとし、HDD のバックアップ (RAID) 機能を備えること。
また、HDD の故障表示を監視端末で確認できるようにすること。
- ・ 監視カメラ設備は保安負荷とすること。

- ・ 監視カメラ設備には、瞬停対策として 10 分以上の使用が可能な無停電電源装置（UPS）を専用で設置すること。
また、機器保護のため、システムの自動シャットダウンを可能とすること。
- ・ カメラ映像は解像度がフル HD とし、画像圧縮方式は H.265 とすること。
- ・ ネットワークカメラの電源は HUB（POE++）給電を基本とすること。
- ・ ネットワークカメラは、昼夜に関わらず、容易に被写体を視認可能とすること。
- ・ カメラで捉えた映像データを基に、顔認証、行動追跡、混雑度検知、年齢性別推定、人数カウントなどの多彩な映像分析機能を組合せ、空港運用に資する提案を行うこと。
- ・ 既設監視システムのエプロン監視カメラ用として、屋上に設置スペース及び電源用空配管を計画すること。
なお、エプロン監視カメラ用の電源は、最寄りの分電盤から取り出せるようにしておくこと。

1 6) 防犯・入退室管理設備

- ・ 制限区域及び保安区域への許可者以外の出入防止、到着客が到着手荷物受取所を経由しない出場を防止するため、電気錠を設置すること。
- ・ 新たな感染症等の感染リスクの低減・分散を図ることができるよう、非接触対応など最新の知見に応じた対策について配慮した計画とすること。
- ・ 個人情報保護、プライバシー保護に十分に配慮した入退室管理システムを計画すること。
- ・ 電気錠の施解錠状態、許可・不許可設定、設定バックアップ、こじ開け警報機能などの監視、操作、記録、IC カード認証の登録管理の登録管理が可能な制御装置（監視端末）を、中央監視室に設置すること。
- ・ 制御装置は遠隔施解錠制御、スケジュール設定制御、在室管理機能、記録機能等を有すること。
- ・ 防犯・入退室管理設備は、10 分以上の使用が可能な無停電電源装置（UPS）を専用で設置すること。
また、制御装置の他、システムを構成する機器を無停電電源装置（UPS）から電源供給するなど機能維持が可能な構成とすること。
なお、入退室管理設備の無停電電源装置（UPS）は保安負荷とすること。
- ・ 無停電電源装置（UPS）による供給中に、バッテリーの放電終止の警報を受けて、システムを正常終了する機能を有すること。
- ・ 電気錠の解錠装置はカードキー、テンキー、顔認証、生体認証装置などセキュリティレベルに応じて適切なものを導入すること。

- ・ IC カードは、Felica カードを想定すること。
- ・ 有事の際に職員や利用者が避難できるように電気錠にはパニックオープン機能を付加すること。
 なお、電源供給が途絶した場合、直前の状態を保持し、物理鍵等により開閉可能な構造とすること。
- ・ 防犯用センサーは、各種センサーの組み合わせを検討し、異常検出時に確実に発報できるように適切な場所に設置すること。
- ・ 防犯・入退室管理設備は、監視カメラ設備、自動火災報知設備などと連携を行うこと。
- ・ 非接触 IC カードリーダー方式におけるカード登録などの初期設定、通行権限の設定やシステム調整を行うこと。
- ・ 各室の鍵を収納・管理する鍵管理は、次による。
 - 鍵 1 本ごとに扉を有すること。
 - 制御装置は、防犯及び使用の容易性に配慮し、人的又は監視カメラで常時監視できる場所に設置すること。
 - 各鍵の管理状態は、総合監視制御設備で監視できること。

1 7) 駐車場管制設備

- ・ 本施設の西側に別途整備する一般旅客用駐車場の駐車場管制設備機器を設置できるように、中央監視室にスペースを確保すること。
- ・ 一般旅客用駐車場から中央監視室までの配線ができるように、取り合い用の配管ルートを検討、整備すること。

1 8) 通信用空配管設備

- ・ 【別添 4】「各室性能表」で配管のみの施工を示している諸室については、MDF 室及び各 EPS から当該諸室（天井裏、OA 床）までの配管工事を行い、配線ルートを確認すること。
- ・ 天井裏、OA 床の防火区画等に、必要なスリーブ、配管工事及び区画貫通処理を行い、配線ルートを確認すること。
- ・ 無線アンテナ用として、航空会社事務室及び空港警備派出所（警察）と屋上に設置するそれぞれの無線アンテナ間に空配管を敷設すること。
- ・ 既設監視システムのエプロン監視カメラ用として、屋上に別途設置するエプロン監視カメラと MDF 室間に空配管を敷設すること。
- ・ 公衆電話用空配管及びノズルプレートを設置すること。

19) 自動火災報知設備

- ・ 防火区画、防煙区画を考慮した自火報警戒区域とすること。
- ・ 自動火災報知設備は消防法施行令第 21 条により、消防法に準拠するよう感知器を設置すること。
- ・ 受信機は GR 型受信機として中央監視室に設置し、火災の個別表示およびその他の諸表示を行うこと。
- ・ 運営権者事務所に副受信機を設置すること。
- ・ 感知器は全て自動試験機能付きとすること。
- ・ 自動火災報知設備に連動した光警報設備を計画すること。
- ・ 光警報設備の設置に当たっては、「光警報装置の設置に係るガイドライン（総務省消防庁）」によること。

なお、トイレ、授乳室、喫煙室、カームダウン室、祈祷室及びVIP ルームなど聴覚障害者及び難聴者等が孤立する可能性がある場所には必ず設置すること。

20) 避雷設備

- ・ 落雷による建築物の物的損傷及び人命の危険低減のため、施設全体として必要となる雷保護設備（PDCE）を計画、設置すること。
また、通信・情報機器の機能の確保を図るため、重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策を講じること。
- ・ 建築基準法、「危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）」等の関係法令に適合する性能を確保すること。
- ・ 建物の構造・用途・建築物内外の財産の重要度、落雷密度、環境条件等を考慮の上、保護レベル等を選定すること。
- ・ 外部雷保護については、JIS A4201-2003「建築物等の雷保護」の規定によること。
- ・ JIS A4201-2003 に適合する落雷を抑制する避雷針（PDCE 避雷針等）を導入すること。
- ・ 落雷時における電位差の発生を防止する対策を講じること。
- ・ 構造体、給排水管など、適宜ボンディングを行い、電位差の発生を抑制すること。
- ・ 電力・通信引込線からの雷サージの侵入を防止する対策を講じること。
- ・ 全体共用部の受変電設備、各分電盤、各動力制御盤、通信設備にサージ保護デバイス（SPD）を設置すること。

2 1) 太陽光発電設備

① 共通事項

- ・ 太陽光発電電力は施設内で自己消費するとともに停電時に電源供給可能なようにすること。
- ・ 発電電力が電気事業者側に逆潮流しないよう対策をすること。
- ・ 太陽光電池は、航空機や管制塔へのグレア対策として、防眩型などの反射光を軽減できるものとし、設置位置や取付角度について検討すること。
- ・ 発電状況（太陽光発電電力、電力量、日射量等）が計測できる機能を設け、外部に表示を出力できる機能を有すること。

② 有機薄膜太陽電池

- ・ 空港建築施設の脱炭素化に基づき自然エネルギーを利用した有機薄膜太陽電池を計画、設置すること。
なお、有機薄膜太陽電池モジュールは、神戸らしい洗練されたデザインとし、壁や窓など旅客から見えるようにすること。
- ・ 夜間や停電時にも電源供給を可能とするように蓄電池も併せて検討、設計すること。

③ 次世代型太陽電池（施工は別途工事とする。）

- ・ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）の設置を検討し、発電容量、設置場所及び設置方法などを市に提案し設計すること。
なお、太陽光発電の容量は、上記有機薄膜太陽電池の容量と併せ、可能な限りZEBを達成できる容量となるように計画すること。
- ・ 太陽光発電電力は施設内で自己消費するとともに、夜間や停電時にも電源供給を可能とするように定置型蓄電池（NAS電池等）も併せて検討、設計すること。
- ・ 太陽光発電、蓄電池等を制御し、ピークカットやピークシフト、デマンドレスポンスを効率的に行えるシステムを構築すること。

2 2) 中央監視制御設備

- ・ 動力監視・計測・制御及び受変電設備機器、各種電力、水、ガス等のエネルギーの見える化が行えるシステムとすること。
- ・ 中央監視制御装置は信頼性の高いものとし、形式は「建築設備設計基準」のⅢ形以上の監視制御装置として、中央監視室に設置すること。
なお、操作者の認証や誤操作の防止、情報漏洩の防止等のセキュリティ機能を備えること。
- ・ 中央監視設備は保安負荷とし、更にUPSを組み合わせることで継続した無停電供給を可能にすること。

- ・ ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を有効に機能させると共に、設備機器等の最適な運転及び監視、用途別の各種エネルギー使用量の計測、統計処理、分析及び診断ができるものとする。
- ・ BEMS については、時間データの 3 年間以上のストックを行うとともに、柔軟なデータ分析が容易に行えるシステムを導入すること。
- ・ 中央監視盤は、設備機器等の故障が発生した場合に備え、携帯通話端末への通知機能を持たせること。
- ・ 将来的な更新、増設に対して自由度の高いシステムとすること。

6-3 機械設備設計条件

(1) 一般事項

- ・ 施工に影響する条件（構造、仕上げ、取り合い・納まり等）に十分留意し、計画すること。
- ・ 各種設備は、機能的であるとともに、施設利用者の安全に配慮したものとすること。
また、その位置、形状、材質及び色彩について建物との調和を図ること。
- ・ 配管材料、配管付属品などは、耐震性、耐圧、耐久性、耐食性及び防火性を考慮し、使用実績が豊富で長寿命な材料となるように選定を行うこと。
- ・ 機器等については、トップランナー制度など、エネルギー消費効率に優れた機種を選定すること。
- ・ 機器選定に当たっては、能力を分割するなど危険分散を考慮した計画とし、故障時にも速やかに修理対応が可能な機種を選定すること。
また、交換・保守部品が、容易に入手可能であるものとする。
- ・ 機器等は、操作が容易かつ使用実績が豊富であるとともに、特殊器具を用いず安全かつ容易に日常点検、保守管理が行える機種であるものとする。
- ・ 支持金物などはピット内、屋外ではステンレス製とすること。
- ・ 異種金属を接触させる場合など、電蝕の対策を講じること。
- ・ 本施設の運用・維持管理の容易さを考慮し計画を行うこと。
- ・ 機器、ダクト、配管等の更新を考慮し、搬出入の動線、作業用スペース、機器、配管等の予備スペース、予備スリーブ等を設けるとともに、更新計画が十分考慮されていること。
- ・ 設備運用に必要な薬品・オイルなどを含めた消耗品については、100%充填された状態で市への管理移管を行うこと。
- ・ 設備機器は耐震安全性を十分に考慮し、水道、排水管、ガスの建物導入部は地震や地盤変状に対応した計画とするなど、地震時等の二次災害防止に配慮すること。

- ・ 天井設置機器（エアコン面材等）や器具（制気口等）などは落下防止措置を行うこと。
- ・ 設備方式、使用器機材及びシステムは、高効率機器を採用し、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理の容易性、省資源、省エネルギー及び快適性に配慮したものとすること。
また、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。
- ・ 機器、バルブ、ダンパー及び盤などの機器、機材は、操作や維持管理がしやすいものとする。
また、天井内に設置する場合は、容易にアクセスできる位置に点検口を設置し簡易に管理ができるようにし、その他の部分においても点検・管理に必要な歩廊、架台も考慮されていること。
なお、天井有居室については、高さ 2m 以下の脚立でメンテナンスができること。
- ・ サーバ等を設置する室、電気設備諸室等において、空調に起因して結露が発生する恐れのある個所には、室内の電気機器等に結露水が影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ・ サーバ等を設置する室、電気設備諸室等の水損対策が必要な室の上部には水配管を設けない計画とすること。ただし、やむを得ず設ける場合には、水損対策を施すこと。
- ・ 屋外設置機器は強風により転倒しない対策を施すこと。
- ・ 屋外設置機器など外気に接している部位は、原則として耐重塩害仕様とすること。
- ・ 外気導入部には塩害対策を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症感染防止対策に配慮すること。

（２） 機械設備計画

１） 熱源設備

熱源設備は、省エネルギーでかつ環境にやさしいシステムを採用すること。決定については複数のシステムから、下記の①～⑤の項目について総合的に検討の上、比較書形式にて提出のこと。

なお、CGS は、非常用発電機兼用とし、年間を通じて排熱利用ができ、エネルギー効率を検討して環境負荷低減とランニングコスト低減が実現できるシステムとすること。

また、想定される熱源システム系統図・熱融通効果試算（省エネ・省 CO2 ）等を提出し事前に市と協議してシステム等を決定すること。

- ① エネルギー及び光熱水費の低減効果
- ② CO₂削減効果
- ③ 災害時の供給安定性の確保
- ④ 将来の増改築に容易に対応できる計画
- ⑤ 建設コスト比較

2) 空調設備

- ・ 加湿は上水系統から分岐すること。空調ドレーンは雨水桝へ放流すること。
- ・ 空調設備の各機器については、停電復電時自動復帰するものを採用のこと。
- ・ 内部負荷は建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）に準拠し、かつ航空会社事務室は機器発熱による負荷増の対応を行うこと。
- ・ 空調系統及び空調方式は、各室の熱負荷特性、使用形態を考慮して選定すること。商業施設はテナント工事が追加して行われるため、テナント工事費用負担が課題とならないシステム構成を行うこと。
- ・ 本施設の運用時間外の空調が求められる諸室及び中間期、冬期の冷房要求の生じる諸室は、中央熱源とは切り離し、個別空調方式とする。屋外機は屋外機置場に設置し、強風により転倒がないよう十分考慮すること。
- ・ ダクトは低速ダクトにて計画すること。
- ・ 予備品として各種機器に取付のフィルターを100%見込むこと。
- ・ 航空機のフライトスケジュール情報や施設内の混雑状況などを基に、空調の運転制御を連動させ、より効率的に運転を行えるようにすること。

3) 換気設備

- ・ 新たな感染症等の感染リスクの低減・分散を図ることができるよう、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解」で推奨されている換気量（30 m³ h・人）以上を確保すること。
なお、停止時はシックハウス対策上必要な最低風量の換気を行える機能を有すること。
- ・ 部屋用途に応じた適切な換気方式・機器を選定すること。
- ・ 給気、排気については屋内外を問わず、ショートサーキットが起こらないよう計画すること。
- ・ 換気機器はテナント工事でも設置されることを考慮し、あらかじめ配置計画の中にテナント機器も想定しておくこと。
また、設備ルートを想定した計画とすること。

- ・ ダクトは低速ダクトにて計画すること。
- ・ 排気が室内及び周辺への悪影響を及ぼさない計画とすること。
- ・ 厨房排気等臭気を伴う排気は、屋外設備スペースから排気すること。
- ・ 厨房排気、便所排気、喫煙室排気等臭気を伴う排気は用途ごとに単独排気とし、臭気の問題とならない位置で排気を行うこと。
- ・ トイレの吸込口は、個室ごとに設置すること。
また、小便器は臭気等が十分に除去できる数を設置すること。
なお、掃除流しや洗面台エリアを独立した空間とする場合は、適宜吸込口を設置すること。
- ・ シャワー室系統のダクトはステンレス鋼板とすること。
- ・ 換気設備の給気側には除塩フィルターを設置し、メンテナンス性を考慮すること。
- ・ CIQ（検疫（人））諸室換気設備の給気側には、除塩フィルター及びHEPAフィルターを設置すること。
- ・ 換気用の外気取入口はエプロンに面しない部分に設けること。
- ・ 外気取入れ部、排気部から強風などにより雨水の侵入がない構造で計画すること。
- ・ 予備品として各種機器に取付のフィルターを100%見込むこと。

4) 排煙設備

排煙設備は自然排煙、建設省告示1436号の適用を原則とし、建築計画上、機械排煙が設置される場合は建築基準法に準拠した設備を設けること。

5) 給水設備

- ・ 給水系統を上水系統、中水系統に分けること。
- ・ 給水方式は、衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- ・ 新築時や改修時の施工中に、他の配管とのクロスコネクションが発生しない工夫を行うこと。
- ・ 中水は、トイレ洗浄水、散水等として使用すること。
- ・ 中水の水源は、空港島内幹線からの引き込み以外に、雨水利用設備を設置し、その処理水を使用すること。
なお、雨水利用設備は、雨水をろ過、滅菌処理できるものとする。
- ・ 上水、中水系統共に、受水槽を設け、加圧給水方式で必要各所に給水すること。
- ・ 受水槽は、清掃などを考慮して、SUS製（溶接組立形）の独立した2槽以上を適切に設置し、点検に必要なスペースを確保すること。
- ・ 災害時の対策として、上水、中水系統共に、ピーク時旅客（国内・国際）、送迎者、

空港従業員の人数に対し、72 時間分以上の給水量を確保できる容量の受水槽を計画すること。

- ・ 受水槽は運用を止めることなく清掃が容易にできる構造とすること。
- ・ 受水槽への給水にボールタップを使用する場合は、複式とすること。
- ・ 受水槽には、感震器連動緊急遮断弁及び作動時に利用可能な水栓を設けること。
- ・ 給水ポンプは予備機を含めて 2 台以上とし、自動並列交互運転とすること。
- ・ 受水槽内の運転制御用水位計は、設定値を容易に変更できるものとすること。
- ・ 上水管、中水管には次亜塩素酸ソーダの自動薬注設備を設け、本施設内の管内末端において、遊離残留塩素濃度を 0.1mg/L 以上確保する機能を有すること。
なお後述するバイパス運転による直圧給水時にも対応すること。
- ・ 受水槽の不具合及び給水ポンプの故障を考慮し、直圧給水方式に切替えが可能なバルブ及びバイパス管を設けること。
- ・ 中水受水槽へは、断水・メンテナンス対策として、上水も供給できる配管ルートを設けること。
- ・ 配管・バルブ・固定金具等により異種金属で取合う部分は異種金属腐食の防止措置をおこなうこと。
- ・ 受水槽、各ポンプ類は、重要機器として耐震設計を行い、浸水を考慮して地上階の天井の下又は屋根の下（屋根がない場合は屋根を設ける）に設置すること。
- ・ 上水管、中水管、雨水管には、使用水量管理のため、容易に検針できる位置に量水器を設置すること。
なお、量水器はすべてパルス発信器付とし、中央監視室にて管理を行うこと。
- ・ 旅客用全トイレの通路側壁面にウォータークーラーを設置すること。水源はトイレに引き込む上水から分岐すること。仕様は壁埋込タイプ、2 連式（大人、子供、車椅子使用者のいずれも使える形状）、タイマー等による強制排水（入替）機能を有すること。

6) 排水設備

- ・ 自然流下で排水すること。
- ・ 災害時の対策として、緊急時用汚水槽を 2 槽以上設けること。
- ・ トイレから屋外への配管ルートについては、配管ピットを計画し、メンテナンス性を考慮すること。
- ・ 排水横主管の口径は、それに接続する最大トラップ口径以上とすること。
- ・ 横枝管のトレンチ内等の配管となる場合は、保守・点検が容易に行えるように考慮すること。

- ・ 自然流下の排水管について、高圧洗浄が行えるように掃除口を設けること。
- ・ 通気管については、接続する排水管の機能を確保できるものとし、解放位置については建物屋上とし、臭気を十分考慮の上、開放すること。
- ・ 関節排水となる部分の防虫網は SUS 製とすること。
- ・ 空調ドレーンは、臭気が上がらないよう計画すること。
- ・ CIQ の検疫排水処理設備を設置すること。

7) 給湯設備

- ・ 給湯設備は、高効率な機器を導入し、湯の用途、使用量等に応じた給湯方式及び機器を選定すること。
- ・ 授乳室には、調乳用温水器を設置すること。
- ・ ホールディングルームには、床置きの給湯サーバー（水道直結式、直接排水式）を設置すること。

8) 衛生機器設備

- ・ 節水に配慮した器具を選定すること。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した、オールジェンダートイレを計画すること。
- ・ 衛生対策及び臭気対策に十分配慮した計画とすること。
- ・ 小・大便器の洗浄、便座蓋の開閉、洗面器の水栓・水石鹸を非接触型とし、だれでも認識できるように適宜サイン表示を行うこと。
 - ・ なお、自動感知する機器は、保安負荷とすること。
- ・ 小・大便器の洗浄弁操作は緊急時、手動操作もできるようにすること。
- ・ 大便器は洋式便器（フラッシュタンク式）とし、蓋・暖房機能付き温水洗浄便座（瞬間式）を設置すること。
 - ・ なお、温水洗浄便座は、「電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）」に準じた漏電に対する保護機能を備えたものとする。
- ・ 温水洗浄便座のリモコンは、電源不要のものとする。
 - ・ なお、管理・清掃用のリモコンを付属品として納めること。
- ・ 小便器は、壁掛式低リップタイプとし、LED によるターゲットマークの照射機能が付いた、個別感知洗浄弁一体型とすること。
- ・ 小便器と小便器の間には間仕切りを設けること。
 - ・ なお、出入口に近い小便器には手すりを設けること。
- ・ 衛生陶器は、汚れが付きにくく、落としやすいよう表面処理をしたものとし、かつ、清掃が簡易に行えるようにすること。

- ・ 飛沫が少なく周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・ 個室には、便座除菌クリーナーの取付けスペースを考慮すること。
- ・ 洗面器はカウンター形式とし、大鏡及びハンドドライヤー（吸引式）を設けること。
- ・ 個室には擬音装置を設置すること。
- ・ 洗面台前に人が集中しないよう考慮すること。
- ・ トイレ掃除用の掃除流しを各トイレに計画すること。
- ・ トイレ洗面器及び各所に設置する洗面化粧台に、適温供給が可能な小型電気温水器（手洗い・洗面用）等を設置すること。

9) 消火設備

- ・ 消防法、神戸市火災予防条例及び神戸市消防用設備等技術基準に準拠すること。
- ・ 事業費算出に際し、スプリンクラーは全館設置とすること。

10) ガス設備

- ・ 管、継手、ガス栓、バルブの規格はガス事業者の規定に合格又は使用を承認したものとすること。
- ・ ガス機器を設置する場合は「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（日本ガス機器検査協会）」の定めるガス・CO警報器及びガス警報設備を設置すること。
構成は、検知器、中継器、受信機などとし、警報信号は中央監視室で受信できるようにすること。
- ・ 商業施設厨房には、都市ガスの供給を行うこと。
- ・ CGSは、中圧導管からの供給とすること。
なお、当該中圧導管は、第三者機関の耐震評価を受けたものであること。
また、その他のガス供給箇所には、施設内に設置したガバナで中圧ガスを減圧し供給すること。

(3) 使用材料

1) 空調配管材料

経済性、耐食性等を考慮し、選定すること。

2) 衛生配管材料

経済性、耐食性、衛生環境等を考慮し、選定すること。

6-4 昇降機設備設計条件

(1) 一般事項

- ・ 必要な昇降機設備（乗用エレベーター、人荷用エレベーター、エスカレーター等）を

計画すること。

- ・ 高齢者、障害者等に配慮した仕様とするとともに、誰もが快適で使いやすいものとなるようユニバーサルデザインに対応したものとすること。
- ・ 昇降機設備の種別、速度及び速度制御方式並びに運転操作方式は、本施設の規模、用途、利用人数等に応じて交通需要を予測し、適切な台数、配置となるように計画すること。
また、メンテナンス等で一時的に昇降機設備の運用を停止することも踏まえて台数、配置を計画すること。
- ・ 緊急時の動線を考慮し、一部のエレベーターはストレッチャー対応型を計画すること。
- ・ 新たな感染症等の感染リスクの低減・分散を図ることができるよう、非接触対応設備の導入、抗菌・抗ウイルスの対応など、最新の知見に応じた対策に配慮すること。
- ・ エレベーターには、地震時管制運転、火災時管制運転、非常用発電時管制運転機能、閉じ込め時リスタート運転など各種管制運転の機能を有すること。
なお、緊急時のアナウンスは4か国語で行うこと。
- ・ 脱レール防止対策、各部の補強対策及びロープ外れ防止対策などを十分に行うこと。
- ・ 耐震クラスは、A14 とすること。
- ・ 昇降機設備製造者のフルメンテナンス契約が可能な仕様とすること。
- ・ 高調波対策を行うこと。
- ・ 中央監視室にエレベーター用インターホンを設置すること。
- ・ かご内防犯カメラと乗場モニターを設置すること。
なお、中央監視室にレコーダーを設置し、防犯カメラ映像を録画すること
- ・ 乗り場には、ホールランタンを設置すること。

(2) 昇降機設備計画

1) 乗用エレベーター

- ・ 車椅子使用者が出入りしやすく、介助者と一緒にかご内で回転でき、車椅子使用者と他の旅客によるエレベーターの同時利用が可能となる構造にすること。
また、カートやキャリーバック利用者の利便性にも考慮した構造にすること。
- ・ 旅客が使用する昇降機設備については、意匠にも配慮した計画とすること。

2) 人荷用エレベーター

- ・ 設備機器などの搬出入を考慮した適切なかごの大きさのエレベーターを設置すること。
なお、奥行きは2,800mm以上を確保すること。
- ・ かごの仕上げは、耐久性に配慮すること。

3) エスカレーター

- ・ エスカレーターは、上り下り双方向のエスカレーターを設置すること。
- ・ 衝突、はさみ込み防止及び駆け上がり防止などの安全対策を講じること。
- ・ 大きな荷物を持っていても乗りやすいよう、ステップの幅は 1,000mm 以上とすること。
- ・ 省エネルギーや管理性を考慮し、省エネルギー運転や自動発停装置を設置すること。
- ・ 折り返しのない直進型のものとし、上下運転の切り替えが可能な計画とすること。
- ・ 乗降口部分には、現在位置及びエスカレーターの運転方向がわかるよう、音声、点字による案内及び表示による案内を設置すること。
- ・ 新たな感染症等の感染リスクの低減を図るため、エスカレーターの手摺を除菌できる装置を付属させること。

4) 監視盤

- ・ 全ての昇降機設備（エレベーター、エスカレーター）の監視盤は、中央監視室に設置し、各号機の運転停止、専用運転、各種管制運転操作、セキュリティ連動操作、インターホン応答などの各種操作を行える仕様とすること。

6-5 特殊設備設計条件

フライト情報表示システムを除く、コンベア及び検査機器などの特殊設備は、市にて別発注で設置する。事業者は仕様を想定し設置場所を計画し、機器設置に必要な基礎や補強、配管配線などを施工すること。

なお、コンベアの仕様については、航空会社など関係者と協議すること。

(1) 到着手荷物受取コンベア

1) 設計・設置について

到着手荷物受取コンベアは市にて設置する。事業者は、設計をするに先立ち、想定するコンベアの仕様・形状を市に提示し、承諾を受けること。

なお、設置するコンベアの要件は次のとおり。

- ・ 対象機材
5章 施設全体にかかる建築計画 5-1 共通事項 (2) 運用について に示す機材
- ・ 機器数
国際・国内に各2台以上を提案すること。
- ・ 材質及び仕様
ベルト部分はゴム素材とし、国際線の到着荷捌きのコンベア上に、作業スペースとして、幅 90 cm長さ 15m コンベア上の高さ 2m 程度を確保すること。
- ・ メイクアップコンベアの寄付長さ

1 か所あたり 4 連式のコンテナドーリーが接車して作業ができるように寄り付き長を確保すること。

- ・ 階を跨いでコンベアを設置するような場合には、点検用キャットウォークを設置すること。設置場所は、市が別発注する特殊設備工事と調整すること。

2) 遮音・振動対策

旅客の利用するエリアへの音漏れにより、館内アナウンスなどの運営に支障のないように、コンベアの設置を計画するエリアは遮音・振動対策を行うこと。

(2) 出発手荷物搬送コンベア

1) 設計・設置について

出発手荷物受取コンベアは市にて設置する。事業者は、設計をするに先立ち、想定するコンベアの仕様・形状を市に提示し、承諾を受けること。

なお、設置するコンベアの要件は下記のとおり。

- ・ 国内線・国際線ともにインラインスクリーニング方式とする。
検査機器の設置場所及び再検査の実施場所、モニター室、荷物の展開確認室をコンベアからアクセスしやすい場所に配置すること。
- ・ メイクアップコンベアの寄付長さ
1 か所あたり 4 連式のコンテナドーリーが接車して作業ができるように寄り付き長を確保すること。
- ・ 機器数
国際・国内に各 1 台以上設置すること。ただし、インラインスクリーニング機器のバックアップも想定した計画とすること。
- ・ 階を跨いでコンベアを設置するような場合には、点検用キャットウォークを設置すること。設置場所は、市が別発注する特殊設備工事と調整すること。

2) 遮音・振動対策

旅客の利用するエリアへの音漏れにより、館内アナウンスなどの運営に支障のないように、コンベアの設置を計画するエリアは遮音・振動対策を行うこと。

(3) フライト情報表示システム (FIDS)

- ・ フライト情報など様々な情報を表示するフライト情報表示システム (以下「FIDS」という。)を整備すること。
- ・ FIDS のサーバは冗長化を行い、中央監視室に設置すること。
- ・ 表示機器で表示する内容を操作、変更するための専用端末を設置すること。
なお、専用端末の設置台数、設置場所については、市及び本施設関係者と十分に協議し決定すること。

また必要に応じて、専用端末用架台を設置すること。

- ・ 表示機器は、設置場所に合わせ、表示デバイス、画面サイズ（43型以上想定）、構成、設置方法などを検討し設置すること。
なお、出発ロビー及び到着ロビーでは、スクリーン生地を貼った壁に、短焦点プロジェクターを用いて情報を表示すること。
- ・ 表示機器の電源は、任意に入切りできること。
また、運用時間内のみ電源が入になるよう制御を行うこと。
- ・ 誰もが見やすく、必要な情報が直感的に理解できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した画面とすること。
- ・ 4か国語（日本語、英語、韓国語、中国語（簡体・繁体））による表示を行うこと。
- ・ 外部システムとの連携機能を有すること。
- ・ 本施設以外に、現行ターミナル管理事務所並びにポートライナー三宮駅及び神戸空港駅でフライト情報を確認できるように整備すること。
なお、現行ターミナル管理事務所にはディスプレイ（43型）、ポートライナー三宮駅及び神戸空港駅には屋外用デジタルサイネージ（55型2面マルチ、自立形筐体に格納）を設置すること。

（4） 保安検査機器

事業者は、本施設において保安検査機器の設置が想定される諸室においては、床荷重を考慮した設計を行うこと。

なお、保安検査機器の設置は別工事とする。

6-6 その他備品等設計条件

（1） 旅客用ベンチ

- ・ 5章 5-5 施設要件 を満たす座席数のベンチを、建物全体のコンセプトに合うようにデザインなどの仕様を明らかにし、市に提案すること。
なお、ベンチは市にて設置する。
- ・ 各ベンチには充電機能を付けるため、事業者は必要な電源を整備すること。

（2） 手荷物用カート

- ・ 市において手荷物用カートを配置予定。
- ・ 事業者は、施設計画において最適なレイアウトでカート置き場を提案すること。
なお、カート置き場を設置するエリアは以下のとおり計画すること。

- 1) カーブサイド
- 2) 巡回バス、リムジンバス停車場
- 3) 出発ロビー
- 4) 保安検査場入口付近
- 5) 手荷物受取（国内・国際）
- 6) 到着ロビー
- 7) 一般旅客用駐車場出入口付近

7章 CIQ 施設に関する要求水準等

※ 本章は、守秘義務対象資料のため、秘密保持誓約書を提出した者に対して、別途提供する。

8章 商業施設設置

8-1 基本方針

- ・ 本事業では、商業施設の配置を計画し、市に提案すること。入居する商業施設は、市にて誘致し、内装工事は【別紙 5】「施設内工事区分表」のとおり商業テナントにおいて実施する。
- ・ 利用者の利便性を高め、神戸の空の玄関口にふさわしい、魅力ある商業施設が配置できるような配置を計画すること。
- ・ にぎわい空間と連携し、相乗効果を生むような配置とすること。
- ・ 旅客動線と考慮し、合理的な店舗配置とすること。

8-2 商業サービス施設の要件

- ・ 出発・到着ロビー及びホールディングルーム（国内線）の飲食は、軽食を取り扱う店舗と想定する。ホールディングルーム（国際線）は、レストラン程度の店舗を想定し、必要な換気設備、グリーストラップ等を設置すること。
- ・ ホールディングルーム（国際線）は、免税売店と想定する。保税区域内で提供されるサービスであり、保税品保管のための保税倉庫を配置すること。
- ・ 営業時間外などは部外者の進入を防ぐため、パイプシャッター等を設置すること。
- ・ 物品の搬入などが、旅客動線と極力交錯しないように、できる限り店舗の裏動線を設けること。

8-3 その他

以下に示すサービス機器は、全て市で設置する。

(1) 自動販売機

出発ロビー、到着ロビー、ホールディングルーム（国際・国内）各1か所以上の設置を想定し、設置台数及び設置場所を計画すること。

なお、自動販売機設置に必要な電源等を整備すること。

(2) コインロッカー

コインロッカーの設置は別工事とするが、事業者は施設内に1か所設置場所を計画すること。各所に配置する予定のコインロッカーは小16大8長尺2程度を想定し、これに応じたスペースを確保し、設置に必要な電源及び、わかりやすい誘導サインなどを設置すること。

(3) 銀行ATM及び外貨自動両替機

- ・ 到着ロビーに2台以上（銀行、両替用各1台以上）設置場所を計画すること。ATMの設置は別工事とするが、事業者は、設置場所を計画し、ATM設置に必要な電源や間仕切りなどを整備すること。

なお、設置場所については、旅客にわかりやすい配置及びわかりやすい誘導をすること。

- ・ 入国税関エリア内の徴税カウンター近くに1台（銀行ATM1台）設置すること。ATMの設置は別工事とするが、事業者は、設置場所を計画し、ATM設置のために必要となる電源や間仕切りなどを整備すること。

(4) AED

出発ロビー、到着ロビー、ホールディングルーム（国際・国内）各1か所以上の設置を想定し、事業者は設置場所を計画すること。

なお、設置に必要な電源等は本事業にて整備すること。

(5) 公衆電話

施設内に1台以上設置することとし、事業者は設置場所を計画すること。

(6) SIM レンタル用・Wi-Fi 無人受取用 BOX

出発、到着ロビーに各1か所以上の設置を想定し、事業者は設置場所を計画すること。

なお、設置に必要な電源等は本事業にて整備すること。

9章 維持管理計画

9-1 目的

本施設の機能を維持し、旅客が安全・快適に建物を利用することができるように、建物・設備の機能を常に適切な状態に保てるように維持管理を計画すること。

9-2 一般事項

- ・ 維持管理は予防保全を基本とする。
- ・ 設備を含む建物全体が有する性能を保つ。
- ・ 劣化等による危険・障害を未然に防ぐ。
- ・ ライフサイクルコストの削減に努める。
- ・ 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努める。
- ・ 故障等によるサービスの中断を未然に防ぎ、施設機能を適切に維持する。

9-3 維持管理計画

維持管理計画は、以下の項目を盛り込み作成すること。

- (1) 建築・設備の概要、設計条件
- (2) 短期維持保全計画
 - ・ 日常点検及び定期点検
- (3) 長期維持保全計画
 - ・ ライフサイクルマネジメント

神戸空港サブターミナル整備基本計画



海に浮かび、 森を感じる。

- 神戸の歴史と伝統、
山・海、豊かな自然との調和
- 神戸らしさ香るおもてなし
- ユーザーフレンドリーで
快適・質の高い旅の始まり



どのような施設となるのか



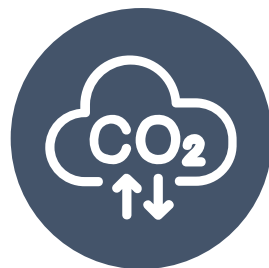
自然・歴史・文化と
調和する施設



おもてなしの心とにぎわいを
大切にする空間



利用者に優しく
ストレスフリーで健康な旅



地域木材の活用
カーボンニュートラルへの対応

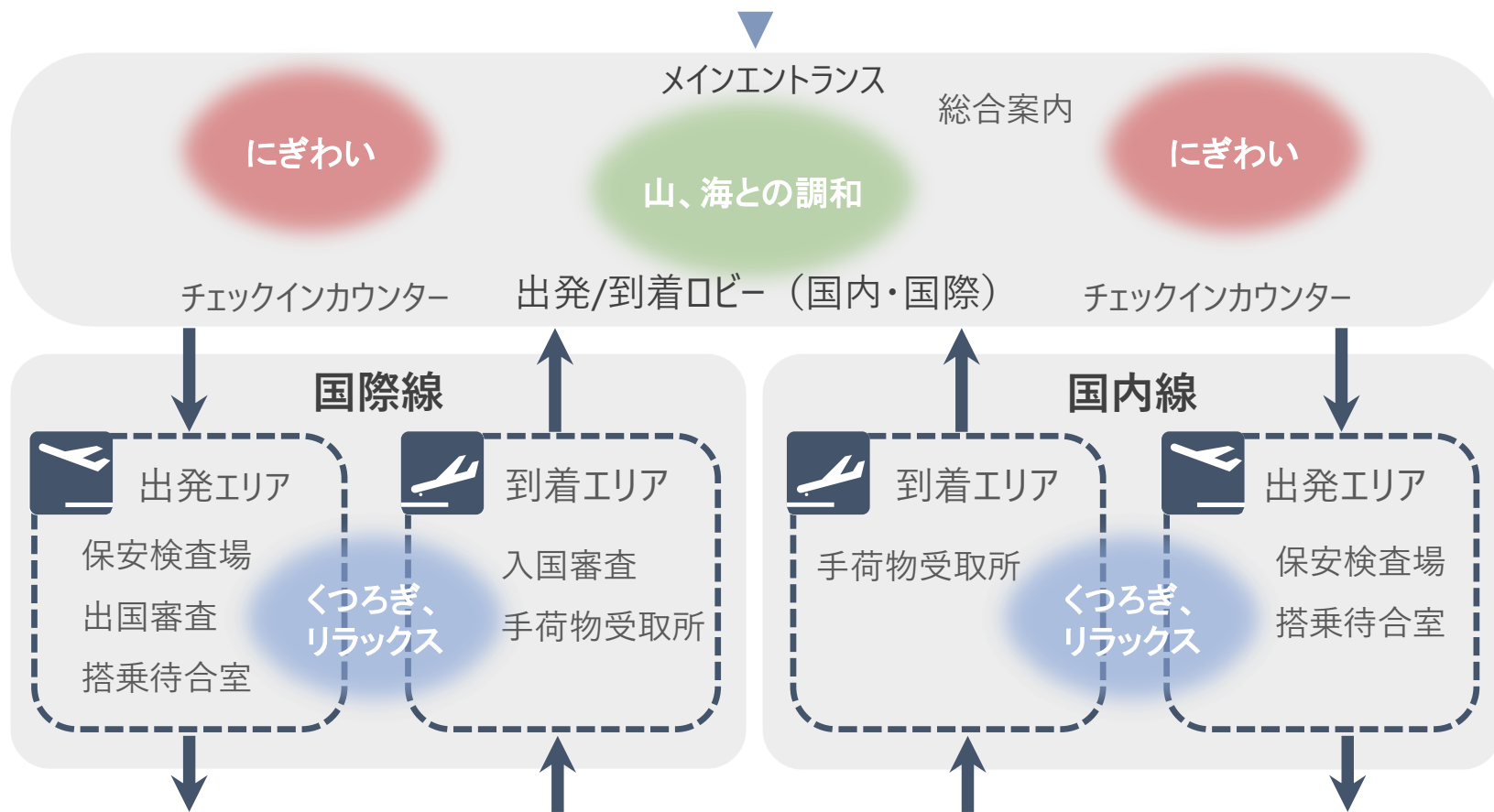


災害対策拠点となる
防災機能の確保

どのような施設となるのか

整備規模 約17,000m²

概算事業費 90億円

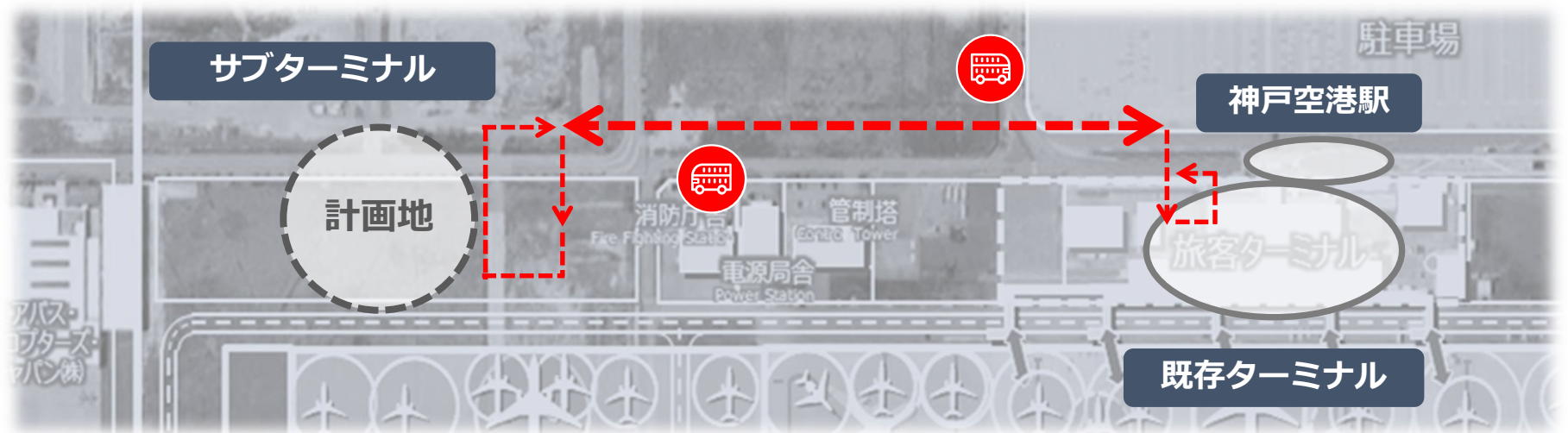


どのような施設となるのか

既存ターミナルとの円滑な移動を提供

新たな駐車場、バスやタクシーが利用しやすい乗降施設の整備

誰もがスムーズに移動できる施設



なぜ、サブターミナルを整備するのか

今後、高まる航空需要の取込 十

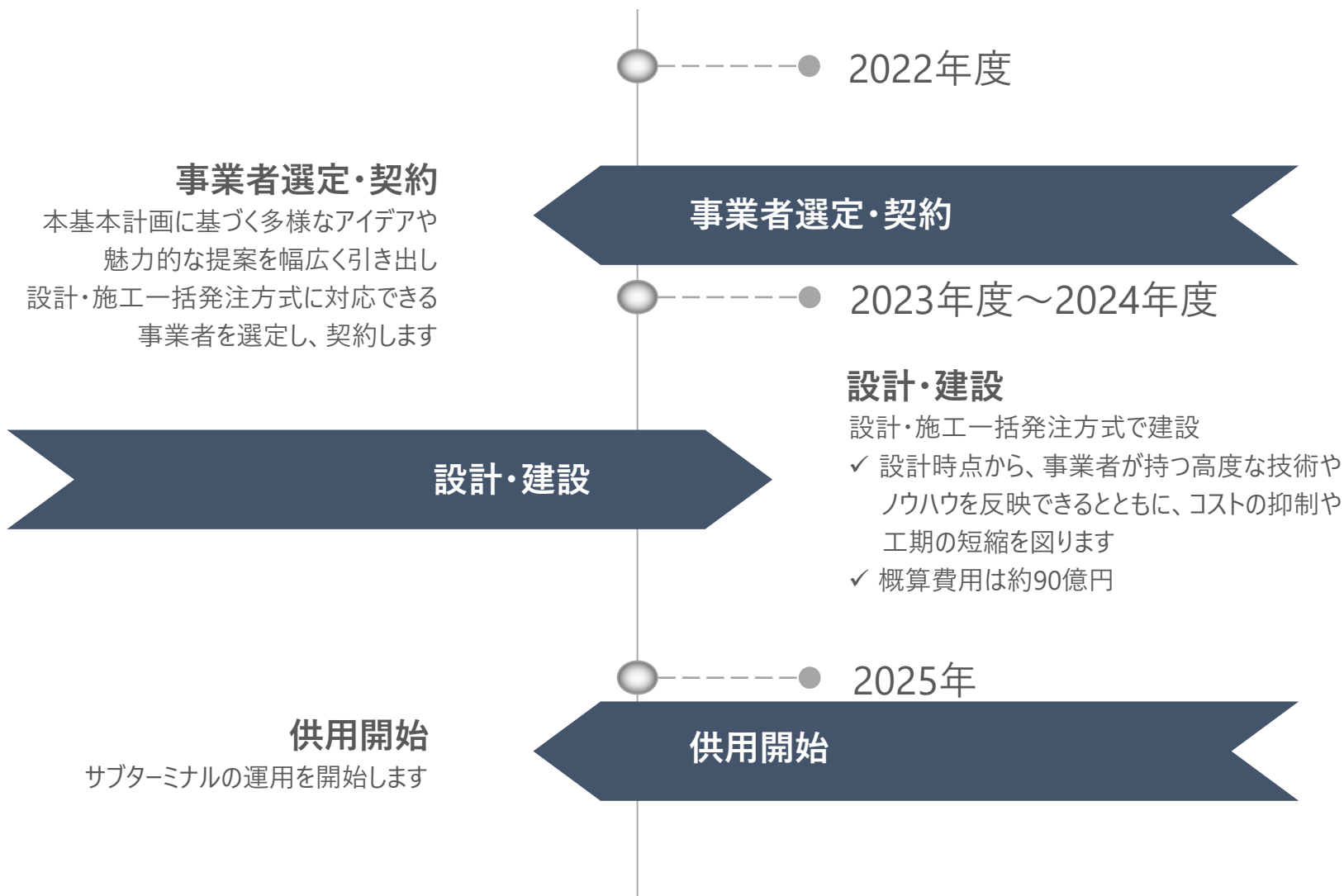
神戸空港は、都市型の海上空港として、2006年2月に開港し、2022年10月には、全国13都市への国内線ネットワークを形成しています。

2025年に開催される大阪・関西万博開催時には、神戸空港の航空需要が拡大します。現行ターミナルは施設規模・内容が今後の航空需要に対応できず、新たにサブターミナルが必要になります。

この拡大する国内線や国際チャーター便需要に対応し、旅客や市民の皆さんに安全かつ快適に神戸空港をご利用いただくため、国内・国際一体型のサブターミナルを整備し、賑わい・利便性の向上を図ります。



どのようにサブターミナル整備を実現するか



(参考) 現在の神戸空港の概要

	概要
設置管理者	神戸市
開港日	2006年2月16日
面積	約156ha
滑走路	1本（長さ2,500m、幅60m）
スポット	10スポット
発着回数	1日最大80回（開港当初60回）
運用時間	7時～23時（16時間）
年間旅客数	約323万人
ターミナルビル	総延床面積：18,600㎡（鉄骨造4階建） ①旅客ターミナルビル 17,100㎡ ②付帯施設（キャノピー） 1,500㎡
駐車場	約2,100台 （第1駐車場 約1,500台、第2駐車場 約600台）
アクセス	神戸三宮から ポートライナー：約18分 バス：約22分



神戸空港の位置



神戸空港（航空写真）

(参考) サブターミナルの施設整備概要

(1) 計画地の概要

所 在：神戸市中央区神戸空港1、8-1、13
の一部

(2) 敷地条件

用途地域：準工業地域

容 積 率：200%

建 蔽 率：60%

高さ制限：航空法による転移表面（法第49条）

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

大規模集客施設制限地区

(3) 建物の規模

構 成：原則、2階建て

建築面積：約17,000m²

(4) 導入機能（基本概要）

○ユニバーサルデザイン

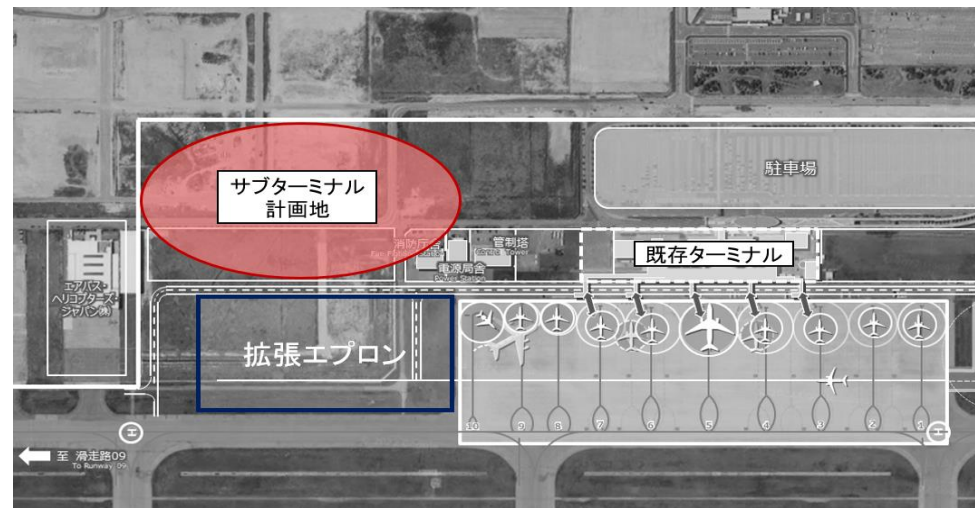
○自然採光など自然エネルギー・
再生可能エネルギーの利用など

○エコマテリアルの活用など

○直下型・海洋型大規模地震への耐震機能

○津波・高潮への浸水対策機能

○大規模災害時の広域防災拠点機能



(参考) サブターミナルの施設整備概要

(5) 導入機能 (建物構成)

①ロビー機能

ロビーでは、搭乗手続きのスムーズ化、送迎者の待機場所の確保、総合案内機能、両替所などのサービス機能を配置するとともに、山・海を望む賑わい施設を想定

②国内線エリア機能

搭乗者のスムーズな保安検査、空の旅の始まりを心地よく過ごせる搭乗待合室、商業施設、手荷物受取所などを想定

③国際線エリア機能

国内線エリアの機能に加えて、スムーズな出国審査、入国審査を行うことができる施設を想定

④その他機能

国際線に必要となる出国・入国審査のためのCIQ事務所、運行する各航空会社の事務所、建物に必要な機械室等を想定

	諸室	面積
ロビー	出発/到着ロビー、送迎者待機場所、総合案内、商業施設、両替所等サービス施設 等	約4,000㎡
国内線エリア	保安検査場、搭乗待合室、手荷物受取所、商業施設 等	約2,500㎡
国際線エリア	保安検査場、出国審査場、搭乗待合室、入国審査場、手荷物受取所、商業施設 等	約3,000㎡
その他	CIQ事務所、航空会社事務所、機械室 等	約7,500㎡
	合計	約17,000㎡

設計成果品リスト

項目	提出書類
業務完了通知書	
基本設計図書	<input type="checkbox"/> 国土交通省告示第九十八号別添一1一ロ(1)にあげるもの <input type="checkbox"/> 要求水準確認リスト
基本設計書類	<input type="checkbox"/> マスタースケジュール表 <input type="checkbox"/> 申請・設計工程表 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 仮設計画図 <input type="checkbox"/> 官公庁他打合わせ議事録 <input type="checkbox"/> 近隣対策検討書(必要に応じて、電波障害机上検討、日影図等) <input type="checkbox"/> 外観パース(5面以上)、内観パース(8面以上)(3Dパースデータを含む) <input type="checkbox"/> 工事費概算書
実施設計図書	<input type="checkbox"/> 国土交通省告示第九十八号別添一1二ロ(1)にあげるもの <input type="checkbox"/> 要求水準確認リスト
実施設計書類	<input type="checkbox"/> マスタースケジュール表(更新) <input type="checkbox"/> 申請設計工程表(更新) <input type="checkbox"/> 工事工程表(更新) <input type="checkbox"/> デザイン提案書(材料・色彩選定のためのプレゼン資料等) <input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 設備計算書 <input type="checkbox"/> 雨水排水流量計算書 <input type="checkbox"/> 地盤調査報告書 <input type="checkbox"/> 打合せ議事録
工事費内訳書	<input type="checkbox"/> 工種毎数量計算表(建築数量積算基準解説(建築積算研究会)) <input type="checkbox"/> 内訳明細書
長期維持保全計画書	<input type="checkbox"/> 長期維持保全計画書
	<input type="checkbox"/> 変更申請を含む計画通知及び各種許可申請書・検査済証(確認済証、許可書を含む)

内装監理役割分担表

本市と事業者との内装監理役割分担は次表のとおりである。

項目	事業者	本市	備考
工事区分の決定	○（調整、表作成）	●（提示）	
テナントリーシング		●	
テナント区画図の作成	●		
内装設計指針書の作成	●	○（承認）	
設計説明会の開催	●		
C工事設計図書の確認、指導	●	○（承認）	
変更申請作業	●	※変更にかかる申請手数料は負担する	計画通知等関連 許認可及び届出
施工指針書の作成	●	○（承認）	
施工説明会の開催	●		
C工事の指導	●		各指針書に基づく指導
B工事設計	●		
B工事見積	●（提出）	○（確認・査定）	
B工事施工	●		
B工事の契約・請求・支払い	●		
統括安全管理	●		
テナント工事への協力	●		工程・搬入調整等
※●-主担当○-副担当			

【建築】各室性能表

別添4

※要求水準書 7章を除く

室名	建築										
	遮音等級	天井高	二重床高	内装仕上	ガ リ ド ナ リ	床 荷 重	出 入 口 扉	扉 ガ ラ ス	鍵 管 理	整 備 条 件 の 其 他 の	
	D 値	m 以上	mm	凡 例	有 無	凡 例	箇 所	有 無	凡 例		
C I Q 関 連 施 設	【共用】										
	廊下・通用口	-	2.7	-	D	○	C	適宜	○	B	
	従業員トイレ	-	2.5	-	F	○	A	1	○	-	男・女トイレ、車椅子対応便所は各階1室以上、SK
	給湯室	-	2.5	-	D	-	A	-	-	-	流し台
そ の 他	出発手荷物荷捌場（国内）	-	直天	-	G	○ H2100 塩ビ製	C	1	-	B	衝突防止パイプ（SUS製 H900程度）、 コンベア点検用キャットウォーク
	到着手荷物荷捌場（国内）	-	直天	-	G	○ H2100 塩ビ製	C	2	-	B	衝突防止パイプ（SUS製 H900程度） コンベア点検用キャットウォーク
	出発手荷物荷捌場（国際）	-	直天	-	G	○ H2100 塩ビ製	C	1	-	B	衝突防止パイプ（SUS製 H900程度） コンベア点検用キャットウォーク
	到着手荷物荷捌場（国際）	-	直天	-	G	○ H2100 塩ビ製	C	2	-	B	目隠しフェンス等、衝突防止パイプ（SUS製 H900程度） コンベア点検用キャットウォーク

【建築】各室性能表

建築の各項目について、下記の通り適用する。

【天井高】

表に示す天井高さ以上を確保すること。

【遮音等級】

JIS1419-1の遮音性能による

【二重床】

○	OAフロアを設置する。 原則、OAフロア仕上面=階基準高さとする。これに寄りがたい場合は、市と協議すること。 特記なき限り、以下の通りとする。 H=100・500角・スチール製 ・耐荷重性能：5,000N・地震時水平力：1.0G
---	--

【内装仕上】

内装仕上表に示すとおり。

【コーナーガード】

○ コーナーガードの設置する。特記なき限りSUS製、H1100とする。

【床荷重】

床積載荷重表に示すとおり。

【出入口】

出入口扉の個所数	
各室の最低限の出入口数を示す。各室、部分の用途に応じた形式とすること。	
窓ガラス（有無）	
○	扉にガラスを設置すること。形状・ガラス種別等は設計時に調整を行う。
鍵管理	
A	物理鍵
B	ICカードリーダー
C	暗証番号
D	電子錠+シリンダー

【その他の整備条件】

本事業にて整備する機能・備品等を示す。

内装仕上表

※内装仕上げは同等以上の仕様とする。

区分	室名等		仕上
A	出発/到着ロビー、 手荷物受取所 等	床	・ビニル床タイル（ジャカード織）
		巾木	・S U S 巾木H150 （柱廻り、開口部廻りはS U S ガードパイプ）
		壁	・E P 塗装 （下地：GB-R t12.5×2重貼） ・鉄骨部：S O P 塗装
		天井	・鉄骨部：S O P 塗装 ・下がり天井部：岩綿吸音板t12 （下地：GB-NCt9.5）
B	搭乗待合室、保安検査場 等	床	・タイルカーペットt6.5
		巾木	・S U S 巾木H150 （柱廻り、開口部廻りはS U S ガードパイプ）
		壁	・E P 塗装 （下地：GB-R t12.5×2重貼） ・鉄骨部：S O P 塗装
		天井	・鉄骨部：S O P 塗装 ・下がり天井部：岩綿吸音板t12 （下地：GB-NCt9.5）
C	チェックインカウンター	床	・ビニル床シート
		巾木	・S U S 巾木H150 （柱廻り、開口部廻りはS U S ガードパイプ）
		壁	・E P 塗装 （下地：GB-R t12.5×2重貼） ・鉄骨部：S O P 塗装
		天井	・岩綿吸音板t12 （下地：GB-NCt9.5）
D	事務室、廊下、 C I Q 関連諸室 等	床	・ビニル床シート
		巾木	・ビニル巾木H60
		壁	・E P 塗装（下地：GB-R t12.5×2重貼） ※廊下はFL+900まで壁保護（ケイカル程度）
		天井	・化粧石こうボードt9.5、ブラインドB O X
D2	事務室、廊下、 C I Q 関連諸室 等	床	・タイルカーペット
		巾木	・ビニル巾木H60
		壁	・E P 塗装（下地：GB-R t12.5×2重貼） ※廊下はコーナーガード FL+900まで壁保護（ケイカル程度）有
		天井	・化粧石こうボードt9.5、ブラインドB O X

内装仕上表

区分	室名等		仕上
E	商業施設、事務室、	床	・コンクリート直均し
		巾木	・現し
		壁	・GB-R t12.5×2重貼
		天井	・GB-NCt9.5
F	トイレ	床	・ビニル床シート（汚垂石）
		巾木	・SUS巾木H100
		壁	・化粧ケイカル
		天井	・化粧石こうボードt9.5
G	荷捌場、設備室	床	・コンクリート表面強化剤
		巾木	・床材立上げH400
		壁	・鉄骨部：DP塗装 （柱廻り、開口部廻りは衝突防止SUSガードパイプH900）
		天井	・鉄骨部：DP塗装
H	コンコース	床	・ビニル床シート（ノンスリップ）
		巾木	・RC立上+EP塗装
		壁	・現し ・鉄骨部：SOP塗装
		天井	・鉄骨部：SOP塗装
I	喫煙室 授乳室 等	床	・ビニル床タイル
		巾木	・ビニル巾木H60
		壁	・クロス （下地：GB-R t12.5×2重貼）
		天井	・クロス （下地：GB-NCt9.5）
J	中央監視室 等	床	・タイルカーペット
		巾木	・ビニル巾木H60
		壁	・EP塗装 （下地：GB-R t12.5×2重貼）
		天井	・化粧石こうボードt9.5
K	有料ラウンジ VIPラウンジ	床	・タイルカーペット
		巾木	・SUS巾木H100
		壁	・化粧シート （下地：GB-R t12.5+ケイカル板t6.0）
		天井	・岩綿吸音板t12 （下地：GB-NCt9.5）

【建築】各室性能表

床積載荷重

(単位：N/m²)

区分	室名等	床版又は 小梁計算用	大梁、柱又は 基礎計算用	地震力計算用	
A	(令85条) 居室、病室、寝室	1,800	1,300	600	
B	(令85条) 事務室	2,900	1,800	800	
C	(令85条) 集会室 (その他)	3,500	3,200	2,100	
D	(令85条) 百貨店又は店舗の売場	2,900	2,400	1,300	
E	屋 上	常時人が使用する場合 (学校、百貨店の類を除く)	1,800	1,300	600
F		常時人が使用する場合 (学校、百貨店の類)	2,900	2,400	1,300
G		通常人が使用しない場合	980	600	400
H		鉄骨造体育館、武道場等	980	0	0
I	研究室	2,900	1,800	800	
J	一般書庫、倉庫等	7,800	6,900	4,900	
K	移動書架を設置する書庫	11,800	10,300	7,400	
L	一般実験室 (化学系)	3,900	2,400	1,600	
M	一般実験室 (物理系)	4,900	3,900	2,500	
N	電算室	4,900	2,400	1,300	
O	機械室	4,900	2,400	1,300	
P	体育館、武道場等	3,500	3,200	2,100	
Q	その他	実況に応じた値			

各室性能表

室名	平均照度 lx	照明			点滅方式	照明制御			非常照明	コンセント			情報(施設)	情報(旅客)	電話	時刻表示	放送			インターホン	トイレ呼出	TV	監視カメラ	入退室	福祉支援		自火報	備考
		ランプ	形式	機能		人感センサー	自動点滅	リモコンイッチ		一般	機器専用/特殊	備考					非常	旅客	イカム						音声案内	光警報		
風除室1、2	200	LED	ダウンライト		タイマー			○	○	○							○						○			○		
出発ロビー・セルフチェックイン	300	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
到着ロビー	300	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
にぎわい空間	300	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
トイレ(出発、到着ロビー)	200	LED	ダウンライト・間接照明		自動	○		○	○	○	ウォシュレット等							○				○	○			○		
授乳室(ベビーケアルーム)	300	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ミキッパ等			○								○	○			○		
カームダウン室	300	LED	ダウンライト	調光	手元			○	○	○							○	○							○	○		
祈祷室	300	LED	ダウンライト・間接照明	調光	手元			○	○	○							○	○							○	○		
廊下	200	LED	ダウンライト		タイマー			○	○	○				○			○	○				○	○			○		
セキュリティチェック(保安検査場、国内)	500	LED	天井埋込型		手元			○	○	○	検査機器等			○	○		○	○				○	○			○		
ホールディングルーム(搭乗待合室、国内線)、コンコース	300	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
トイレ(搭乗待合室)	200	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ウォシュレット等							○				○	○			○		
喫煙室	300	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○							○	○							○	○		
ベビールーム(授乳室)	300	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ミキッパ等			○											○	○		
カームダウン室	300	LED	ダウンライト	調光	手元			○	○	○							○	○							○	○		
到着手荷物受取所(国内)	500	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
トイレ(手荷物受取)	200	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ウォシュレット等						○					○	○			○		
セキュリティチェック(保安検査場、国際)	500	LED	天井埋込型		手元			○	○	○	検査機器等			○	○		○	○				○	○			○		
ホールディングルーム(搭乗待合室、国際線)、コンコース	300	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
トイレ(搭乗待合室)	200	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ウォシュレット等							○				○	○			○		
喫煙室	300	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○							○	○							○	○		
ベビールーム(授乳室)	300	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ミキッパ等			○											○	○		
カームダウン室	300	LED	ダウンライト	調光	手元			○	○	○							○	○							○	○		
到着手荷物受取所(国際)	500	LED	意匠照明		タイマー			○	○	○			○	○			○	○				○	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
トイレ(手荷物受取)	200	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ウォシュレット等						○					○	○			○		
トイレ(入国審査前)	200	LED	ダウンライト		自動	○		○	○	○	ウォシュレット等						○					○	○			○		
商業施設(制限エリア外)	-	-	-	-	-				○		テナント分電盤		△	△							△					○	専有区画内はC工事	
商業施設(制限エリア内)	-	-	-	-	-				○		テナント分電盤		△	△							△					○	専有区画内はC工事	
インフォメーションカウンター	500	LED	ダウンライト		手元			○	○				○	○			○					○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ		
ATM、両替コーナー	500	LED	ダウンライト		手元				○		テナント分電盤		△	○	△		○					○				○	専有区画内はC工事	
有料ラウンジ	300	LED	意匠照明	調光	手元			○	○	○	ウォシュレット等		○	○			○	○				○	○		○	○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
航空会社事務所(国内線)	-	-	-	-	-				○		テナント分電盤		△	△			○	○			△	モニタ	○			○	専有区画内はC工事 FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	
航空会社事務所(国際線)	600	LED	天井埋込型	調光	手元			○	○		テナント分電盤		○	○			○	○			○	モニタ	○			○	FIDS ⁺ イス ⁺ レイ	

凡例 ◎: 主装置、△: 配管のみ

工事区分表(店舗・航空会社事務室(国内)部分)

工事区分		A工事(市発注→本事業施工)	B工事(テナント→市発注→本事業施工)	C工事(テナント工事)	備考
建築工事	床		乾式床組(又はOAフロア)	A・B工事以降の全工事	店舗内は一律床下がり、床組・かさ上げ・仕上げはB・C工事にて※床荷重は一定の想定にてA工事にて見込む
	厨房がある場合	コンクリートスラブ躯体まで(CON直押え)(FL-50mm)	水回り(厨房)がある場合 防水 (床防水が必要な場合)	押えMO又は嵩上げシンダーCON、又は床組グリーストラップ、側溝など含む、 A・B工事以降の全工事	※厨房設置の場合、防水を必ず行うこと。 ※また、C工事にてグリーストラップを設置する場合はスラブ上部とし、浅型タイプを選定すること。 床躯体はさわらない、C工事にて床上げ。 ※床荷重は一定の想定にてA工事にて見込む
	外壁・外部建具	NISC・ECP・ALCの上 プラスターボード素地・アルミサッシ設置	C工事設計に伴うサッシの変更・追加工事、 ※外壁の変更は行わない	なし	※サッシ・外壁の変更をどこまで認めるかは協議(法的排煙面積を確保しての変更まで)
	柱型	本体鉄骨の上プラスターボード素地	なし	A工事以降の全工事	後アンカー取り付けは原則不可
	間仕切壁	プラスターボード素地又はALC素地	なし	A工事以降の全工事	店舗区画壁はさわらず、C工事にて内壁をたてること
	天井	LGS+プラスターボード素地	C工事設計に伴う変更・追加工事(点検口含む)	A・B工事以降の全工事	A工事の天井は、検査を受けるためのベースの天井
	天井点検口	A工事分にて必要な箇所	なし	A・B工事以降の全工事	
	防煙垂壁	なし	C工事設計に伴う法的に必要な基準で設置	なし	C工事内容にて法的に必要な場合設置
	内装造作	なし	なし	全工事	
	ごみ庫	本施設共用のごみ保管庫を設置	なし	なし	
看板工事	独立看板	なし	なし	なし	
	屋上棟屋看板	なし	なし	なし	
	柱型看板	なし	なし	A工事以降全工事 (共用部に面して、一定のルール内で)	※外壁面には、店舗サインは設置しない ※電源供給はテナントC工事盤より
	欄間看板(内照式)	なし	なし	A工事以降全工事 (共用部に面して、一定のルール内で)	※外壁面には、店舗サインは設置しない ※電源供給は、テナントC工事盤より
	突出し看板(照明なし)	なし	なし	A工事以降全工事 (共用部に面して、一定のルール内で)	※外壁面には、店舗サインは設置しない ※電源供給はテナントC工事盤より
	店舗内部案内板	なし	なし	全工事	
	全館案内サイン	全工事	なし	全工事	※テナントロゴデータ等提出 ※販促費等にて費用負担
	給水設備	量水器設置及び店舗区画内バルブ止め(GV25)1か所	C工事変更に伴う変更・追加工事	バルブ以降機器接続まで	量水器は店舗共用部に設置、増径の場合はB工事にて対応
汚水・雑排水(厨房排水含む)	店舗区画内100A1か所	C工事変更に伴う変更・追加工事	A・B工事以降の全工事	グリーストラップ、店舗内排水管C工事共用排水縦管より店舗内まで配管(キャップ止まで)A工事	
同上通気	店舗区画内(65A1か所)	なし	A・B工事以降の全工事	※通気:3階下部にて、開放。	
ガス設備	店舗内バルブ止め(32A)	C工事変更に伴う変更・追加工事	バルブ以降機器接続まで	・計量器は店舗内に設置(C工事) ・増径の場合はB工事にて対応	
給湯設備	なし	なし	全工事	店舗区画内設置(電気式orガス式給湯機)	
衛生器具設備	なし	なし	全工事	テナント内便所、簡易厨房器具(電化式)等	
電気設備	空調・冷暖房	室外機置場スペースの確保、 機器設置用コンクリート基礎の設置		C工事変更に伴う変更・追加工事	A・B工事以降の全工事、区画貫通処理(A工事監理者承認の上)
	厨房機器(冷ケース・冷蔵庫含む)	なし		なし	A・B工事以降の全工事、区画貫通処理(A工事監理者承認の上)
	法定換気	一般物販店舗を想定した換気設備工事 (住宅棟:第1種換気、ホテル棟:第3種換気)		なし	A・B工事以降の全工事
	専用換気	なし		なし	ガリ及び接続ボックス(サッシ部分の変更にて設置する分について)
	電灯(1φ100/200V)	店舗区画内までの 一時側電源供給幹線工事(100VA/nf) 分岐盤(電力量計+主管ブレーカー-取付まで) 設置		C工事変更に伴う変更・追加工事 分岐版位置・幹線容量・キュービクルの増設等 (増設可能範囲でのサイズUPの工事)	A・B工事以降の全工事 (漏電ブレーカー、分電盤含む)
	動力(3φ200V)	店舗区画内までの時刻側電源供給幹線工事 (150VA/nf)分岐盤(電力量計+主管ブレーカー-取付まで)設置		C工事変更に伴う変更・追加工事 分岐版位置・幹線容量・キュービクルの増設等 (増設可能範囲でのサイズUPの工事)	A・B工事以降の全工事 (分電盤含む)
	一般照明器具・コンセント	なし		なし	全工事
	電話	共用MDFより店舗内まで、空配管工事 共用MDFまでの引き込み空配管		なし	A工事以降の全工事
	TV共聴	なし		なし	なし
	CATV	共用MDFより店舗内まで、空配管工事 共用MDFまでの引き込み空配管		なし	A工事以降の全工事
有線放送	共用MDFより店舗内まで、空配管工事 共用MDFまでの引き込み空配管		なし	なし	
一般放送設備(BGM)	なし		なし	カントリー本体への電源送りを含む 全工事、非常放送AMP〜カントリー コンセントまで配線。カントリーコンセ ントの設置 (消防への届け出)	
LAN	共用MDFより店舗内まで、空配管工事 共用MDFまでの引き込み空配管		なし	A工事以降の全工事	
機械警備	なし		なし	なし	
POS	なし		なし	全工事	
防災工事	自動火災報知設備	基準法定設備		C工事変更に伴う変更・追加工事	消防法に準じ設置要 ※厨房区画等での熱感知器(B工事対応)
	排煙設備	機械排煙(一部自然排煙)		C工事変更に伴う変更・追加工事	※サッシの変更時、排煙面積注意
	消火設備	屋内消火栓設備(共用部に設置)		C工事変更に伴う変更・追加工事	なし
	非常用照明設備	基準法定設備		C工事変更に伴う変更・追加工事	なし
	誘導灯設備	基準法定設備		C工事変更に伴う変更・追加工事	なし
	非常放送設備	基準法定設備		C工事変更に伴う変更・追加工事	なし
	簡易自動消火設備(フード消火)	なし		なし	全工事(設置申請含む)
	入退管理・防犯設備(機械警備)	なし		なし	店舗区画内設置分の全工事
消火器	基準法定設備		C工事変更に伴う変更・追加工事	なし	

工事区分表(CIQ関連施設部分)

工事区分	A工事(市発注→本事業施工)	B工事(CIQ→市発注→本事業施工)	C工事(CIQ工事)	備考	
建築工事	床	全工事	なし	なし	
	外壁・外部建具	全工事	なし	なし	
	柱型・外壁側内部壁	全工事	なし	なし	
	間仕切壁	全工事	なし	なし	
	天井	全工事	なし	なし	
	天井点検口	全工事	なし	なし	
	防煙垂壁	全工事	なし	なし	
	内装造作	全工事	なし	なし	
ごみ庫	本施設共用のごみ保管庫を設置 ※検疫(人)に、医療廃棄物の一時保管スペースあり	なし	なし		
看板工事	独立看板	なし	なし	なし	
	屋上棟屋看板	なし	なし	なし	
	柱型看板	全工事	なし	なし	※外壁面には、サインは設置しない ※電源供給はCIQ盤より
	欄間看板(内照式)	全工事	なし	なし	※外壁面には、サインは設置しない ※電源供給はCIQ盤より
	突出し看板(照明なし)	全工事	なし	なし	※外壁面には、サインは設置しない ※電源供給はCIQ盤より
	内部案内板	全工事 /(税関サインのみ)LAN配線ルート、電源まで	なし	なし	/(税関サインのみ)A工事以降
	全館案内サイン	全工事	なし	全工事	※ロゴデータ等提出
設備工事	給水設備	全工事	なし	なし	量水器はCIQ共用部に設置、増径の場合はB工事にて対応
	汚水・雑排水	全工事	なし	なし	
	同上通気	なし	なし	なし	
	ガス設備	なし	なし	なし	
	給湯設備	全工事	なし	なし	
	衛生器具設備	全工事	なし	なし	

工事区分	A工事(市発注→本事業施工)	B工事(CIQ→市発注→本事業施工)	C工事(CIQ工事)	備考	
設備工事	空調・冷暖房	全工事	なし	なし	
	換気	全工事	なし	なし	
電気設備	電灯(1φ100/200V)	全工事	なし	なし	
	動力(3φ200V)	全工事	なし	なし	
	一般照明器具・コンセント	全工事	なし	なし	
	電話	全工事	なし	なし	申し込みを含む契約はC工事(回線数は協議が必要)
	TV共聴	全工事	なし	なし	
	CATV	なし	なし	なし	
	一般放送設備	なし	なし	なし	
	LAN	共用MDFより店舗内まで、空配管工事 共用MDFまでの引き込み空配管	なし	なし	A工事以降の全工事
	機械警備	なし	なし	なし	
防災工事	自動火災報知設備	全工事	なし	なし	消防法に準じ設置要
	排煙設備	全工事	なし	なし	
	消火設備	全工事	なし	なし	
	非常用照明設備	全工事	なし	なし	建築基準法に準じ設置要
	誘導灯設備	全工事	なし	なし	消防法に準じ設置要
	非常放送設備	全工事	なし	なし	消防法に準じ設置要
	入退管理・防犯設備(機械警備)	全工事	なし	なし	
消火器	全工事	なし	なし	消防法に準じ設置要	

外構工事区分表

外構工事項目		設計	施工	備考	
業務範囲外	本施設西側一般駐車場	神戸市	神戸市	事業者はランドスケープ提案の中で、駐車場の出入口から建物までの動線について提案すること	
業務範囲内	※計画 通知に おける 敷地外	インフラ敷設 (本管からサブターミナルへの引込み)	事業者	事業者	
		インフラ敷設 (各種本管)	神戸市	神戸市	
		舗装、街灯	事業者	神戸市	※基本設計まで
		雨水排水設備	事業者	神戸市	※基本設計まで、建築敷地との調整も含む
		構内道路	事業者	神戸市	※基本設計まで
		ランドスケープデザイン、夜間景観	事業者	神戸市	※基本設計まで
		夜間景観計画	事業者	神戸市	※基本設計まで
		エプロン	神戸市	神戸市	
		エプロン舗装	神戸市	神戸市	エプロン舗装と建築敷地の取り合い部分については調整を行うこと
		その他建築物及び工作物	事業者	神戸市	
	※計画 通知に おける 敷地内	インフラ敷設敷設	事業者	事業者	
		舗装、照明	事業者	事業者	
		雨水排水設備	事業者	事業者	周辺敷地との調整も含む
		駐車場 (舗装、ライン引き、車止め、照明など)	事業者	事業者	
		設備置場 (舗装、基礎、目隠し)	事業者	事業者	
		ランドスケープデザイン、夜間景観	事業者	事業者	
		構内道路	事業者	事業者	
		エプロン	神戸市	神戸市	
		エプロン舗装	神戸市	神戸市	エプロン舗装と建築周辺舗装の取り合い部分については調整を行うこと
その他工作物	事業者	事業者			

神戸市地域防災計画

南海トラフ地震防災対策推進計画

令和4年3月

神戸市防災会議
神戸市

目次

第1章 総則	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 災害想定	2
第2章 南海トラフ地震への備え	12
2-1 物資、資機材、人員等の調達・確保等	12
2-2 他機関に対する応援要請	12
2-3 迅速な救助を行うための整備・体制	12
2-4 避難意識の普及・啓発対策	14
2-5 災害時要援護者への対応	14
2-6 帰宅困難者への対応	14
第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	15
3-1 津波からの防護のための施設の整備等	15
3-2 津波に関する情報の伝達等	19
3-3 避難対策等	23
3-4 地震発生時の応急対策	32
3-5 消防機関の活動	33
3-6 ライフライン事業者及び放送関係機関の対策	34
3-7 交通対策	34
3-8 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	35
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	36
第5章 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項	37
5-1 地域防災力の向上	37
5-2 防災訓練に関する事項	39
第6章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項	40
第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	42
7-1 気象庁における南海トラフ地震臨時情報の発表	42
7-2 時間差発生時における円滑な避難の確保等	43

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

災データベースの参照については、下記のように略記する。

資料項目	略記
防災 DB 共通編 総則資料	防災 DB 共総則
共通編 防災組織計画資料	防災 DB 共防災組織
共通編 予防計画資料	防災 DB 共予防
地震・津波対策編 応急対応計画資料	防災 DB 地応急
風水害対策編 応急対応計画資料	防災 DB 風応急
風水害対策編 土砂災害関連データ資料	防災 DB 風土砂
大規模事故災害対策編 予防・応急対応計画資料	防災 DB 大予防
防災 DB 協定関連 大都市との相互応援協定資料	防災 DB 協大都市
協定関連 自治体との相互応援協定資料	防災 DB 協自治体
協定関連 消防組織に係る応援協定資料	防災 DB 協消防
協定関連 防災関連機関等との相互応援協定資料	防災 DB 協防災関連

第1章 総則

1-1 計画の趣旨

1. 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号。以下、「南海トラフ地震特措法」という。）第3条第1項の規定による推進地域に神戸市が指定された（平成15年12月17日内閣府告示第288号）ことを受け、南海トラフ地震特措法第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練、その他重要な対策に関する事項を定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることで、今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震から、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2. 計画の位置づけ及び構成

本計画は、南海トラフ地震特措法第5条に基づく推進計画として、神戸市防災会議が定める。

本計画は、「神戸市地域防災計画 地震・津波対策編」の一部とする。

本計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「神戸市地域防災計画 地震・津波対策編」による。

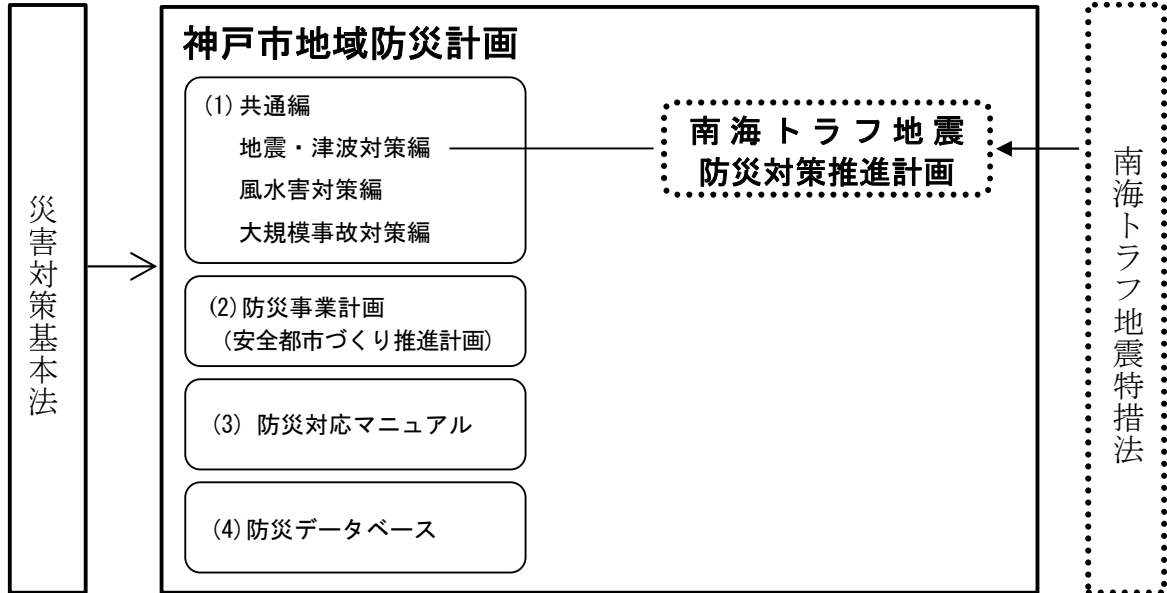


図 1-1-1 神戸市地域防災計画の構成

3. 計画の点検と習熟

本計画は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

本計画は、神戸市の職員及び防災関係機関等に周知し、市民、事業者の理解を得ながら、本市の防災対策に係わる各主体が連携、協力して習熟に努める。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則

1-2 災害想定

1. 南海トラフ地震について

駿河湾から九州にかけての太平洋沿岸では、海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなど大陸側のプレートが接し、プレート境界には南海トラフが形成されている。

フィリピン海プレートは、毎年北西に3～5cm程度の速さで、南海トラフから大陸側のプレートの下に潜り込んでおり、大陸側のプレートの端が引きずり込まれることにより徐々に歪が蓄積される。その歪が限界に達し、元に戻ろうとするとき破壊が起こり、巨大なエネルギーが一気に放出され海溝型の巨大地震が発生する。こうした海溝型の巨大地震は、歴史的にもかなり規則正しく概ね一定の間隔で発生しており、前兆から発生までのメカニズムも比較的良好に分かっている。駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している(図1-2-1)。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性は高まっている。

過去に南海トラフで起きた大地震は多様性があるため、次に発生する地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難である。そのため、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を1つの領域として考え、この領域では大局的に100～200年で繰り返しM8～9クラスの地震が起きていると仮定し、災害の想定を行う必要がある。

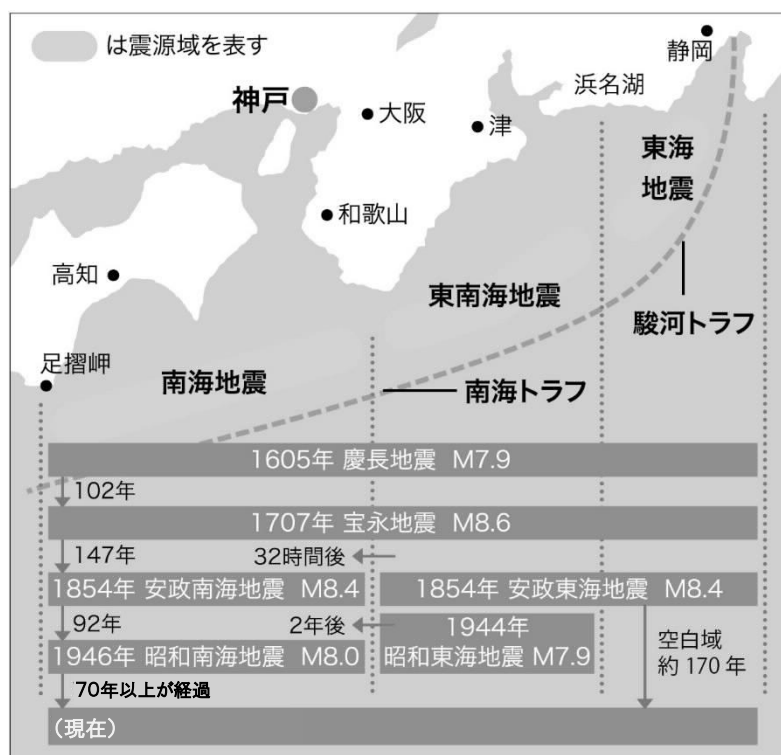


図 1-2-1 南海トラフ地震等の歴史

2. 南海トラフ地震の災害想定

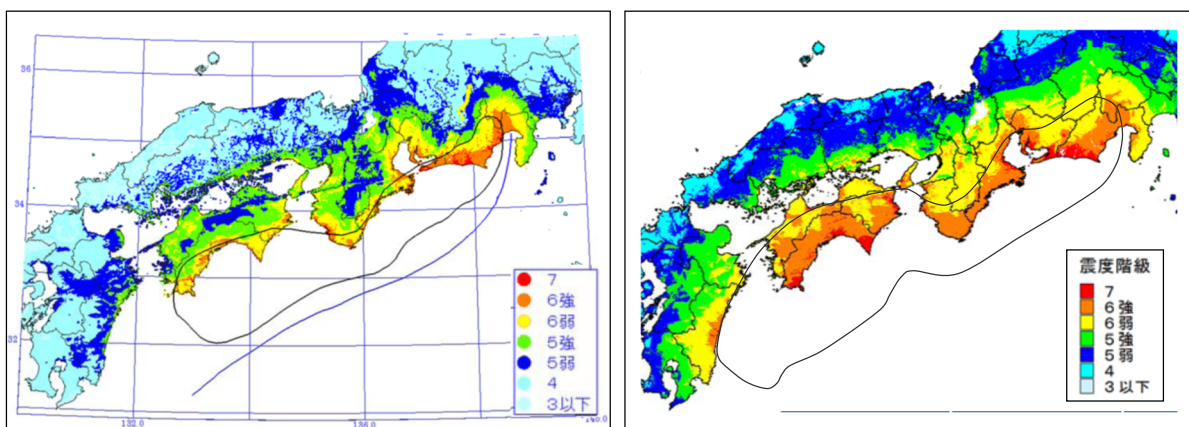
(1) 想定される南海トラフ地震・津波

東日本大震災後の平成 23 年 4 月、国において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置され、同年 9 月に報告がとりまとめられている。防災対策で対象とする地震・津波の考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すること、また、津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方として、以下に示す「レベル1」「レベル2」の2つのレベルの津波を想定する。

- 1) レベル1 : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす地震・津波
概ね 100 年に一度程度発生してきた地震・津波。従来、内閣府の 2003 年想定や兵庫県津波被害想定調査（2000 年）等で想定されてきた、M8 クラス。
- 2) レベル2 : 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波
あらゆる可能性を考慮した最大クラスとして、内閣府が想定した南海トラフにおける M9 クラスの想定。1,000 年に一度かそれより低い頻度。

表 1-2-1 レベル1 とレベル2 の地震・津波の比較

比較項目	レベル1	レベル2
発生頻度	比較的高い (100 年に一度程度)	極めて低い (1,000 年に一度かそれ以下)
地震規模	過去に発生してきた M8クラス	あらゆる可能性を考慮した M9クラス
想定被害	大きな被害をもたらす	甚大な被害をもたらす



レベル1 (2003 年想定、3 連動)

レベル2 (最大クラス、最大震度重ね合わせ)

図 1-2-2 レベル1、レベル2 の推定震度分布・震源域の比較 (内閣府資料より)

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則

(2) レベル1の想定

レベル1の地震・津波に関する被害想定としては、以下のものが公表されている。

- ① 兵庫県津波被害想定調査（以下、「県想定」という。）（防災DB 共総則 資料6-1-3）
 - ・実施主体－兵庫県津波災害研究会
 - ・公表年月日－平成12年3月
- ② 東南海、南海地震に関する報告（以下、「国想定」という。）（防災DB 共総則 資料6-1-4）
 - ・実施主体－中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会
 - ・公表年月日－平成15年12月

以上を踏まえ、レベル1の想定は、神戸市域における震度、津波高さが最大となる、東南海・南海地震同時発生時とし、地震による揺れ、津波の高さ、及びこれに伴う被害想定を以下のとおりとする。

1) 地震の揺れの特徴（国想定による）

- ・神戸市域では最大震度6弱、全域で震度5弱以上の揺れが発生する。
- ・海溝型の巨大地震の特徴である、長周期型の地震波が神戸市を襲うため、ゆっくりとした大きな揺れが約1～2分間継続する。

表1-2-2 各区別最大震度（レベル1）

区	最大震度
東灘区	6弱
灘区	5強
中央区	5強
兵庫区	5強
北区	5強
長田区	5強
須磨区	5強
垂水区	6弱
西区	6弱

（出典：東南海、南海地震に関する報告 平成15年12月）

2) 津波の特徴（県想定による）

- ・津波の最短到達時間※は、地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間）
- ・津波は50～60分間隔で何度も来襲し、少なくとも5～6時間は異常な潮位変動がみられる。
- ・最大津波が満潮に重なった場合、東灘区から長田区でT.P.（平均潮位からの高さ）+2.5～2.0m程度、須磨区・垂水区でT.P.+2.0～1.7m程度まで潮位が上昇する。

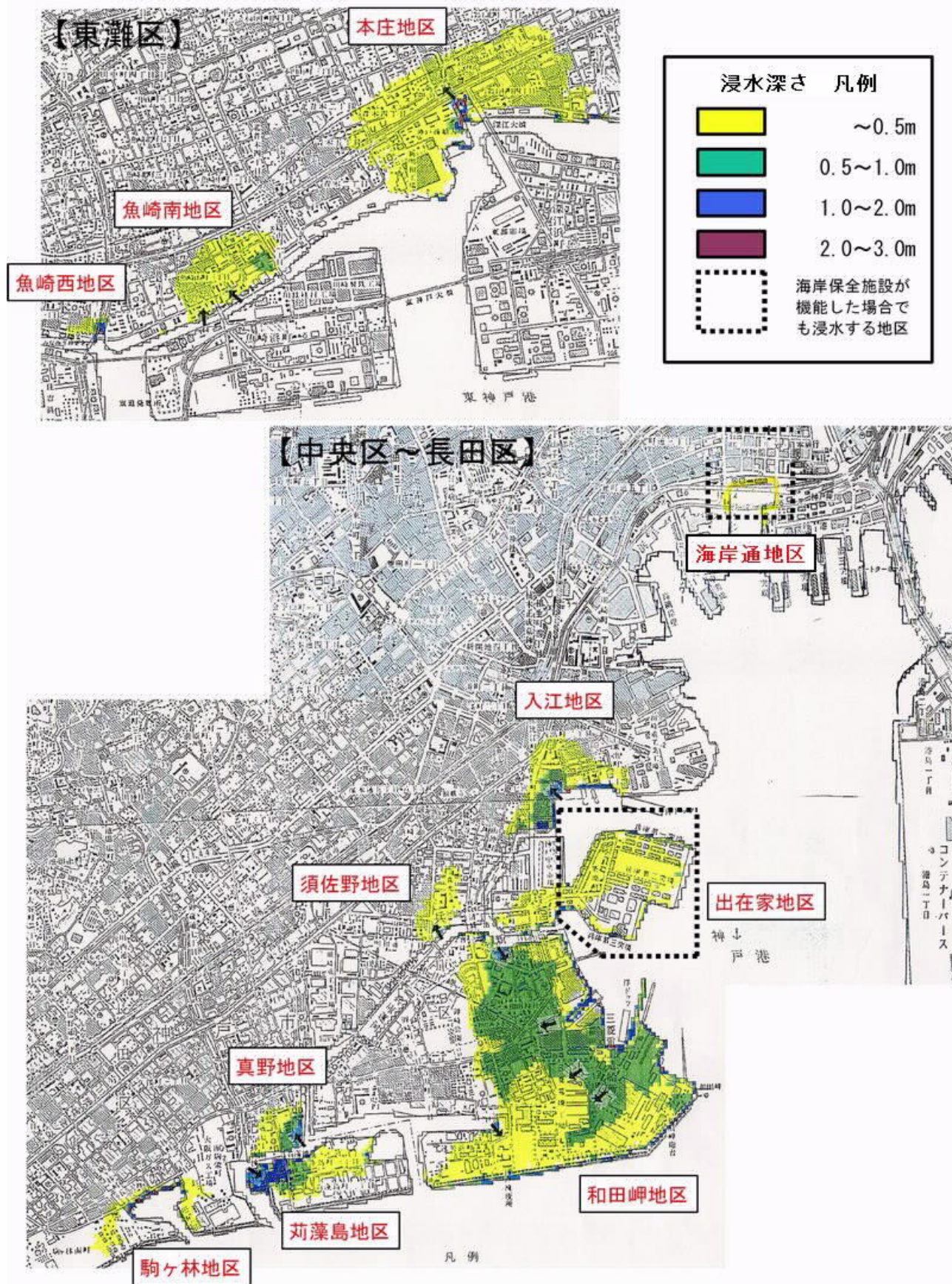
表 1-2-3 各区の津波想定（レベル1）

	最高津波水位（m）	最短到達時間（分）
東灘区	2.5	112
灘区	2.0	109
中央区	2.4	95
兵庫区	2.5	85
長田区	2.4	82
須磨区	2.0	81
垂水区	1.7	76
神戸港沖	2.3	87

※防災DB 共総則 資料6-1-3 図 津波評価点における津波高さ時系列変化図参照
 （出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査（兵庫県津波災害研究会）、平成12年3月）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則



(出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査 [兵庫県・津波災害研究会]、平成 12 年 3 月)

図 1-2-3 兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図

(3) レベル2の想定

南海トラフを震源とする地震については、国において、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われ、平成24年3月に震度分布・津波高が、8月に浸水想定図が示された。また、平成24年8月と平成25年3月には、国による被害想定が公表されている。(防災DB 共総則 資料6-1-5)

兵庫県においては、国の検討結果を踏まえ、地震動による防潮堤等の沈下などを考慮した県独自の津波浸水シミュレーションを実施し、平成25年12月、平成26年2月に浸水想定図を公表した。また、国による被害想定を踏まえつつ、県の浸水想定に基づいて地域特性を考慮した被害想定を平成26年6月に公表している。(防災DB 共総則 資料6-1-6)

以上を踏まえ、レベル2の想定については、県の想定を基本とし、地震動、津波の高さ及びこれに伴う被害想定、シナリオを以下に示す。

① 地震の揺れの特徴 (国想定による)

神戸市域では最大震度6強(垂水区、西区)、全域で5強以上の揺れが発生する。

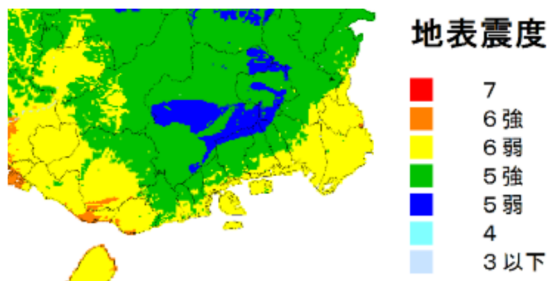


図1-2-4 地表震度分布

表1-2-4 各別最大震度 (レベル2)

区	最大震度
東灘区	6弱
灘区	6弱
中央区	6弱
兵庫区	6弱
北区	5強
長田区	6弱
須磨区	6弱
垂水区	6強
西区	6強

② 津波の特徴 (県想定による)

- ・津波の最短到達時間*は、地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分である。(※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間)
- ・神戸市域沿岸で発生する津波高さの最大は、最も高い中央区で T.P. +3.9m、最も低い垂水区で T.P. +2.6m に達する。
- ・長周期型の地震動のため、ゆっくりとした揺れが3分程度継続する。

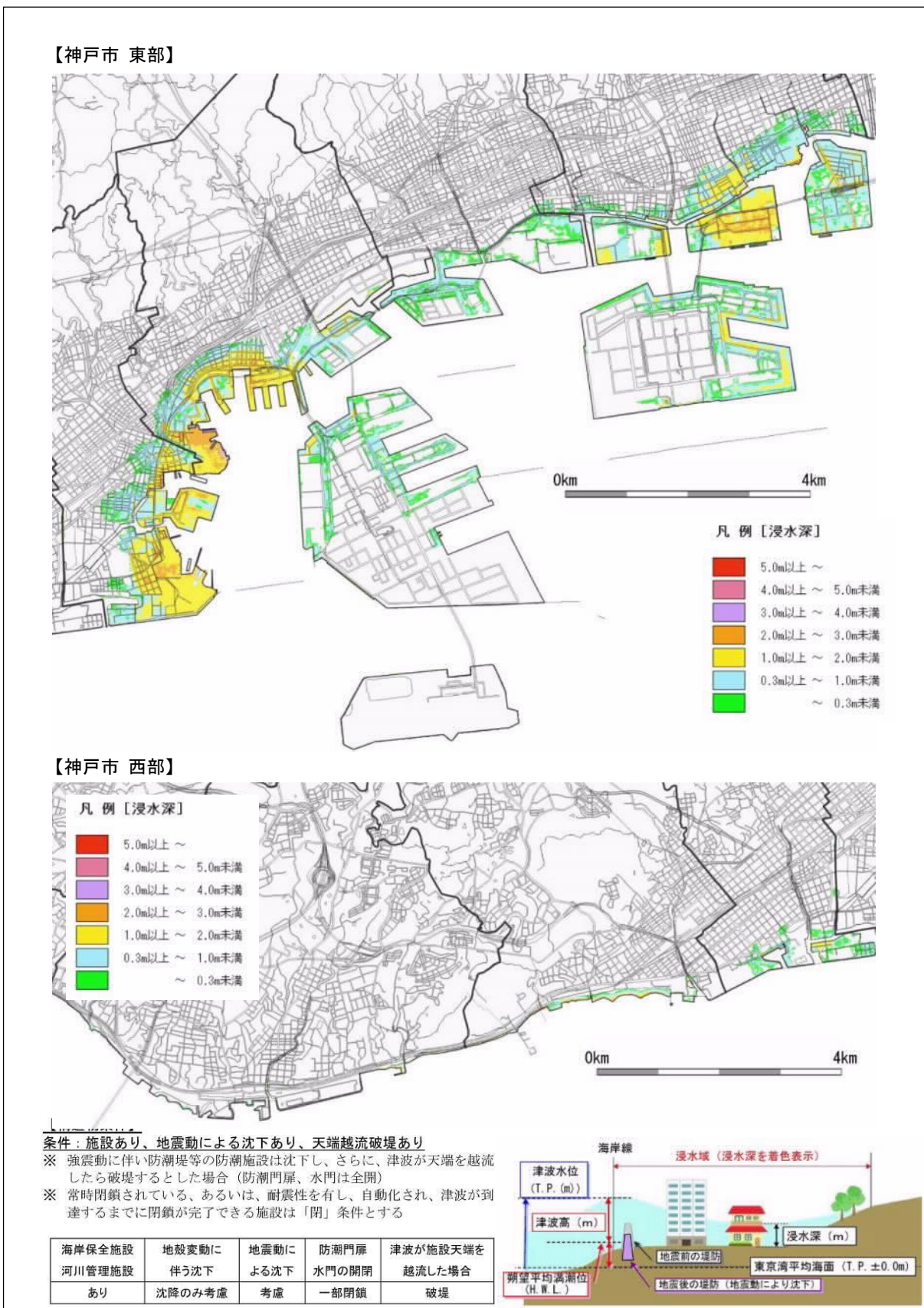
表 1-2-5 各区の津波想定 (レベル2)

	最高津波水位 (m)	最短到達時間 (分)
東灘区	3.3	110
灘区	3.2	109
中央区	3.9	91
兵庫区	3.5	89
長田区	2.7	88
須磨区	3.0	85
垂水区	2.6	83

(兵庫県 津波浸水想定 H26. 2)

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則



出典：兵庫県 津波浸水想定図 平成 26 年 2 月

図 1-2-5 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図（レベル 2）

3. 被害シナリオ

	地震	津波
地震の発生>	<ul style="list-style-type: none"> ・小刻みな揺れの後、大きな船に乗っているような、ゆったりとした大揺れが3分程度続く ・神戸市域の最大震度6弱、全域で震度5弱以上の強い揺れに襲われる。 ・木造建物では壁や柱の破損、倒壊するおそれがある。また、鉄筋コンクリート造建物では壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂の発生や、壁、柱破壊のおそれがある。 ・長周期の地震波により、超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング(液面揺動)や地盤の液化化による地下埋設物の浮き上がり現象等が生じる。 ・路面の亀裂や陥没など道路被害が発生し、沿道の建築物の倒壊などによる道路閉塞箇所も多数にのぼる。 ・急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。 ・沿岸の住宅密集地域を中心に火災が発生し、初期消火が困難なことから延焼も起きる。 ・沿岸部では津波避難指示の発令に伴い、住民が一斉に緊急避難場所への避難を始める。津波到来まで80分～110分程度の時間が見込まれることから、徒歩だけでなく、自動車でも避難しようとする人もいて、渋滞などの交通混乱が生じる。 ・停電、ガス供給停止、断水、下水道支障などライフラインの停止が広範囲に及ぶ。 ・山陽新幹線全線、在来線が広範囲に不通になるほか、高速道路の一部区間も不通になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後約80分（垂水区）から110分（東灘区）で第1波が到達する。 ・7割程度の人は緊急避難場所などに逃れるが、全壊家屋内の閉じ込めや逃げ遅れによる死者が多数発生する。 ・海岸では海水浴客等海浜利用者の避難で混乱が生じる。 ・いったん避難所等に逃れた人の中には、津波の第一波が収まったのをうけて自宅や職場の状況を見に戻り、繰り返し来襲する第二波以降の津波に巻き込まれる人もいる。 <p>■レベル1（M8クラス）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東灘～長田区でT.P. +2.0～2.5m程度の津波が押し寄せる。 ・防潮堤が機能し、防潮扉等が閉鎖できなかった場合、東灘、中央、兵庫、長田区の一部が浸水する。 ・防潮堤、防潮扉等が機能した場合でも、中央区、兵庫区の一部区域が浸水する。 ・先行する地震で防潮堤が損壊した場合、沿岸部の低地盤地において、可能性は低いものの浸水の恐れがある。 ・堤外地、自然海浜は、いずれの状況でも浸水する。 <p>■レベル2（M9クラス）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部全域でT.P. +2.5～4.0m程度の津波が押し寄せる。 ・防潮堤や堤防は地震動により沈下等の被害を受けており、沿岸部で津波が越流し、沿岸部を中心に広範囲にわたって浸水する。 ・ポートアイランドでは津波によりアクセスが一時制限される。
津波の到達>		
約3時間後>	<ul style="list-style-type: none"> ・余震が発生し、建物被害が生じるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大浸水域が判明 ・津波警報が解除されるまでは警戒が必要。 <p>■浸水時に予想される被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波によって堆積した家屋のガレキや自動車などの可燃物の中に、漂流するうちに気化したガソリンなどが充満し、一部は引火して延焼が起きる。 ・津波により小型船は陸上に乗揚げ、大型船は港内を漂流・座礁するほか、荷役装置が損壊し大量の浮遊物が発生するとともに、浮遊物による火災が発生する。 ・防潮堤、防潮扉等が機能しなかった場合、地下鉄の一部の駅や地下街の一部が浸水する。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則

1日後>	地震	津波
3日～ 1週間後>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の倒壊、浸水、余震への恐怖、ライフラインの途絶などにより、多数の住民が避難所へ押し寄せ る。 ・ 公共交通機関を利用して遠方から通勤・通学する人が多いことから、多数の帰宅困難者の発生が見込 まれる。 ・ 揺れや浸水の被害により営業できない小売店が発生するほか、営業を継続している店舗でもすぐに在 庫がなくなり、入荷の見通しが立たない。 ・ 事業所の被災、ライフライン途絶や港湾被害、全国的な燃料不足などにより、事業所における生産活 動の停止が広範囲で生じる。 ・ 救出・救助活動、消火活動が本格化するが、全国的な被害発生により十分な応援が得られない ・ 津波が収束したあとには、海底から巻き上げられたヘドロなどの津波堆積物や放置自動車などが大量 に残っており、断水や資機材・人員の不足からその除去は容易に進まない。このため、日常生活や、 応急復旧作業の車両通行に支障が生じる。 ・ 多数の人が避難所で夜を明かす。避難所で食料や飲料水が不足する。 ・ 負傷者の治療や緊急避難場所へ待避している人の救出、遺体収容作業が本格化し、被災地内の病床だ けでは足りず、患者の広域搬送が本格化する。 ・ 住民が帰宅することが当面困難で早期復旧の対象外となった地域を除き、多くの地域で停電が解消す るが、断水や下水道支障の多くは継続する。 ・ 津波が収束するが、取り残された住民の救助や堤防等の応急復旧、排水が開始される。 ・ 本震で液状化が起こったところでは地盤が傷んでおり、比較的小さな余震によっても建物被害が生じ るおそれがある。 	

なお、平成 26 年 6 月に兵庫県が発表した「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」に
ついては、「総則資料 6-1-6」に示す。

4. 津波災害に関する基本的な考え

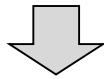
想定される2つのレベルに対して、それぞれ以下のような考え方で対策を推進する。

(1) 「レベル1」への対応（被害抑止策）

人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から、海岸保全施設等を整備し、できる限り被害を抑止する被害抑止策を基本とする。

(2) 「レベル2」への対応（被害軽減策）

最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等の現在のハード対策では物的な被害を防ぎきれないため、人命を守ることを最優先とした被害軽減策を基本とし、住民の避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。



【ハード対策】

- ① レベル1の津波高を対象とした防潮施設等の計画的な整備・補修・補強の推進
- ② レベル2の津波を想定し、津波が防潮堤を越流した場合でも、粘り強く防潮堤が機能する構造への補強対策の検討及び実施
- ③ 防潮扉、水門等の閉鎖体制の確立と作業員の安全確保

【ソフト対策】

- ① 市民・事業者への南海トラフ地震の情報発信と避難の啓発
- ② レベル2の津波浸水想定区域を対象とした避難対策の推進
- ③ レベル2の津波を想定した避難訓練の実施や防災教育の推進

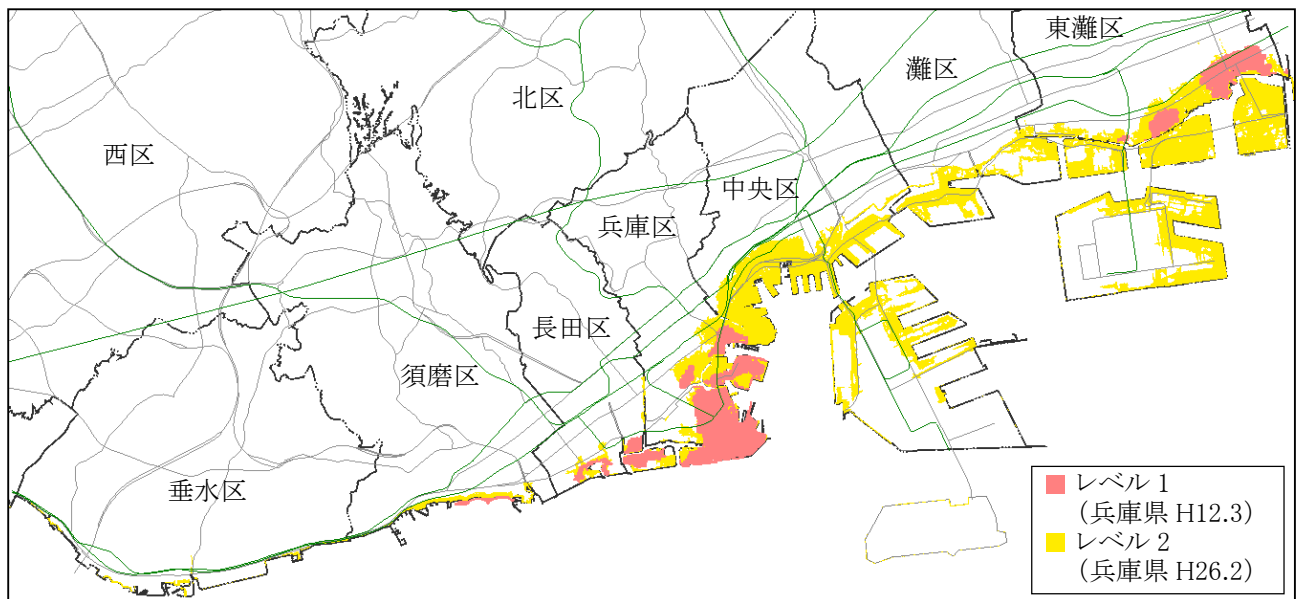


図 1-2-6 レベル別の津波浸水想定図

- 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 2. 南海トラフ地震への備え

第2章 南海トラフ地震への備え

2-1 物資、資機材、人員等の調達・確保等

1. 資機材の調達・確保【行財政局、港湾局、消防局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-4 災害用機械器具確保計画」による。

2. 人員の確保・配置【行財政局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-5 災害対策要員の確保」による。

2-2 他機関に対する応援要請

「地震・津波対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制計画」による。

2-3 迅速な救助を行うための整備・体制

1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」による。

(1) 庁舎消防庁舎等の耐震化の推進

災害時に防災の中核拠点となる施設の耐震化については、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。なお、地震防災対策特別措置法に基づき、兵庫県において定められる地震防災緊急事業5箇年計画と連携して進める。

(2) 初動体制の強化

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」による。

(3) 防災対応マニュアルの活用と充実

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震対策等に関わる42項目について、防災対応マニュアルを整備しており、災害発生時にはこれらのマニュアルを活用する。救助・救急に関するマニュアルについては、以下にとおりである。

なお、これらのマニュアルは、防災訓練等を通じて検証をするとともに、多様な災害や事故に対応できるように、必要に応じて充実を図る。

表 2-3-1 救助・救急に関するマニュアル一覧

項目名	所管課	頁※
災害時初動対応チーム活動マニュアル	危機管理室	26
震災初動対応マニュアル	消防局	29
救護活動マニュアル	健康局	32
医薬品集積マニュアル	健康局	34

※記載のページ数は、地域防災計画 防災対応マニュアルのもの

(4) 資機材の整備・更新

経年劣化などにあわせて、計画的な更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した資機材、消防・救助資機材及び安全装備品の整備について計画的に行う。

2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備」による。

3. 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

他都市や防災関係機関とは、様々な分野での災害応援協定を締結し、大都市、近隣市、団体、企業との連携強化に努めており、今後も応援協定の締結を推進する。応援協定に関しては、「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備 3-3 応援協定」を参照のこと。

4. 消防団等の充実

市は、消防団に関し、入団促進による人員確保、装備・施設の充実、教育・訓練の充実に努めるとともに、大規模災害時に市民・事業者が率先し、迅速な防災対応や救助・救援が行えるよう、市民防災リーダーの育成や市民救命士の育成に取り組む。

(1) 消防団による防災活動の推進

消防団は地域防災の中核として、多様化する都市災害や大規模災害に対応するため、地域住民の防火防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに次の事項を実施する。

① 消防団員の育成

消防団の基本理念は「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護の精神である。大規模災害時において、地域防災の中核となる消防団の装備や研修、訓練の充実に図り、大規模災害時に自らが判断し、的確な活動を実施できる消防組織へと育成を進める。

② 防災知識の普及

地域の防災リーダーとして消防団は防災福祉コミュニティや住民に対して地域防災講習会等を実施し、実践的な指導を通じた防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

③ 各種訓練指導

初期消火訓練、応急手当の普及啓発、通報、避難要領の指導等を行う。また、市民消火隊の結成区域では、小型動力ポンプの操作要領、また自主防災促進地域にあっては、消火用ボックスの取扱や放水訓練の指導を行う。

④ 消防団員の確保

地域の防災の担い手として中核的役割を担う消防団がより活性化するよう、女性や大学生に入団を呼びかけるほか、事業所にも協力を働きかけるなどの入団促進を進める。

- 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 2. 南海トラフ地震への備え

2-4 避難意識の普及・啓発対策

市は、住民等の津波避難に関する意識啓発を推進するため、以下の事項に取り組む。

1. 津波防災啓発広報の実施

市は、津波浸水想定区域の住民や企業等が日頃から津波を警戒する意識を持ち、いざという時に的確に避難できるよう、①対象地域、②津波時の避難先、③避難路に関する事、④避難指示などの避難に関する情報の伝達方法、⑤避難所にある設備物資及び避難所で行われる救護の措置、⑥避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）の情報を広報する。

市は、避難の目安となるラインを示すなど、媒体や対象に応じたわかりやすい広報に努める。

2-5 災害時要援護者への対応

1. 災害時要援護者への対応のための日頃からの取組み【危機管理室、福祉局等】

「共通編 予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-1 災害時要援護者の支援に向けた非常時からの取組み」による。

2-6 帰宅困難者への対応

1. 帰宅困難者対策【危機管理室、文化スポーツ局、建設局、港湾局、交通局、報道機関、公共交通機関】

「共通編 予防計画 第8章 帰宅困難者対策」による。

第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

3-1 津波からの防護のための施設の整備等

港湾、河川、海岸、漁港等における、津波からの防護のための防潮堤、防潮扉、水門等（以下、「防潮施設等」という。）に関する整備、日常及び緊急時の対応は、以下の事項に配慮して実施する。

1. 基本方針【各管理者】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（以下、「各管理者」という。）は、津波による被害の恐れのある地域において、防潮施設等の計画的な整備・補修・補強を推進するとともに、定期的な施設の点検や施設管理を行う。

(2) 津波時の体制確立

各管理者は、津波時の迅速な対応が可能になるよう、防潮扉、水門等の閉鎖体制を確立する。なお、防潮扉、水門等の閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖に係る作業員の安全管理に配慮する。

(3) 津波時の迅速な対応

各管理者は、津波が発生した場合は直ちに防潮扉、水門等の閉鎖等の措置を講じる。また、工事中は工事の中断等の措置を講じる。

(4) 平日の夜間、休日等における防潮扉、水門等の閉鎖

各管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、平日の夜間、休日等で防潮扉等を開放する必要がない時は、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

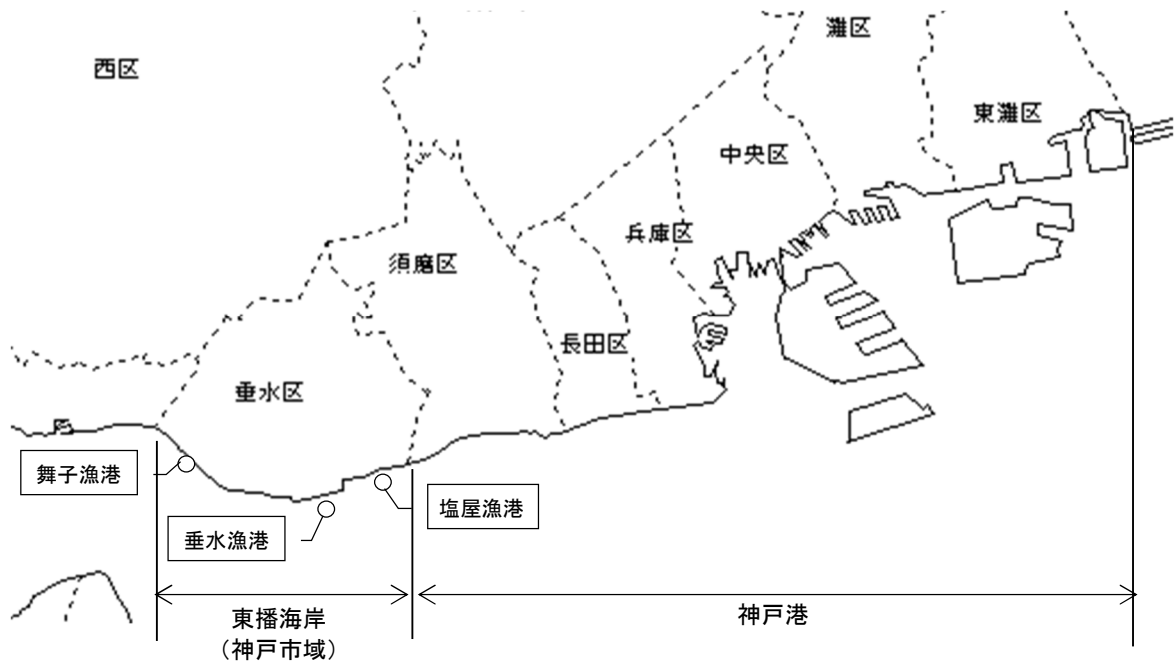


図 3-1-1 神戸市域の港湾・海岸・漁港位置図

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

2. 神戸港（東灘区傍示川～須磨区堺川）港湾管理者の対応【港湾局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

① 海岸保全施設の整備方針

神戸港においては、概ね100年に1回の発生確率の津波（レベル1津波）よりも高潮時の計画潮位の方が高く、高潮対策としての海岸保全施設整備は、既に完了している。

一方、概ね1000年に1回と発生確率は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（レベル2津波）に対しては、既存の防潮堤等を「粘り強い構造」に補強するとともに、防潮鉄扉及び水門を迅速かつ安全に閉鎖できるよう防潮鉄扉等の遠隔操作化を進め、津波による浸水被害の軽減を図る。

② 海岸保全施設の点検方針・計画及び平常時の管理方法

海岸保全施設の管理については、従来の高潮対策と同時に、新たに津波対策としての視点を加味しながら、次のような作業を継続的に進める。

- ・海岸保全施設の維持管理計画を作成し、計画的な点検・補修等を行う。
- ・海岸保全施設の機能、操作性を保持するための日常点検・定期点検を実施する。
- ・防潮扉等の閉鎖支障物の撤去指導を行う。
- ・終業時における防潮扉等の日常的閉鎖について、各委託企業に要請する。

(2) 津波時の防潮扉等の閉鎖体制確立、迅速な対応

地震発生から津波が到達するまで非常に短時間であることが想定されるので、津波時に防潮扉、水門を重点的に閉鎖する体制を確立する。また、これら防潮扉は土地利用状況等により、通常開放しているものと、常時閉鎖しているものとに分けられる。

津波時の防潮扉、水門の閉鎖対応は、通常開放している防潮扉等を対象に、その設置地盤高と津波により想定される最高潮位との関係を考慮して、以下のとおり実施する。

① 閉鎖体制

- ア) 高潮時の体制を基本とする。
- イ) 夜間・休日等における津波発生時は、港湾局職員をはじめ地元の防災組織や事業者、指定管理者などが連携して閉鎖する体制を確立する。
特に高潮時に鉄扉閉鎖を行う事業者・団体については、以下の取組みを進める。
 - a. 終業時に毎日閉鎖する。
 - b. 毎日閉鎖できない企業については、津波時に社内で閉鎖できる体制を確立する。
 - c. 社内だけで対応できない場合は、地元や関連企業、港湾局職員等も含めた閉鎖体制の構築及び遠隔操作化を進める。

② 閉鎖指令基準

- ア) 大津波・津波警報発表時
兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報・津波警報が発表された場合、津波警戒地域内の全ての防潮扉、水門を閉鎖する。
- イ) 津波注意報発表時
兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波注意報が発表された場合、設置地盤高がT.P. +1.6m以下の防潮扉を閉鎖する。

③ 閉鎖活動

津波警報及び注意報が発表された場合は、閉鎖指令を待つことなく、直ちに閉鎖活動を開始する。

④ 閉鎖対象施設の優先順序

津波警報発表時には設置地盤高がT.P. +2.5m以下の防潮扉、水門を最優先に閉鎖する。（表3-1-1参照）

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

詳細については個々の施設の特性等を考慮しながら、予想浸水地域ごとに決定する。
津波警戒地域内の防潮扉、水門を表3-1-1に示す。

表 3-1-1 津波警戒地域内の防潮扉、水門

令和2年7月1日現在

施設名	閉鎖基準 設置地盤高 閉鎖担当 閉鎖方法	津波 注意報 で閉鎖							津波 警報 で閉鎖							合計		
		KP+2.70m未満							KP+2.70m以上									
		港湾局			委託先企業等				合計	港湾局			委託先企業等				合計	
		現場 操作	遠隔 操作	小計	現場 操作	遠隔 操作	小計	現場 操作		遠隔 操作	小計	現場 操作	遠隔 操作	小計				
防潮扉	10	-	10	41	-	41	51	32	7	39	67	-	67	106	157			
水門	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	-	6	6			
合計	10	-	10	41	-	41	51	38	7	45	67	-	67	112	163			

⑤ 閉鎖における作業時間

大津波警報・津波警報・注意報が発表されてから概ね60分以内で出動及び閉鎖活動を行い、津波到達時刻の30分前には必ず安全な場所へ退避する。

⑥ 閉鎖指令解除

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報・津波警報・注意報解除の発表をもって閉鎖指令を解除する。

3. 漁港管理者の対応【経済観光局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

海岸保全施設が整備済みである塩屋、垂水、舞子漁港では、海岸保全施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。

(2) 海岸保全施設等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順等

塩屋、垂水漁港において、海岸保全施設の開閉を迅速に行うため、市、地域住民、漁業関係機関等との間で協定を締結する。併せて、訓練を実施する。

4. 東播海岸（須磨区堺川以西～神戸市西境まで）海岸管理者の対応【国土交通省姫路河川国道事務所】

東播海岸における防潮堤等の海岸保全施設は、想定される高潮・津波を考慮した上で順次整備を進める。特に、海岸保全施設の未整備区域である、狩口台地先及び塩屋町地先で、今後、整備を進めていく。海岸保全施設は、機能の保持に努める。

5. 河川管理者の対応【建設局、県】

神戸市域の河口部の護岸高さは、一部の橋梁の河川横断部(高橋川・深江橋)を除き、想定されるレベル1の津波の最高到達高さよりも高く整備されている。

護岸、角落等の防潮施設を定期的に点検するとともに、必要に応じて補修・補強を行う。また、津波が防潮施設を越水した場合でも粘り強く防潮施設が機能する構造への補強対策等を検討する。

津波時に浸水のおそれがある河川横断部(高橋川・深江橋)については角落を整備しており、閉鎖する体制を確立している。対象箇所と閉鎖活動は以下のとおりである。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

表3-1-2 津波浸水想定区域内の角落等

河川名	箇所	種類	管理者	操作者
高橋川	深江橋	角落	神戸市	神戸市, 委託業者

① 閉鎖活動

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報及び津波警報が発表された場合は、閉鎖指令を待つことなく、直ちに閉鎖活動を開始する。

② 閉鎖における作業時間

大津波警報及び津波警報が発表されてから概ね60分以内で出動及び閉鎖活動を行い、津波到達時刻の30分前には安全な場所へ退避する。

③ 閉鎖指令解除

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報及び津波警報解除の発表をもって閉鎖指令を解除する。

6. 内水排除施設の管理者の対応【建設局、港湾局】

内水排除施設の管理者は、当該施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。また、津波対策として、水門や雨水幹線の吐け口からの影響を軽減するため、雨水ゲートや水門が速やかに機能するよう、閉鎖体制を確保する。

また、雨水ゲートや水門の操作を行うための非常用発電装置の整備、点検を行う。

表 3-1-3 津波警戒地域内にある内水排除施設一覧

所管	名称	所在地	備考
建設局	本庄	東灘区深江南町4丁目6-5	雨水, 汚水
	魚崎	〃 魚崎南町2丁目1-15	雨水, 汚水
	京橋	中央区新港町1-10	雨水
	宇治川	〃 東川崎町1丁目1-2	雨水, 汚水
	中突堤	〃 波止場町3丁目	雨水
	小野浜	〃 浜辺通1丁目	雨水
	和田岬	兵庫区吉田町1丁目	雨水
	浜中	〃 浜中町2丁目18	雨水
	島上	〃 鍛冶屋町1丁目1-17	雨水
	南駒栄	長田区南駒栄町1-66	雨水
	外浜	須磨区外浜町2丁目2-5	雨水
港湾局	魚崎浜	東灘区魚崎浜町	雨水
	魚崎浜第2	〃	雨水
	新在家	灘区新在家南町4丁目	雨水
	新港	中央区小野浜町	雨水
	東川崎	中央区東川崎町4丁目	雨水
	大輪田	兵庫区切戸町	雨水
	出在家	〃 出在家町2丁目	雨水

3-2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」に定めるほか、次の事項に配慮する。

1. 津波に関する情報伝達経路の整備方針及び計画【危機管理室】

市は、津波情報等の緊急情報（大津波警報・津波警報・津波注意報、避難指示）や救援・救助情報を避難所や防災福祉コミュニティ関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系の整備、津波・高潮避難対象地区への拡声子局の増設を行う。

併せて、より多様な情報伝達経路の確保のため、インターネット放送を活用した緊急情報の伝達について検討する。

〔参考〕海岸部での設置状況

○戸別受信機（ラジオ型）を行政機関及び海岸部の防災福祉コミュニティに設置している。

○拡声子局（屋外スピーカー型）の設置状況は防災DB 共予防 資料2-2-4のとおり。

2. 防災関係機関相互の情報の共有【危機管理室】

市は、災害情報及びこれに対する措置に関する情報を、県及び防災関係機関と相互に共有する。

3. 居住者等への広報

市は、地震発生後、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）、及び市内に一時滞在する観光客その他の滞在者（以下、「観光客等」という。）に対し、津波情報を広報する。

(1) 広報の内容【市長室、危機管理室】

- ① 発生した地震、津波及び余震等、今後の地震・津波に関する情報
- ② 避難指示などの避難に関する情報
- ③ 避難所に関する情報
- ④ その他、住民、事業者が早急に取り組むべき措置及び被災者のニーズに応じた情報

(2) 広報の手段

市は、津波被害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う広報活動、広報車、防災行政無線等の手段により、迅速に広報活動を実施する。

① 報道機関の協力を得て行う広報活動【市長室】

市は、災害発生直後に市役所1号館16階会見室、4号館（危機管理センター）1階防災展示室等に「プレスセンター」を特設し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

また、県では、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、ラジオ関西、ラジオ大阪、兵庫エフエム放送（Kiss-FM KOBE）、FM802（FM COCOLO）と「災害時における放送要請に関する協定」（防災DB 協防災関連 資料2-1～3）を締結している。市は、やむを得ない場合を除き、災害時の放送要請は県知事を通じて実施する。また今後、コミュニティ放送（FM）局、ケーブルテレビ等、地域情報機関と災害情報に関する放送の実施に関する協定締結を進める。

② 広報車による広報

より綿密な広報活動を実施するため、広報車を有する市部局は広報車による広報活動の実施を検討する。ただし、時間的制約や道路の通行障害等により、巡回区域に制約を受けることが予想されるため、必要に応じて警察その他防災関係機関へ協力を要請する。

なお、広報活動の実施にあたっては、津波の到達時間に留意し、作業員の安全確保について

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

も十分検討する。

③ 防災行政無線による広報【危機管理室、消防局】

市は、防災行政無線により、地震、津波等の緊急情報の広報を行う。防災行政無線による大津波警報・津波警報・注意報発表時の情報連絡は図3-2-1のとおりとする。

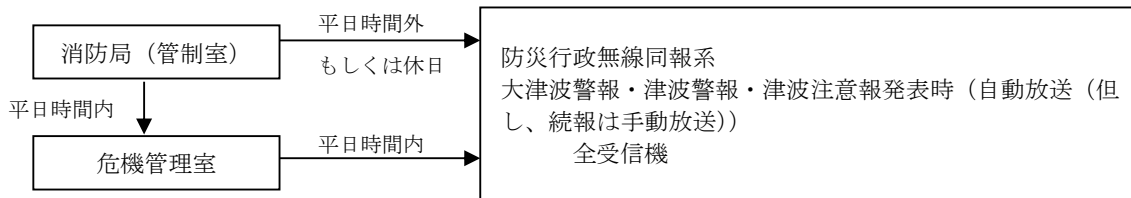


図 3-2-1 防災行政無線による大津波警報・津波警報・注意報発表時の情報連絡経路

市は、予め防災行政無線の放送内容の文案を定める(防災DB 共予防 資料2-2-5)とともに、その他の情報については適宜、手動放送により広報する。

④ 「ひょうご防災ネット」を活用した情報伝達【危機管理室】

市は、希望する市民の携帯端末等に、緊急情報(地震情報・津波情報・気象情報)、避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

⑤ 緊急速報メール(エリアメール)を活用した情報伝達【危機管理室】

市は、緊急速報メール(エリアメール)を活用し、神戸市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

⑥ J:COM防災情報サービス端末【危機管理室】

市は、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス端末に対して、本市の防災行政無線の放送を再送信し、防災行政無線と同様の緊急情報を伝達する。

⑦ 防災福祉コミュニティとの連携による住民への広報【危機管理室】

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、津波浸水想定区域に重点配置した防災行政無線を通じ、防災福祉コミュニティ等にいち早く正確な情報を周知するよう努める。

⑧ 要配慮者に対する広報【市長室、福祉局】

ア 障害者、高齢者に対する広報

市は、防災福祉コミュニティ等地域住民の協力を得ながら、近隣に居住する障害者、高齢者等に対する広報活動を実施する。また、地域住民が、近隣に居住する障害者、高齢者等の所在や家族構成等を把握できるよう、プライバシーに配慮しつつコミュニティづくりを進める。

また、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じて広報活動を実施する。

聴覚障害者に対しては、文字情報(広報紙、神戸市ホームページ)、テレビ広報番組の字幕による放送等により広報活動を実施する。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し情報を提供する。

イ 外国人に対する広報

市は、「FM COCOLO」を活用して外国人向けへの情報を提供するとともに、領事館や外国人コミュニティ等への情報提供を通じて広報活動を実施する。

⑨ 地下街や公共交通機関における災害情報の提供【市長室、建設局、交通局、公共交通機関】

市は、関係機関等の協力のもと、地下街や公共交通機関において、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合は、直ちに構内、車内や駅、ターミナル等の主要拠

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

点で情報提供を行い、適切な対応ができるよう検討する。

⑩ その他の広報手段の確保【市長室、危機管理室、建設局】

ア 市は、神戸市ホームページでの災害情報の掲示、携帯サイトでの災害情報の掲示、アマチュア無線団体との連携等、より広範囲な手段の確保に努める。

イ 道路管理者は、走行中の自動車に対するITS、可変サイン等による情報提供と、迂回の指示が可能なシステムを検討する。

(3) 市民・事業者の広報入手【経済観光局、港湾局、神戸海上保安部】

市民・事業者は、緊急時の災害情報が迅速に入手できるよう、テレビ、ラジオ、携帯電話等の受信機器（停電時でも使えるものが望ましい）を備えておくよう努める。

4. 船舶に対する伝達

(1) 入出港中及び在泊中の船舶への情報伝達

市は、こうべポートラジオ（海岸局）や既存の連絡網を最大限に活用し、停泊中、入出港中の船舶に気象庁または大阪管区気象台（以下、「気象庁等」という）からの津波情報を伝達する。

神戸海上保安部は、巡視艇により、停泊中、入出港中の船舶に気象庁等からの津波情報を周知する。また、第五管区海上保安本部より、気象庁等からの津波情報がこうべほあん（海岸局）から伝達される。

船舶関係者は、停泊中であっても、地震発生後、テレビ、ラジオ、無線等から津波情報等の入手に努めるとともに、市及び防災関係機関は船舶関係者に対し、情報伝達に努める。

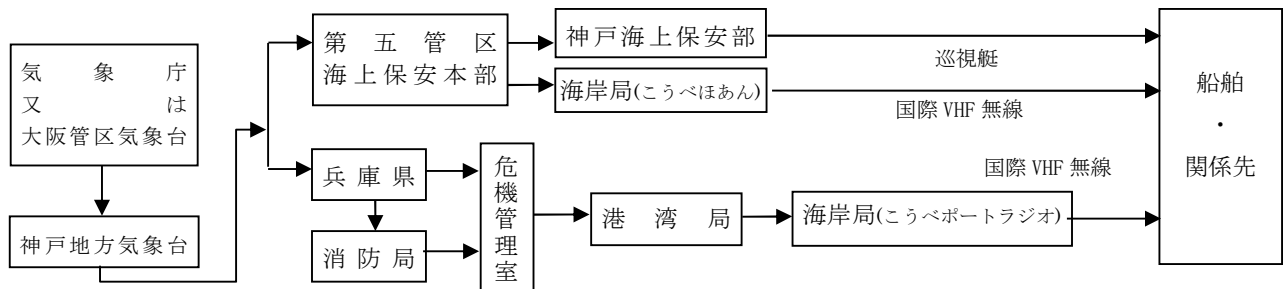


図 3-2-2 入出港中及び停泊中の船舶への情報伝達ルート

(2) 船舶所有者・団体への情報伝達

① 関係船舶団体によるマニュアルの作成

大型貨物船、作業船、漁船、プレジャーボート等船舶団体は、自ら行う災害情報の収集連絡のための体制、船舶の避難に関する事項等を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行う。

② 市及び神戸海上保安部等の支援

市及び神戸海上保安部等は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、同団体との連絡体制を整備する。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

表 3-2-1 主な関係船舶団体一覧

所管局	船舶団体	船舶種類	備考（地区等）
港湾局	日本船主協会阪神地区船主会	大型貨物船	
	外国船舶協会神戸支部	大型貨物船	
	神戸起重機船協会	作業船	
	神戸台船協会	作業船	
	関西プレジャーボート協会	プレジャーボート	
	神戸タグ協会	タグボート	
	一般社団法人神戸港清港会	清掃船	
	神戸旅客船協会	旅客船	
	神戸港はしけ運送事業協同組合	はしけ	
	日本押船土運船協会	プッシャーボート	
経済 観光局	神戸市漁業協同組合	漁船	駒ヶ林、東須磨、塩屋、垂水、舞子
	兵庫漁業協同組合	漁船	
	株式会社マリNZ	プレジャーボート	神戸フィッシャリーナ

5. 市域における被害情報の迅速な把握【危機管理室】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-1 災害情報の収集・伝達」による。

3-3 避難対策等

津波からの避難対策については、住民等の生命を守ることを最優先とし、最大クラスの津波（レベル2）を対象とする。

1. 津波に備えるエリア

(1) 津波に備えるエリア【危機管理室、港湾局、消防局】

① 津波浸水想定区域

兵庫県が発表した南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定区域」に基づき、津波による浸水可能性が高い地域を表3-3-1に示す。

津波浸水想定区域の居住者等は、大津波警報または津波警報が発表された場合は、速やかに避難する。

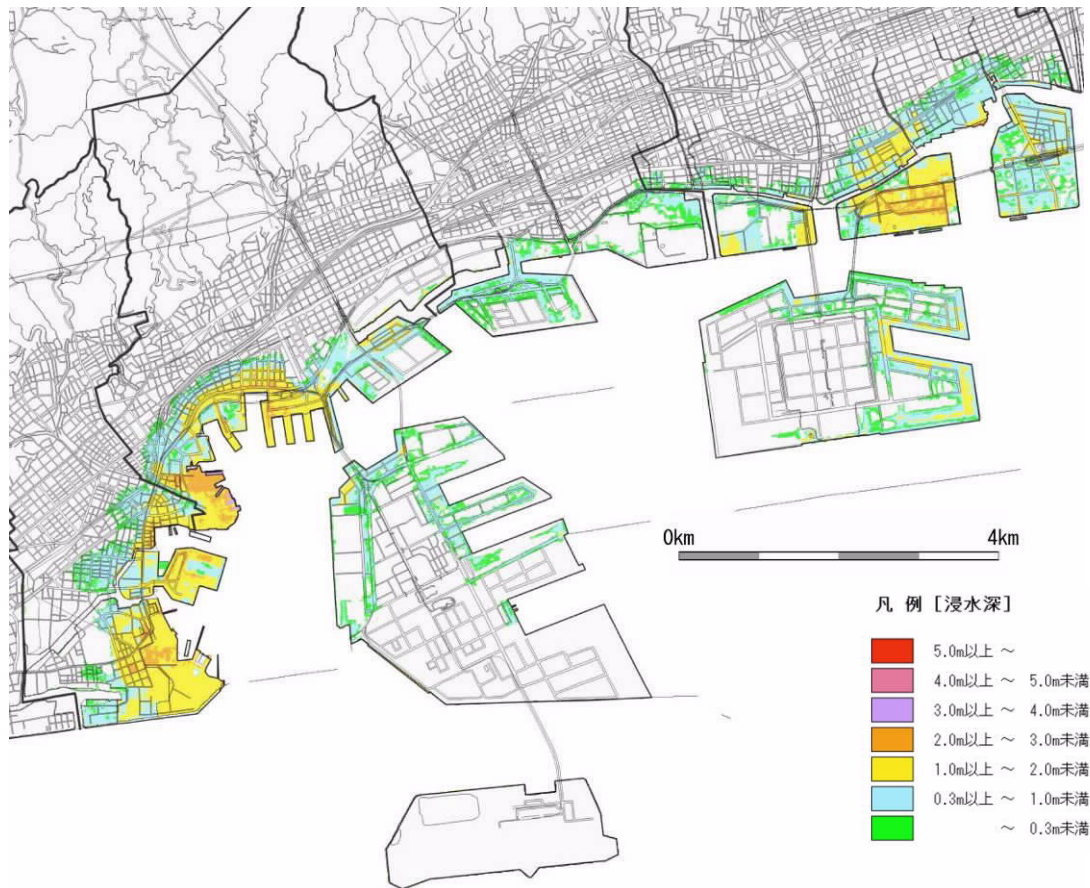
表 3-3-1 津波浸水可能性が高い地域

区	対象町丁等
東 灘 区	魚崎西町 1, 魚崎西町 2, 魚崎中町 2, 魚崎中町 3, 魚崎南町 1, 魚崎南町 2, 魚崎南町 3, 魚崎南町 4, 魚崎南町 5, 魚崎南町 6, 魚崎南町 7, 魚崎南町 8, 魚崎浜町, 御影石町 1, 御影塚町 1, 御影塚町 3, 御影浜町, 御影本町 1, 御影本町 3, 御影本町 5, 御影本町 7, 向洋町西 1, 向洋町西 2, 向洋町西 3, 向洋町西 6, 向洋町中 9, 向洋町東 1, 向洋町東 2, 向洋町東 3, 向洋町東 4, 住吉南町 1, 住吉南町 4, 住吉浜町, 深江南町 1, 深江南町 2, 深江南町 3, 深江南町 4, 深江南町 5, 深江浜町, 深江北町 4, 深江北町 5, 深江本町 3, 深江本町 4, 青木 1, 青木 2, 青木 3, 青木 4, 青木 5, 青木 6, 北青木 3, 北青木 4, その他海岸付近
灘 区	摩耶埠頭, 摩耶海岸通 1, 灘浜町, 灘浜東町, 味泥町, 新在家南町 1, 新在家南町 2, 新在家南町 3, 新在家南町 4, 新在家南町 5, 浜田町 1, 浜田町 4, その他海岸付近
中 央 区	伊藤町, 磯辺通1, 磯辺通2, 磯辺通3, 磯辺通4, 栄町通1, 栄町通2, 栄町通3, 栄町通4, 栄町通5, 栄町通6, 栄町通7, 加納町6, 海岸通, 海岸通1, 海岸通2, 海岸通3, 海岸通4, 海岸通5, 海岸通6, 京町, 元町通1, 元町通2, 元町通3, 元町通4, 元町通5, 元町通6, 古湊通1, 江戸町, 港島1, 港島2, 港島3, 港島4, 港島5, 港島6, 港島7, 港島8, 港島9, 港島中町1, 港島中町2, 三宮町3, 小野浜町, 新港町, 神戸空港, 西町, 前町, 相生町1, 相生町2, 相生町3, 相生町4, 相生町5, 多聞通2, 中町通2, 東川崎町1, 東川崎町2, 東川崎町3, 東川崎町4, 東川崎町5, 東川崎町6, 東川崎町7, 東町, 播磨町, 波止場町, 浜辺通2, 浜辺通3, 浜辺通4, 浜辺通5, 浜辺通6, 弁天町, 明石町, 浪花町, 脇浜海岸通1, 脇浜海岸通3, 脇浜海岸通4, その他海岸付近
兵 庫 区	芦原通1, 磯之町, 永沢町2, 遠矢町1, 遠矢町2, 遠矢浜町, 笠松通5, 笠松通6, 笠松通7, 笠松通8, 笠松通9, 笠松通10, 吉田町1, 吉田町2, 吉田町3, 御崎町1, 御崎本町1, 御崎本町2, 御崎本町3, 御崎本町4, 今出在家町1, 今出在家町2, 今出在家町3, 今出在家町4, 佐比江町, 材木町, 三石通1, 三石通2, 三石通3, 七宮町1, 七宮町2, 出在家町1, 出在家町2, 小河通1, 小河通2, 小河通3, 小河通4, 小河通5, 小松通2, 小松通3, 小松通4, 小松通5, 小松通6, 松原通1, 松原通2, 松原通3, 上庄通1, 上庄通2, 上庄通3, 神明町, 須佐野通1, 須佐野通2, 須佐野通3, 須佐野通4, 西出町, 西出町1, 西出町2, 切戸町, 船大工町, 鍛冶屋町1, 鍛冶屋町2, 築地町, 中之島1, 中之島2, 島上町1, 島上町2, 東出町1, 東出町2, 東出町3, 東柳原町, 南逆瀬川町, 南仲町, 入江通1, 入江通2, 入江通3, 浜崎通, 浜山通1, 浜山通2, 浜山通3, 浜山通4, 浜山通5, 浜山通6, 浜中町1, 兵庫町1, 兵庫町2, 北逆瀬川町, 本町1, 本町2, 湊町1, 湊町2, 和田宮通2, 和田宮通3, 和田宮通4, 和田宮通5, 和田宮通6, 和田宮通7, 和田宮通8, 和田崎町1, 和田崎町2, 和田崎町3, その他海岸付近
長 田 区	海運町8, 苧藻通7, 苧藻島町1, 苧藻島町2, 苧藻島町3, 駒ヶ林町1, 駒ヶ林町2, 駒ヶ林町3, 駒ヶ林町4, 駒ヶ林町5, 駒ヶ林町6, 駒ヶ林南町, 駒栄町4, 東尻池新町, 南駒栄町, 浜添通8, 本庄町8, 野田町9, その他海岸付近
須 磨 区	一ノ谷町5(JR線南に限る), 若宮町1, 須磨浦通1, 須磨浦通2(JR線南に限る), 須磨浦通3(JR線南に限る), 須磨浦通4(JR線南に限る), 須磨浦通5(JR線南に限る), 須磨浦通6(JR線南に限る), 西須磨(JR線南に限る), 外浜2, その他海岸付近
垂 水 区	塩屋町1(JR線南に限る), 海岸通, 宮本町, 狩口台7(JR線南に限る), 西舞子1, 平磯1, 平磯2, 平磯3, その他海岸付近

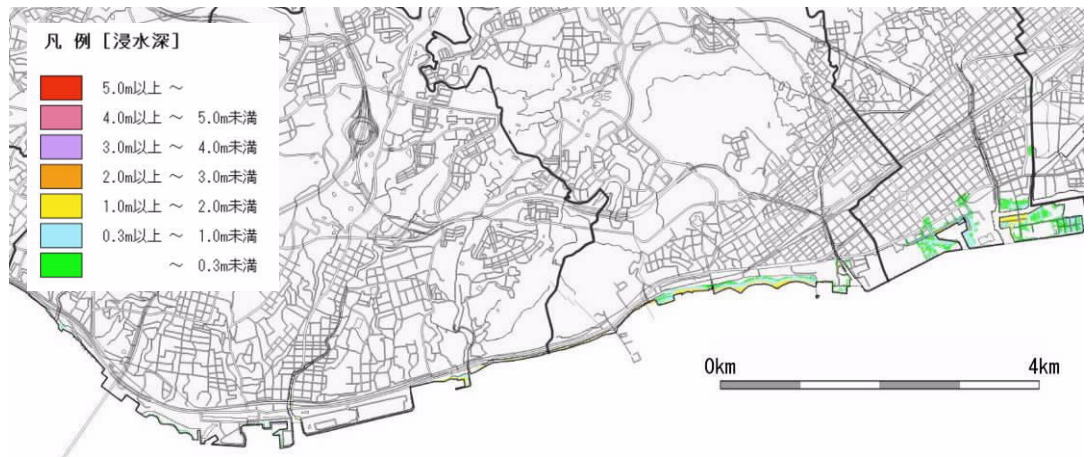
■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

【神戸市 東部】



【神戸市 西部】



【構造物条件】

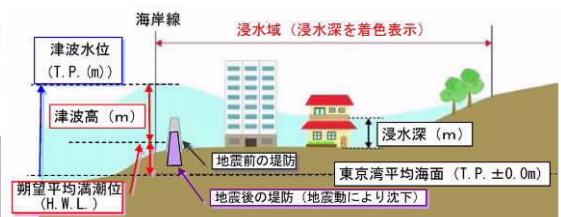
条件：施設あり、地震動による沈下あり、天端越流破堤あり

※ 強震動に伴い防潮堤等の防潮施設は沈下し、さらに、津波が天端を越流

したら破堤するとした場合（防潮門扉、水門は全開）

※ 常時閉鎖されている、あるいは、耐震性を有し、自動化され、津波が到達するまでに閉鎖が完了できる施設は「閉」条件とする

海岸保全施設 河川管理施設	地殻変動に 伴う沈下	地震動に よる沈下	防潮門扉 水門の開閉	津波が施設天端を 越流した場合
あり	沈降のみ考慮	考慮	一部閉鎖	破堤



出典：兵庫県 津波浸水想定図 平成 26 年 2 月

図 3-3-1 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図

2. 津波避難の呼びかけ及び避難指示の発令

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、市長は、必要に応じて海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

また、気象庁（又は大阪管区气象台）から津波警報等の発表がなされた場合は、津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令する。

表 3-3-2 気象庁の発表に応じた対応

警報等	対応※	対象地域
大津波警報・津波警報	避難指示の発令	津波浸水想定区域
津波注意報 その他（津波予報等）	津波の注意喚起	海岸付近 （海浜にいるもの・海岸付近の住民）

※その後の地震・津波情報の更新により、警報、注意報等の発表が変更された場合は、速やかに新たな地震・津波情報に基づいた対応を実施する。

(1) 避難指示の発令

市長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令する。

【補足】

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えると見込まれる巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(2) 避難指示の解除【危機管理室、消防局】

市長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難指示を解除する。

(3) 避難指示の発令、解除の伝達方法【危機管理室、消防局】

避難指示の発令基準、避難指示の発令及び解除の伝達方法は、「第3章 3-2 津波に関する情報の伝達等」による。

(4) 警戒区域の設定【危機管理室、消防局、県警本部】

災害対策基本法第63条に基づき、市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限もしくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な予防に努める。

3. 津波時の避難行動

(1) 津波からの避難

津波からの避難は、地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する水平避難を基本とする。

ただし、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者等が津波到達時間までに水平避難できない場合は、近隣の堅牢な建物の3階以上に移動し、緊急的に津波から身を守る垂直避難も有効な手段である。

なお、津波からの避難は、徒歩を原則とする。

① 水平避難

水平避難は、津波浸水想定区域外へ速やかに避難するが、その後、津波警報等解除までの避難先として、緊急避難場所（津波）がある。この緊急避難場所（津波）は、開けた広い屋外空間とし、広い公園、小中学校のグラウンドなどとする。

② 垂直避難

垂直避難は、堅牢な建物の3階以上を基本とする。この垂直避難先として、地域津波防災計画等で地域が指定した津波緊急待避所がある。

③ 2次避難及び帰宅

津波避難後、津波警報の解除、避難指示の解除などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。自宅が地震や津波で被災して帰宅できない場合は、避難所や知人宅等へ2次避難する。

地震発生からの避難行動については、次ページの避難フローに示す。

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

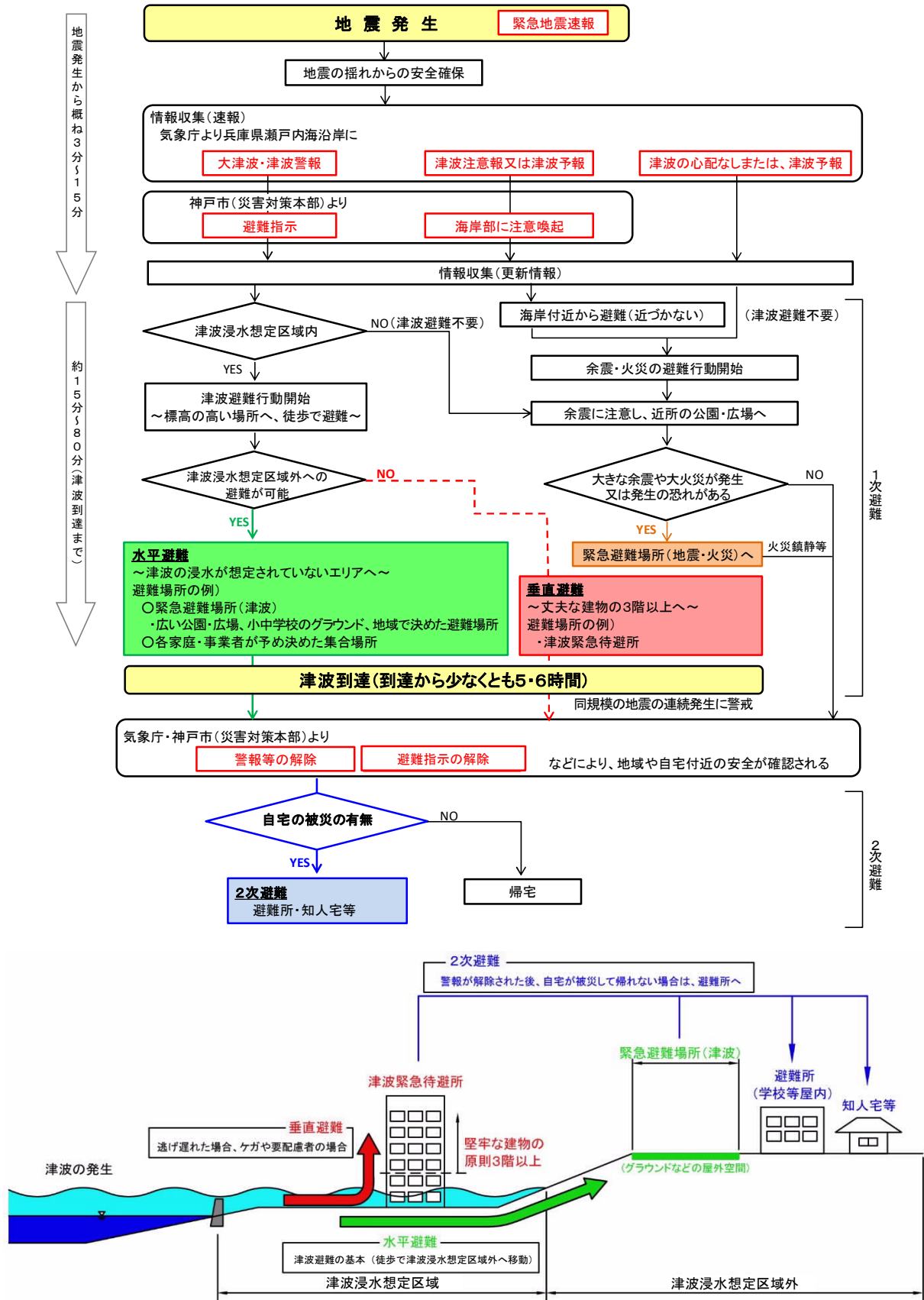


図 3-3-2 避難行動フロー (地震・津波)

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(2) 津波時の避難路

津波時の避難経路は、地震の影響による建物・施設等の倒壊や火災の影響を加味し、概ね幅員 8 m以上の道路をめやすとして、津波避難地に至る経路を避難者各自が選択する。

(3) 避難地の整備及び避難先施設・避難路等の安全性の確保

市は、津波避難地の整備、既存の避難先施設の安全性の再評価、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を計画的に推進する。併せて、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強の啓発に努める。

(4) 居住者等における取り組み

津波浸水想定区域の居住者等は、津波時の避難先、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

(5) 対策計画を作成する事業所等における措置

対策計画を作成する事業所等の避難誘導を実施すべき機関は、津波時の具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明確にしておく。

(6) 防災福祉コミュニティ及び自衛消防組織における取り組み

防災福祉コミュニティ及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、予め定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を取るよう努める。

4. 都心部における津波避難

来街者や就業者の人口が多い都心部（三宮、元町、神戸エリア）における津波避難は、津波浸水想定区域外への水平避難のみで対応すると、避難路の混雑や混乱などが発生し、かえって危険な場合も想定される。

都心部の津波避難行動については、「神戸市都心部における津波避難行動・誘導基本指針」に基づき、水平避難と垂直避難の併用など、都心部内の事業者や団体の協力を得ながら検討を進める。

5. 緊急避難場所（津波）及び避難所

(1) 緊急避難場所（津波）

市は、津波発生時又は発生する恐れがある場合に、津波浸水想定区域外へ速やかに避難した後、津波警報等解除までの避難先として、緊急避難場所（津波）を指定する。

緊急避難場所（津波）は、津波浸水想定区域外の一定の広さを有した屋外空間を基本とする。

なお、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者などが、津波到達時間までに水平避難できない場合の緊急的な避難場所として、堅牢な建物の3階以上を津波緊急待避所に指定する。

指定する場所・施設の条件については、以下のとおりである。

① 津波浸水想定区域外の指定

- ・ 広い公園、広場など
- ・ 小学校・中学校のグラウンド
- ・ 地域津波防災計画で指定した避難場所

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

② 津波浸水想定区域内（津波緊急待避所）の指定 ※

- ・ 堅牢な建物（新耐震基準で設計された鉄筋コンクリート及び鉄骨コンクリート構造）
- ・ 原則3階以上の階層
（想定される浸水深以上の高さが十分確保できる場合はこの限りではない）

※津波緊急待避所の指定にあたっては、外階段やスロープの有無、使用可能な（開放）時間帯、進入口・進入路などに留意して指定する。

【補足】指定緊急避難場所（本市では、緊急避難場所という）

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）

(2) 避難所

① 避難所への2次避難

避難所については、津波警報等が解除されたのち、地震・津波の影響で自宅が被災して帰れない場合に、避難生活を送る場所として使用する。

② 津波時の避難所の開設

ア 津波浸水想定区域内の対応

市は、地震後、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報が発表された場合は、基本的に浸水被害の恐れがある津波浸水想定区域内の避難所の開設を見合わせる。

なお、垂直避難のための津波緊急待避所（緊急避難場所）に位置づけられた避難所については、避難の緊急性から、原則として避難者自らが施設の安全性を確認して避難する。

イ 津波浸水想定区域外の対応

市は、津波発生に伴う避難指示を発令した場合は、津波の到達時間を考慮しつつ、津波浸水想定区域外の避難所を速やかに開設する。

開設は、避難所となる建物及びその周辺の安全を十分確認した上で行う。

ウ 災害の状況が把握できてからの対応

市は、津波災害の拡大の恐れがなくなったと判断した場合は、速やかに津波浸水想定区域内にある避難所及びその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて開設する。

【補足】指定避難所（本市では、避難所という）

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）

③ 円滑な避難所の運営

「地震・津波対策編 応急対応計画 第7章 避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営」による。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

6. 避難誘導體制

市は、津波浸水想定区域の住民等を対象とし、当該地域の防災福祉コミュニティ、管轄の警察及び消防と相互に協力し、適切な避難誘導體制を整備する。

(1) 避難誘導のための情報提供【危機管理室、各区、消防局】

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による災害の状況、地域の被害、緊急避難場所（津波）等の情報を速やかに収集し、避難者に適切に提供する。

(2) 避難路の確保【消防局、県警本部】

市は、津波浸水想定区域において避難路のめやすとしている幅員8m以上の道路を中心に、状況に応じて誘導員を配置して避難路の確保と事故防止に努める。

避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施する。

(3) 地域住民に対する避難誘導【消防局、県警本部】

避難指示が発令されたとき、市は警察の協力を得て、地域単位で津波避難地に誘導する。

なお、避難誘導の実施にあたっては、地震発生から1時間が経過した時点を目安とし、避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

(4) 観光客等に対する避難誘導【経済観光局、消防局、県警本部、各施設管理者】

市は、観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、地震、津波時の避難誘導対策について予め協議・調整し、施設設置者、管理者が情報伝達及び避難方法、避難誘導の手段を定めるよう指導する。

(5) 集客場所等での表示【各施設管理者】

観光地、海水浴場、河川、公園等の集客場所の施設管理者は、津波浸水想定図の掲示や、津波時の避難先及び避難路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の特徴や避難方法について事前周知に努める。

(6) 港湾・漁業関係者等に対する避難対策【経済観光局、港湾局】

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等と予め協議し、港湾関係事業者・漁業協同組合等が情報伝達及び避難方法、避難誘導の手段について定めるよう指導する。

(7) 各船舶の港外退避等【経済観光局、港湾局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、市は、「神戸市における船舶の津波防災計画」（神戸市津波船舶被害対策検討部会、平成14年3月）に基づき、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、各船舶の被害防止措置を定めて関係船舶団体への周知に努める。

各船舶は、大津波警報または津波警報等が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

7. 災害時要援護者・外国人への支援

支援にあたっては、対応者の避難に要する時間に配慮しつつ、特に次の事項に取り組む。

(1) 災害時要援護者の把握【危機管理室、福祉局、健康局】

市は、災害時における支援の基礎データとして使用するため、高齢者・障害者等避難にあたり援助を要する災害時要援護者のリストを整理する。このリストは平常時には行政内部で共有し、神戸市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。（「共通編 予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-1」を参照。）

(2) 災害時要援護者の避難【福祉局、健康局、消防局】

津波の発生の恐れにより、市長（又は消防署長）が、避難指示を発令した時は、(1)に掲げる者の避難時の介護及び搬送は、原則として本人の親族が担当し、併せて本人が属する消防団・防災福祉コミュニティが可能な限り避難支援を実施する。

このため、市は日頃から、防災福祉コミュニティ等とともに、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに取り組む。

(3) 福祉避難所の明示【福祉局】

市は、福祉避難所を明示する。

(4) 外国人の避難誘導等【市長室】

市は、予め関係団体と協議して、外国人に対する避難誘導等の対応について定める。

8. 地下空間の浸水対策【建設局、都市局、建築住宅局、消防局】

市は、津波浸水想定区域において、地下空間（地下街、地下道、地下駐車場、地下階を有する建物等）の浸水を防止するため、以下の事項に取り組む。

(1) 市民、施設管理者等への啓発

広報紙等により地下階への浸水の危険性を啓発するとともに、地下階を有する建物の調査を行い、その所有者又は管理者に対し、浸水の危険性を啓発する。

(2) 止水対策の助言

消防局は、津波浸水想定区域において、建築物関係者等に対し浸水の危険性を啓発し、止水板の設置等の止水対策を助言する。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

3-4 地震発生時の応急対策

1. 施設の緊急点検・巡視

【福祉局、健康局、環境局、行財政局、経済観光局、建設局、港湾局、各区、消防局、水道局、教育委員会、文化スポーツ局】

特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設等の管理者は、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

○特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設

市役所、各区役所、各建設事務所・水環境センター、各消防署、水道局各センター、神戸港管理事務所、環境局各事業所・クリーンセンター、避難所（小中学校、体育館、公民館等）、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、総合備蓄拠点（甲南大学、神戸海星女子学院大学、神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）、神戸学院大学（ポートアイランドキャンパス）、地下鉄大倉山駅構内倉庫、ノエビアスタジアム神戸、道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢（ブライズ館）、道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢（防災備蓄倉庫）、しあわせの村、丸山コミュニティセンター、総合運動公園、西水環境センター、神戸学院大学（有瀬キャンパス）、神戸ワイナリー（農業公園）、集積配送拠点

2. 救助・救急活動・医療活動【健康局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」による。

3. 消火活動【消防局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第5章 地震火災対策」による。

4. 物資調達【経済観光局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第9章 物資の供給計画」による。

併せて、発災後適切な時期に、本市の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他都市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

5. 輸送活動【建設局、行財政局、経済観光局、消防局、交通局、港湾局、県警察、神戸運輸監理部、神戸海上保安部、鉄道事業者、輸送事業者】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第11章 災害時交通規制・緊急輸送対策」による。

なお、道路啓開については、「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき実施することとする。

6. 保健衛生活動・防疫活動【健康局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第12章 保健・防疫・衛生対策」による。

併せて、浸水及びライフライン等の寸断からの環境衛生の悪化による伝染病や集団食中毒等の発生を防止するため、必要に応じ検病調査班、防疫班を編成し、必要な対策を集中的に実施する。

7. 二次災害の防止【建設局、水道局、消防局、ライフライン各社】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第18章 二次災害の防止、大規模事故対策編」による。

3-5 消防機関の活動

1. 重点的に講ずる措置

消防局は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ② 津波からの避難誘導 ※
- ③ 応急浸水対策
- ④ 防災福祉コミュニティ等の各種対応に関する指導
- ⑤ 救助・救急等

※南海トラフ地震において、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域内のパトロール及び避難広報を行う。この場合、地震発生から1時間が経過した時点を目安とし、避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

2. 動員、配備計画等の作成

重点的に講ずる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市震災消防計画に定めるところによる。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

3-6 ライフライン事業者及び放送関係機関の対策

1. ライフライン関係の措置

「地震・津波対策編 応急対応計画 第10章 ライフライン復旧対策」による。

2. 放送関係機関が行う措置

(1) 迅速な地震・津波情報等の提供

放送関係機関は、放送が居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達手段として不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対し、大きな揺れを感じた時は、津波警報等が発表される前であっても迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 津波からの円滑な避難を行うための情報提供

放送関係機関は、県、市町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者及び観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

(3) 必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

放送関係機関は、発災後も円滑な放送を継続し津波警報等を報道できるよう、予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるための具体的内容を定める。

3-7 交通対策

1. 道路に関する措置【建設局、港湾局、近畿地方整備局、県警本部、阪神高速道路株式会社】

県公安委員会及び道路管理者は、津波による危険が予想される路線及び避難路についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

2. 海上に関する措置【港湾局、経済観光局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づく必要な措置を取る。

3. 鉄道・バスに関する措置【交通局、公共交通機関】

鉄道事業者及びバス事業者は、走行路線の中で、津波による危険が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。このため、走行中の列車、車両の乗客や駅、停留所に滞在する者の避難誘導計画等を定めるなど、必要な安全確保対策を実施する。

3-8 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

市が自ら管理又は運営する施設に関する対策は、原則として、南海トラフ地震特措法第7条第4項に基づき対策計画で定める事項に準じ、以下の事項について配慮する。

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等における管理上の措置は概ね次の事項とする。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための避難等の措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 地下施設がある場合は地下施設への浸水防止措置
- ⑤ その他日頃からの備え
 - ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ・水、食料等の備蓄(施設管理者用)
 - ・消防用設備の点検、整備
 - ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等の情報を入力するための機器の整備
 - ・建築物の耐震性の確保

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所等

ア 重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等

ア 当該学校等が本市の定める津波浸水想定区域にある時は、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば養護学校、盲学校、ろう学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は区本部が置かれる庁舎等の管理者の措置

災害対策本部又は区本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を取る。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所等の管理者の措置

避難所等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を取るとともに、避難所又は応急救護所の開設・運営に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【危機管理室、福祉局、健康局、建設局、建築住宅局、港湾局、消防局、水道局、教育委員会】

(1) 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、その必要性及び緊急度に従って年次計画を策定のうえ、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。整備は概ね5箇年を目処とする。

市は、施設整備の年次計画策定に当たり、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

(2) 施設整備の方針実施内容

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）に基づき定められた「地震防災緊急事業五箇年計画」の定めるところ等により実施する。

また、地震津波対策に関する国の補助制度の充実等を要望する。

(3) 市の施設の耐震化

市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

特に、学校の多くが避難所に指定されていることから、旧耐震基準（昭和56年以前の建築）の校舎を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

2. 民間建築物の耐震化の推進【各施設管理者、建築住宅局】

市は、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化事業を進めるなど、すまい等の耐震化の啓発に努め、耐震診断の受診率向上、耐震改修の促進を図る。

(1) 住宅の耐震化

① 耐震診断事業

平成12年度から、昭和56年以前の旧耐震基準による住宅を対象に無料耐震診断を実施している。

② 耐震改修補助

平成17年度から、旧耐震基準による住宅の耐震改修や、家具固定に対する補助を行っている。

③ 耐震化の啓発

耐震診断、耐震改修の必要性とともに、家具の転倒防止等すまい方の工夫についても、広く市民への意識啓発を図る。

(2) 住宅以外の民間建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等について、耐震化に係る費用の一部を補助する制度により、耐震化を促進する。

第5章 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項

5-1 地域防災力の向上

「地震対策編 応急対応計画 第6章 市民・企業の自主防災活動」による。
併せて、自分のいのちは自分で守ることを基本理念とし、特に以下の事項について取り組む。

1. 地域津波防災計画の作成支援及び活用【危機管理室、建設局、港湾局、各区、消防局】

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、また地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政による対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への取り組みが重要である。

市では、津波浸水想定区域を中心に津波による浸水の可能性が高く、津波時に速やかな対応が必要な地域を対象に、地域住民が主体となって津波防災・減災について検討する地域津波防災計画の策定を支援し、市内18地区で策定が完了している。

この地域津波防災計画では、地域の状況・特性を踏まえ、ワークショップやまち歩きを通じて、地震津波の基礎知識、津波時の情報収集・伝達、避難、災害時要援護者の支援、日頃からの備え、地域での取り組みなどを検討する。

これらの検討結果をもとに、津波安全マップの作成・配布や津波からの避難を誘導するための表示板の設置、津波緊急待避所の選定・指定などを行っている。

消防署、区役所が中心となり、地域津波防災計画に基づいた防災訓練などを実施し、地域住民の津波への意識向上を図るとともに、地域の津波防災力の向上に努める。なお、防災福祉コミュニティの合同訓練などを通じて、地域間の連携など考慮した取り組みも実施する。

① 津波安全マップの記載事項例

地域で検討した情報や地図を冊子にとりまとめ、地域の全戸に配布し地域で共有する。

- ・地震津波の基礎知識、浸水想定
- ・津波時の情報収集、避難行動
- ・地域、家族との連絡体制・集合場所
- ・日頃からの備え(非常持ち出し、備蓄、家庭内防災等)
- ・地域の津波ハザードマップ

(避難対象エリア、避難先・ルート、注意事項等)



図 5-1-1 津波防災マップ（魚崎地区）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

5. 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項

② 津波表示板の作成例

地域で選定した避難ルートを中心に避難誘導のための表示板や津波への警戒を促す表示板を設置。(津波避難の方向と地域で決めた避難場所の表示。外国人への配慮として多国語表記とした地域もある。)



図 5-1-2 津波表示板
(誘導表示)



図 5-1-3 津波表示板の設置状況

③ 津波緊急待避所の表示例

津波緊急待避所は、逃げ遅れた人や要配慮者のために、津波から緊急的に避難する次善の策とする施設で、地域で選定・指定を行っている。



図 5-1-4 津波緊急待避所表示板

2. 防災福祉コミュニティの育成【危機管理室、各区、消防局】

市は、防災福祉コミュニティを育成するため、以下の支援策を行う。

1. 市民防災リーダーの養成
2. 防災資機材の配備
3. 消防係員地区担当制による支援
4. ガイドブック作成及び配布
5. 地域津波防災計画に基づいた訓練の支援

3. 事業者等の地域防災活動への参画促進【危機管理室、消防局】

市は、事業者等の地域防災活動の参画を促進するため、以下の支援策を行う。

1. 地域の防災訓練への参加呼びかけ
2. 防災福祉コミュニティとの応援協定の締結促進
3. 事業者防災リーダーの育成における地域防災活動参画への啓発
4. 事業者向け防災情報の提供（防災講習会、神戸安全ネット会議等）
5. ともにつくる安全で安心なまちづくり賞の表彰

5-2 防災訓練に関する事項

1. 防災訓練の実施【危機管理室、各区、県、防災関係機関】

(1) 大規模な地震を想定した防災訓練の実施

市は、本推進計画の熟知及び関係機関と住民の自主防災体制との協調体制強化を目的として、神戸市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

当該防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、地震発生から津波到達までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。

(2) 具体的かつ実践的な訓練の実施

県、防災関係機関、防災福祉コミュニティ等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

1. 要員参集訓練及び本部運営訓練
2. 災害時要援護者、外国人、観光客等に対する避難誘導訓練
3. 津波警報等の情報収集、伝達訓練

(3) 訓練内容の充実に努める

訓練内容を高度かつ実践的なものとするため、訓練実施後に評価・検証を行い、改善に努める。

2. 学校における津波防災訓練の実施【教育委員会、各区】

(1) 津波警戒地域内の学校における避難訓練

津波警戒地域に所在する学校は、避難訓練の一部を兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報発表を想定し、津波警戒地域外への避難訓練を実施する。

(2) 校外学習等における配慮

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習が活かせるようなカリキュラムを盛り込むように努めるとともに、可能であれば訓練を実施する。

(3) 地域、保護者との連携

地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

6. 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

第6章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、防災福祉コミュニティ、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 市職員に対する教育【危機管理室、行財政局、消防局】

市は、南海トラフ地震対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2. 居住者等に対する啓発【各局室区】

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等ごとに、居住者等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前トークの活用など、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流、地すべり）の知識
- ⑧ 各地域における緊急避難場所及び避難路に関する知識
- ⑨ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）
- ⑩ 避難生活に関する知識
- ⑪ 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑫ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑬ 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄及び住宅内でのコミュニティ活動の活性化

なお、スーパーコンピューターを活用した次世代ハザードマップ等、先進的研究成果の活用についても検討する。

3. 南海トラフ地震防災対策計画の作成促進

南海トラフ地震特措法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域にある施設や事業を管理し、または運営するものは、津波から利用客や従業員などを守るため、津波からの円滑な避難を確保する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出が義務付けられている。

消防局は、津波浸水想定区域内の浸水深が30cm以上の地域にある事業所を対象に「南海トラ

6. 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出の促進に努める。

4. 児童、生徒等に対する教育【教育委員会、各区】

小学校、中学校、高等学校では、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- ① 過去の地震及び津波災害の実態
- ② 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ③ 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- ④ 津波防災啓発広報に基づき、自分の家や学校、地域の様子を知ること

5. 相談窓口の設置【危機管理室、企画調整局、市長室、建築住宅局、消防局、各区】

市は、地震対策実施に係る相談窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

7. 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

7-1 気象庁における南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」という。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

4. 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった旨を示す情報

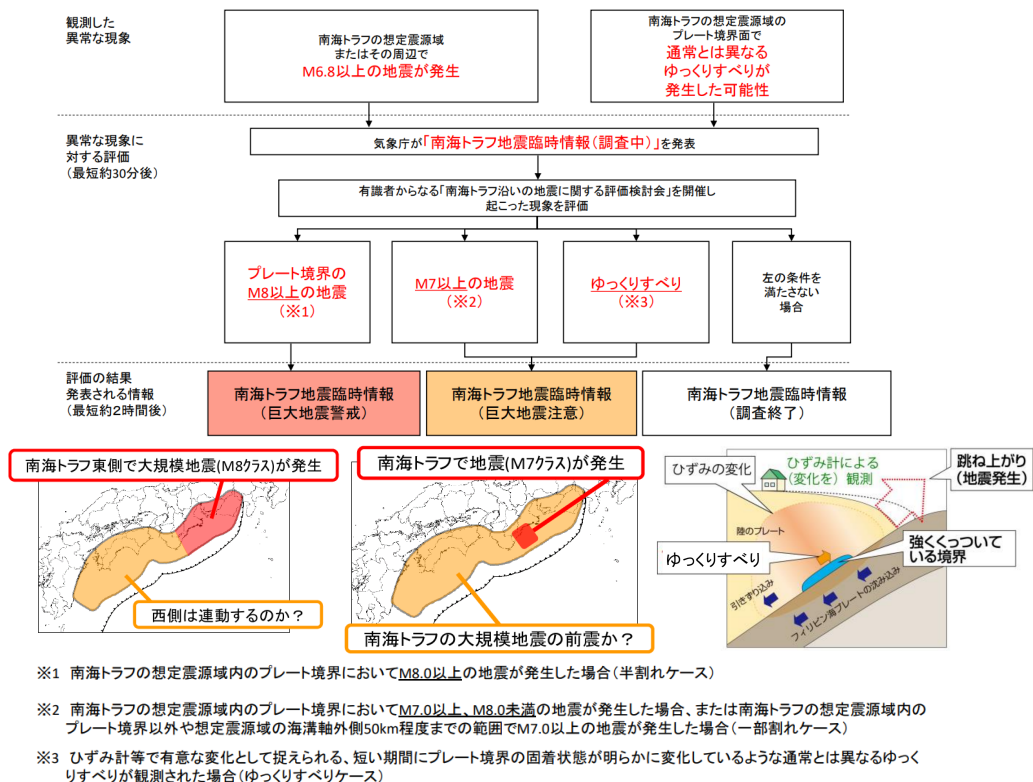


図 7-1-1 異常な現象を観測した場合の情報発表まで

7-2 時間差発生時における円滑な避難の確保等

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等【危機管理室】

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の伝達は、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施する。

伝達等に関する事項は「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」による。

また、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について、平時から市民等に対して周知するなど、意識啓発に努める。

2. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置【危機管理室・港湾局・消防局】

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うとともに情報収集を開始する。

3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置

(1) 災害警戒本部等の設置【危機管理室】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、防災連絡会議を開催し、必要に応じて「神戸市災害警戒本部の設置」及び「防災指令の発令」を行う。

災害警戒本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織3-4 災害対策(警戒)本部等の設置」による。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(3) 市のとるべき措置【市長室・危機管理室・行財政局・経済観光局・建設局・港湾局・区役所・消防局・水道局】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、下記の措置等をとる。

- ・ 備蓄の点検(市の現物備蓄)
- ・ 飲料水・生活用水の供給体制の確認
- ・ 防潮門扉等の施設点検
- ・ 職員参集・応急実施体制の確認
- ・ 市民及び事業所への広報(日頃からの地震への備えの再確認等)

(4) ライフライン事業者及び放送関係機関の対策

水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」3-6「ライフライン事業者及び放送関係機関の対策」に準じて、必要な体制を確保する。

(5) 交通【建設局・港湾局・経済観光局・交通局・神戸海上保安部・近畿地方整備局・県警本部】

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

7. 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

また、道路管理者、神戸海上保安部、港湾管理者、鉄道事業者及びバス事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」3-7「交通体制」に準じて、必要な体制を確保する。

(6) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等、必要な措置をとる。

4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策にかか る措置

(1) 災害警戒本部等の設置【危機管理室】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、防災連絡会議を開催し、必要に応じて「神戸市災害警戒本部の設置」及び「防災指令の発令」を行う。

災害警戒本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織3-4 災害対策(警戒)本部等の設置」による。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 市のとるべき措置【市長室・危機管理室・行財政局・経済観光局・建設局・港湾局・区役所・消防局・水道局】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合において、下記の措置をとる。

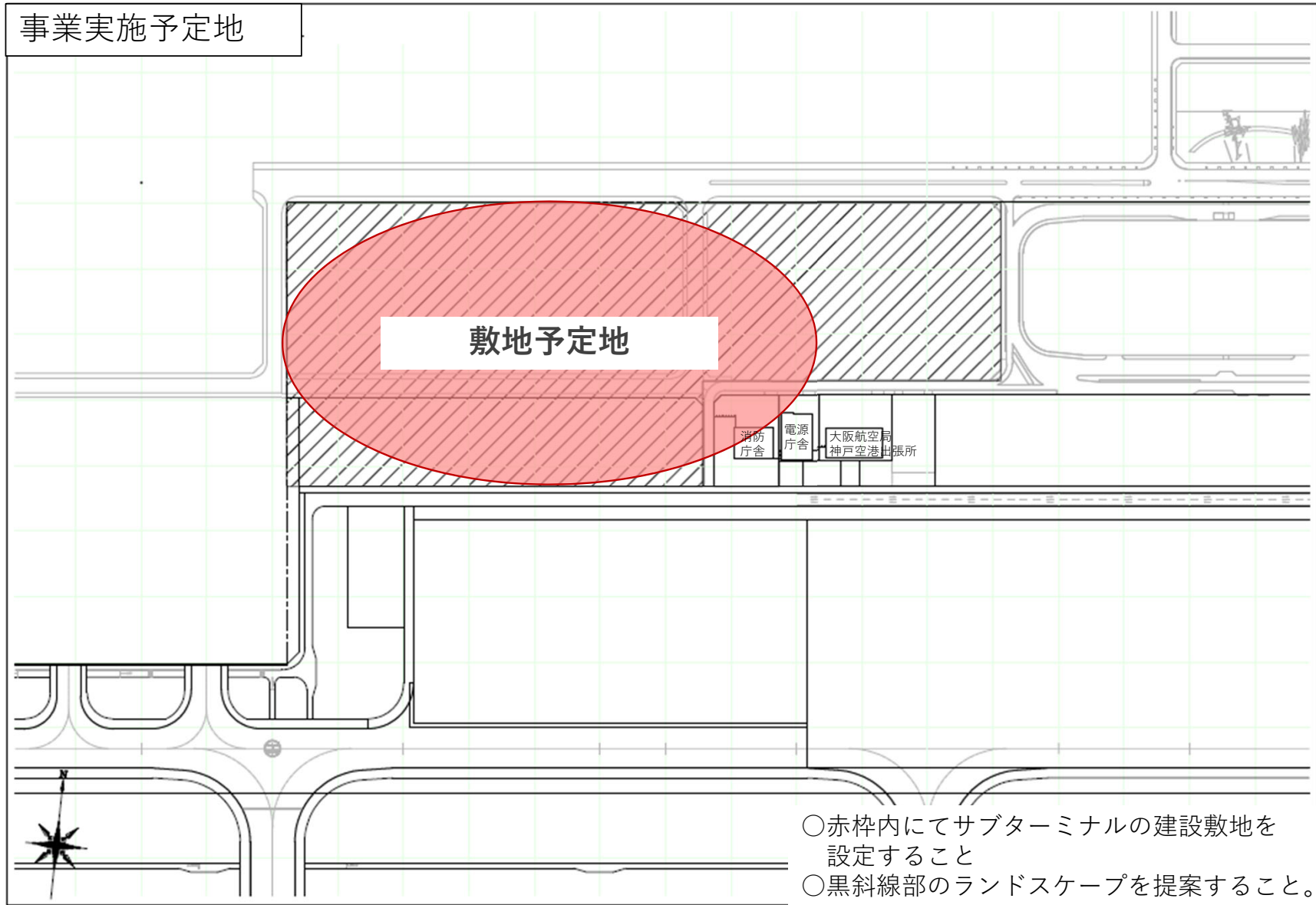
- ・ 備蓄の点検(市の現物備蓄)
- ・ 飲料水・生活用水の供給体制の確認
- ・ 防潮門扉等の施設点検
- ・ 職員参集・応急実施体制の確認
- ・ 市民への広報(日頃からの地震への備えの再確認等)

(4) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等、必要な措置をとる。

事業実施予定地

参考資料 1



- 赤枠内にてサブターミナルの建設敷地を設定すること
- 黒斜線部のランドスケープを提案すること。

エプロン計画図 (S=1/2,000)

